

特70

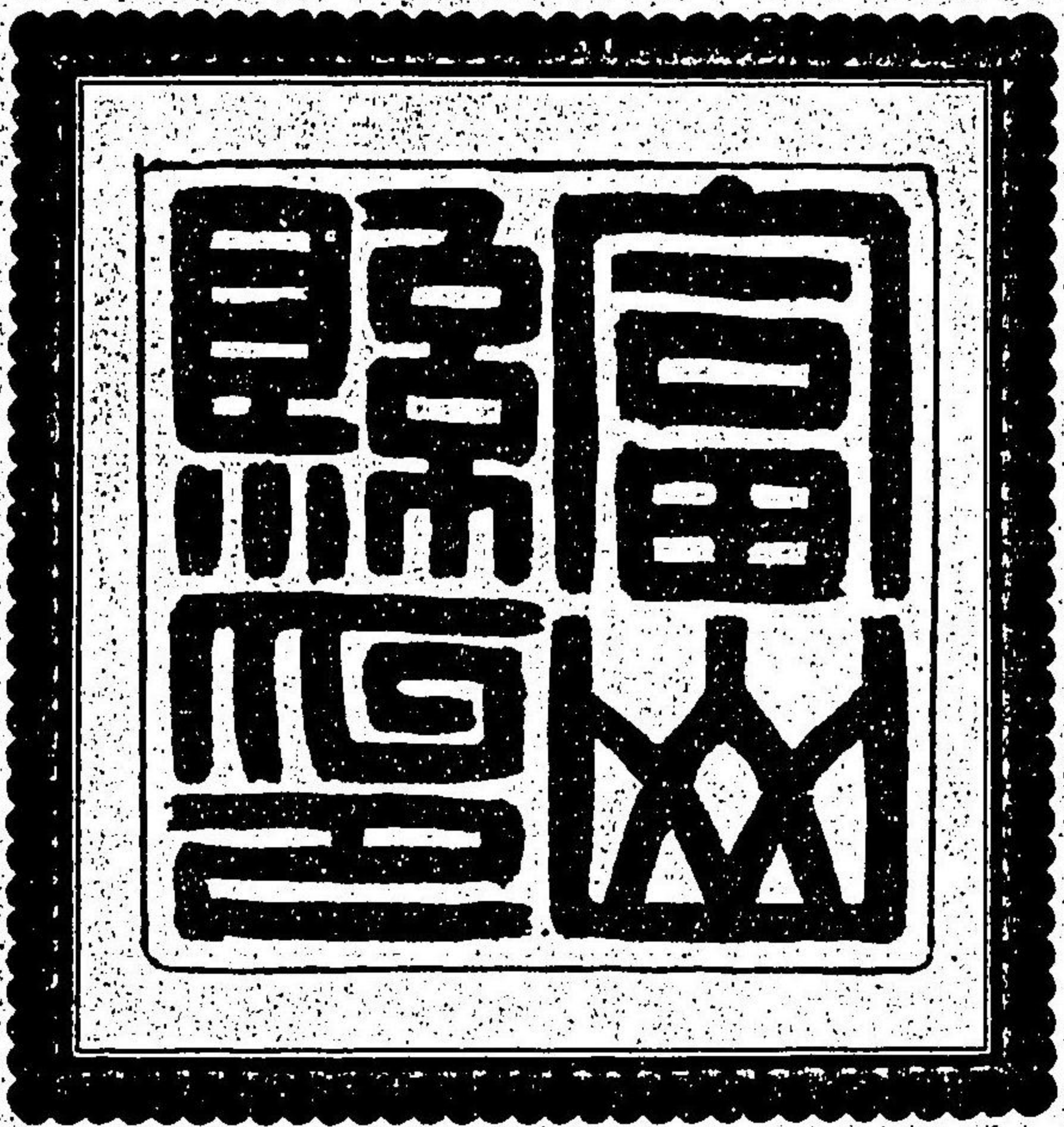
56

富山縣編纂

越中史料

卷之二

富山縣藏版



越中史料

第二卷目次

後陽成天皇

天正十五年

紀元二千七百二十四年

五月二十四日 利家新川郡舟見村寶福寺に百俵の地を寄附す……………一

三十日 秀吉肥後を以て成政を封し、相良頼房をして之に屬し、其

邑を安堵せしむ……………一

七月六日 今石動城主前田利秀、山林若干畝を永傳寺に寄進す……………三

天正十六年

紀元二千七百三十五年

閏五月十四日 秀吉成政に死を賜へ、其罪案を諸侯に布告す……………三

十月一日 利長田百苞を越中勝興寺に寄進す……………二

十一月三十日 利家立山權現及び姥堂へ各百俵の地を寄進す……………二

十二月七日 利長氷見莊大窪村大工葉等十六人の課役を蠲く……………一四

目次

九日 利長富山渡船の制を定む……………一四

是 歳 加賀藩米五斗を以て一俵と定む……………一七

天正十八年紀元二千二百五十二年

二月十日 利家立山寺仲宮寺等の莊園の租を復す……………一七

十六日 利家利長秀吉の東征に従はんとし加賀を發す因りて諸將に命じて富山魚津守山の三城を守らしむ……………一八

十月 利家書を尾山守將前田安勝に貽り越中新川郡の納租を促す……………一九

天正十九年紀元二千二百五十一年

十一月廿五日 利家田百苞を石動山に寄進す……………一九

文祿元年紀元二千二百五十二年

四月十四日 利長の侍臣等越中岩ヶ淵に争鬪す……………一九

八月五日 前守山城主神保氏張卒す……………二五

文祿二年紀元二千二百五十三年

四月一日 利長新川郡瀬戸村に陶窯を創めしむ……………二七

八月 利長礪波郡福田郷十禪師社の租を復す……………三四

十二月十四日 今石動城主前田利秀卒す……………三六

文祿三年紀元二千二百五十四年

正月二十五日 利家新川郡牛増より猪谷に至る沿道村民に運搬業を命ず……………三六

二月三日 利家越中五箇山の材木を伐らしむ……………四〇

十一月二十八日 利長井波の匠人に扶持米を給す……………四〇

十二月二日 利家礪波郡苗加村新墾田の本年の租を免じ又村肝煎を置く……………四五

文祿四年紀元二千二百五十二年

七月二十九日 秀吉利家を以て秀頼の傅となし越中新川郡を加賜し故是 歳 越中國の檢地を行ふ……………四六

慶長元年紀元二千二百五十六年

三月 利家從二位に叙し權大納言に任ず……………五〇

九月十五日 高岡法光寺日養寂す……………五一

是 歲 阿尾城主菊池伊豆守卒す、利家其封を収め、其子大學に采地千五百石を與ふ、……………五二

是 歲 始めて神通川に舟梁を架設す、……………五二

慶長二年紀元二千七三……………五二

七月六日 利長、淨慶寺信藏等の同志を集め、顯如を抜けたるを以て斬に處す、……………五三

十月十八日 守山守將前田長種勝興寺を國中諸寺の觸頭とす、……………五九

是 月 利長、守山城より富山城へ移る、……………六〇

慶長三年紀元二千八二……………六〇

四月十日 利家致仕し、氷見一郡を養老領とし、越中三郡能登四郡を利長に讓る、……………六一

六月三日 利長、絹布の尺度を定む、……………六二

慶長四年紀元二千九一……………六三

二月十四日 利家、百姓の佐渡金山坑夫となるを禁す、……………六三

閏三月三日 前權大納言從三位前田利家薨す、……………六三

慶長五年紀元二千一

九月三十日 利長の弟利常、徳川秀忠の女と婚す、……………八九

十一月十七日 家康、利長に能登及加賀の能美江沼二郡を益封す、……………九〇

是 歲 利長、新川郡布市邑以南の地一萬石を土方雄久に分與す、……………九一

慶長六年紀元二千一……………九一

是 歲 始めて往還に校樹を植う、……………九二

慶長七年紀元二千二……………九二

十月九日 利長、越中より能登に來往する商船の税を除く、……………九三

慶長八年紀元二千三……………九三

六 月 利長、農民に棟役を賦課す、……………九三

慶長九年紀元二千四……………九四

二月一日 秀忠、北陸等の諸道に命じて、里堰を築かしむ、……………九四

是 歲 利長、十村を置く、……………九四

是 歲 利長、檢地奉行に命じて、新川郡の地を檢せしめ、翌年礪波射水二郡の地を檢せしむ、……………一四

慶長十年 紀元二千二百六十五年 二二七

四月八日 利長、嗣子犬千代丸を携へて上洛す、家康、犬千代丸に首服を加へ、松平氏を賜ふ、是日、利光從四位下に叙し、侍從に任す、..... 二二七

六月二十八日 利長、隱居し、養子利常嗣く、利長、越中富山城を修めて之に移る、..... 二二九

八月二十一日 立像寺日治寂す、..... 二二七

慶長十一年 紀元二千二百六十六年 二二七

二月十九日 利常、小矢部福町村渡船々頭に扶持を給す、..... 二二八

是 歲 利長、礪波郡安居寺を再興す、..... 二二九

是 歲 富山城守將前田長種、小松城に移る、..... 二三〇

慶長十二年 紀元二千二百六十七年 二三〇

是 歲 利常、封内の量法を改む、..... 二三三

慶長十三年 紀元二千二百六十八年 二三三

是 歲 礪波郡始めて菅笠を製す、..... 二三三

是 歲 土方雄久、新川郡采邑一萬石を能登に移す、..... 二三五

慶長十四年 紀元二千二百六十九年 二三五

三月十八日 利長の居城、越中富山火あり、尋て幕府に請ひ、同國關野に城きて之に移り、高岡と名づく、..... 二三六

慶長十五年 紀元二千二百七十年 二三六

三月十七日 高岡關野社の神輿城内に渡御し、市民山車を造りて、三の丸に抵る、..... 二五二

十八日 利長、射水郡二上山養老寺に、智識米の徴收を允す、..... 一六二

八月四日 前蛸尾城主齋藤信利率卒す、..... 一六六

是 歲 夫銀の制を定む、..... 一六九

是 歲 斗樹を改む、..... 一七二

是 歲 金澤高岡に歌舞伎者横行し、風俗を紊す、仍て其徒六十餘名を捕へ之を斬り、家士に死を賜ふ、..... 一七三

後水尾天皇

慶長十七年 紀元二千二百七十二年 一七三

元 和

中紀元二千二百八十五年より

..... 二三六

..... 二三六

寛永元年 紀元二千二十四年

正月二十一日 富山妙國寺日全寂す..... 二三六

寛永二年 紀元二千二十五年

是 歳 加賀藩立髪長刀等を禁す..... 二三七

寛永三年 紀元二千二十六年

是 歳 黒部川に始て愛本橋を架す..... 二三七

寛永四年 紀元二千二十七年

是 歳 是より先加賀藩魚津城代を廢し是に至り大音主馬をし

て魚津に在住せしむ..... 二四〇

是 歳 加賀藩始めて租米若干を越前國敦賀に漕運して之を糶

す..... 二四六

是 歳 新川郡長棟山鉛鑛發見す..... 二四七

寛永五年 紀元二千二十八年

是 歳 加賀藩檢地を行ふ..... 二五三

明正天皇

寛永七年 紀元二千三十年

是 歳 庄川洪水..... 二五四

寛永八年 紀元二十一年

十二月二十七日 利常の次子利次從四位下に叙し侍從に任す..... 二五四

是 歳 諸川出水す..... 二五五

..... 二五六

寛永十年 紀元二十三年

..... 二五六

寛永十一年 紀元二十四年

閏 七月 利常始めて三州の高物帳を幕府に上る..... 二五七

八月 四日 將軍家光利常に領知安堵狀を與ふ..... 二五九

寛永十三年 紀元二十六年

二月二十九日 婦負郡川窪桐山の兩村を合して、八尾町となす、……………二六一

寛永十四年紀元二千二百九十七年

閏三月二十一日 加賀藩領内農民の逃散を禁す、……………二六二

是 歲 加賀藩奥村因幡等をして、三州諸吏の姦行を監せしむ、……………二六三

是 歲 加賀藩農民の貸借及び利子の制を定む、……………二六三

寛永十五年紀元二千二百九十八年

是 歲 幕府加賀藩に命じて、金澤小松富山以外の諸城を毀たしむ、……………二六四

三州封納米の内百石を、浪華に漕運して之を糶らしむ、……………二六五

寛永十六年紀元二千二百九十九年

二月二十日 加賀藩驛馬駄賃の制を定む、……………二六六

六月二十日 利常致仕して封を分ち、長子光高をして後を襲き、八十萬石を領せしめ、二子利次に富山十萬石を三子利治に大聖寺七萬石を與へ自ら小松二十二萬石を食む、……………二六七

寛永十七年紀元二千三百年

十月 利次、富山の舊城に入る、……………二七一

是 歲 新川郡高原野を開墾す、……………二七二

寛永十八年紀元二千三百一年

七月 冷風吹き、五穀登らず、人馬斃死す、……………二七三

是 歲 加賀藩租米の分納法を定む、……………二七三

寛永十九年紀元二千三百二年

夏 米價騰貴し、道路餓殍多し、……………二七四

寛永二十年紀元二千三百三年

十一月 後光明天皇位に即かせ給ふ、因りて利次家臣を遣はし物品を奉獻す、……………二七五

寛永 中紀元二千二百八十四年より同二千三百〇三年まで

●●●●● 高岡政事取捌所を改めて目安場と稱す、……………二七五

後光明天皇

正保元年紀元二千三百四年

十月 利次、士民の條制を定む、……………二七五

正保二年紀元二千三百五十二年 四月五日 加賀藩主前田光高暴に卒す、子綱紀嗣く、幕府其幼なるを以て祖父利常をして事を視せしむ、……………二八六

是 歲 富山藩富山西町に高札場を設く、……………三九八

是 歲 加賀藩越中米を近江國大津に廻漕す、……………三〇〇

正保二年紀元二千三百六十二年 五月二十日 利長の三十三年忌祭を高岡に行ふ、……………三〇〇

八 月 綱紀、加越能三國の高付帳を幕府に上る、……………三〇一

正保四年紀元二千三百七十二年 是 歲 新川郡泊波浪浸蝕の爲め移轉す、……………三〇六

是 歲 加賀藩棟役を廢して郡打銀を課す、……………三〇六

慶安二年紀元二千三百九十二年 二 月 利常の女勝興寺に入興す、……………三〇七

八 月 利次、婦負郡野積谷山方の裁許渡邊助右衛門を誅す、……………三〇八

是 歲 富山藩封内の檢地を行ふ、……………三二〇

是 歲 礪波郡杉木村に市場を再興す、又和田新村町立となる、……………三二〇

春 慶安三年紀元二千三百一十年 婦負郡奥田新村及び杉原野を開墾し、又牛ヶ首用水を通す、……………三二三

六月二十六日 瑞泉寺、勝興寺と寺格を争ふ、……………三二四

是 歲 加賀藩領内に一村一定の免を附す、……………三三二

是 歲 加賀藩領内農民を賑救す、……………三三三

慶安四年紀元二千三百一十一年 是 歲 加賀藩十村役の上に扶持人十村を置き、共に帶刀を許す、……………三三四

承應元年紀元二千三百一十二年 五 月 雄神川洪水、射水郡二塚村流失す、……………三三五

是 歲 加賀藩郡奉行、改作奉行、魚津郡代及び高岡町奉行等を置

く、……………三三六

加賀藩、金澤割場附足輕二十人を、高岡町附定詰とす、……………三三三

承應二年紀元二千三百一十三年

七 月 加賀藩士本多政長の僕富山藩士片岡平右衛門を辱しむ、
政長、老臣を自刃せしめて利次に謝す、……………三三三

承應三年紀元二千三十四年

正月十二日 加賀藩十村の組割を定む、……………三三六

七月 加賀藩租税法を制定す、……………三三六

八月 神通川出水、舟橋の舟數艘流失す、……………三三八

十月四日 幕府の命に依り、始めて九銀及び寛永通寶の新錢を用ゆ、……………三三九

是 月 加賀藩高岡の檢地を行ふ、……………三三九

十二月二十日 綱紀瑞龍寺に寺領を寄進す、……………三四〇

承應 中紀元二千三百三十四年より
同紀元二千三百三十四年まで

●●●●● 射水郡大門新、礪波郡福岡、並に町となる、……………三四三

後西院天皇

明曆元年紀元二千三十五年

四月十二日 利常、八講布等を幕府に獻す、……………三四四

是 歲 庄川洪水、……………三四五

是 歲 富山藩々士の徽章を定め馬印、奉行羽織、差物、母衣等の制
を立つ、……………三四五

是 歲 利常、小松に於て、新川郡島尻村刑部を引見し、三ヶ國十村
頭を命ず、……………三四五

是 歲 婦負郡奥田新村を開く、……………三四五

是 歲 新川郡海岸海嘯あり、……………三四六

明曆二年紀元二千三十六年

三月二十九日 利次の小性梶原某等、富山を騒かす、……………三四七

八月三十日 加賀藩礪波郡石阪出村の田に就き、一步刈を爲さしめ以
て租法を定む、……………三五二

是 歲 高岡瑞龍寺竣工す、……………三五四

是 歲 加賀藩新川郡舟見野天神野大海寺野を開墾せしむ、……………三六九

是 歲 加賀藩定散小物成銀五十分一を以て、其取立人に増與す、……………三七二

明曆三年紀元二千三十七年

四 月 加賀藩、三箇國改作田法成る、……………三七四

是 歳 射水郡小杉新町宿驛となる……………四四七

是 歳 加賀藩、山本清三郎等に改作奉行を命じ、其意見に因り、一
郡一人の無組御扶持人を置き、總十村の監督たらしむ……………四四八

寛文一一年紀元二千三百二十二年

七月十日 加賀藩、家士の知行米預くへき藏を定む……………四四九

十二月二十六日 加賀藩、領内越中の道路を修理し、之を十村の支配に屬す……………四五一

是 歳 富山藩、新川郡東岩瀬及射水郡下村を新宿と定む……………四五二

僧政宥、婦負郡長澤各願寺を再興す……………四五二

靈元天皇

寛文三年紀元二千三百三十三年

五月二十四日 綱紀、江戸より書を在國の重臣に致し、殉死停止の旨を達
す……………四五九

七月四日 加賀藩、米穀の輸入を嚴禁す……………四六一

十月 加賀藩、山廻役を置く……………四六二

十一月十六日 加賀藩、町宿の米問屋立賣を禁止す……………四六三

十二月十三日 利次、富山山王社に社地を寄附す……………四六三

是 歳 靈元天皇、位に即かせ給ふ、因りて利次、太刀及馬を奉獻す……………四七四

是 歳 加賀藩、新田裁許を置く……………四七四

是 歳 加賀藩、馬匹徵發の方法を定む……………四七五

寛文四年紀元二千三百三十四年

四月五日 將軍家綱、分封後の領知狀を、加賀富山兩藩主に下す……………四七五

是 歳 宗旨を調査す……………四七五

寛文五年紀元二千三百三十五年

三月 加賀藩、懸賞して放火強盜殺人者等を告訴せしむ……………四八九

六月 利次、藩士の奢侈を禁す……………四九一

七月十一日 加賀藩、神職及び僧侶を訓戒す……………四九一

十三日 幕府、令して諸國陪臣の人質を免す……………四九三

是 歳 新川郡東岩瀬に郡所を設く……………四九四

是 歳 庄川出水、河岸崩壊す、住民移轉して、三ヶ新村を創む……………四九五

是 歳 加賀藩、始めて往還道番人を置く……………四九五

寛文六年 紀元二千三

是 射水郡小杉に十村寄合所を設く……………四九六

是 加賀藩驛馬の敷を定む……………四九九

十 月 富山藩藩士の出火勤務條制を定む……………五〇〇

是 加賀藩菊紋のコクイ銀通用を停止す……………五〇一

春 新川郡月岡野を開く……………五〇一

五月五日 越中地大に震す……………五〇二

七月六日 加賀藩倭約令を布く……………五〇三

是 幕府令して新京楨を用ひしむ……………五〇四

是 富山藩口米の制を定む……………五〇四

是 神通川水溢れ東岩瀬を浸す……………五〇五

四月十日 加賀藩丁銀を通用せしむ……………五〇五

是 富山藩草島村古川を開鑿す……………五〇六

寛文十年 紀元二千三

五月二十五日 利次天神の祠を建て是日又土地千六百八拾歩を其別當淨禪寺に寄附す……………五〇六

是 月 甲府宰相綱重の臣罪あり幕府之を富山藩に預く……………五〇二

九月七日 加賀藩村御印を更む……………五〇三

是 加賀藩領内の孝子義僕を旌表し高齢者に扶持を給す……………五〇五

是 加賀藩新川郡滑川に藩倉を置く……………五〇六

寛文十一年 紀元二千三

正 月 加賀藩極刑者の子の處分法を定む……………五〇六

七月十二日 加賀藩利波郡を改めて礪波郡と爲し氷見庄を射水郡に併す……………五〇七

十一月六日 新川郡魚津火あり民家の焼失するもの多し……………五〇八

是 加賀藩高岡の目安場を町會所と改稱す町奉行郡奉行の掌程此より分る……………五〇九

是 歲 加賀藩高岡の農民を郊外に移住せしむ……………五二〇

是 歲 高岡締綿市場を創設す……………五二〇

是 歲 神通川出水……………五二〇

寬文十二年紀元二千三百三十二年……………五二一

冬 富山藩始めて法を設け、米穀を四方港より大坂に輸送す……………五二一

寬文 中紀元二千三百三十二年より……………五二一

幕府、射水郡伏木に、船政所を置く……………五二一

延寶二年紀元二千三百三十四年……………五二二

五月九日 富山藩領内に十村役六人、長百姓十六人を定む……………五二三

七月七日 富山藩主前田利次卒す、子正甫襲く……………五二四

八月 是より先、飛騨越中兩國境界を争ふ、幕府、長田平右衛門佐協傳右衛門を派して檢分せしめ、是日之を裁決す……………五二三

是 月 正甫、藩士に令して諸法度を守り、素行を誠めしむ……………五三六

是 秋 富山藩領内の凶作なるを以て租減す……………五三六

延寶三年紀元二千三百三十五年……………五三六

三月三十日 富山大火あり、一千數百戸を焼き、延て城中に及ぶ……………五四〇

四月七日 富山町復出火、數百を焚く、藩主、金を賜ひて罹災の士を賑ふ……………五四一

七月 正甫、江戸浪士渡邊佐次右衛門を聘して砲術を興し、發火演習を行ふ……………五四一

延寶四年紀元二千三百三十六年……………五四一

正月二十日 加賀藩、村肝煎の給米額を定む……………五四一

是 春 富山藩領内の人口を調査す……………五四三

延寶五年紀元二千三百三十七年……………五四三

八月二十五日 富山藩城を修築す……………五四四

秋 大風、稻を害す……………五四四

是 歲 高岡町奉行の邸宅を築く……………五四四

是 歲 加賀藩借銀を爲す……………五五三

延寶六年紀元二千三百三十八年……………五五三

三月三十日 富山藩、婦負郡民安右衛門、及び其一族を死刑に處す……………五五四

是 春 富山藩貸與米の制を設く……………五五五

是 夏 早す、富山藩内の稻被害多し……………五五六

九 月 綱紀法度八十二條を定め、領内の村肝煎をして、毎月二回
村民を集めて之を讀ましむ……………五五六

十二月二十一日 兩藩封境を再査して標石を築き、領民證書を交換す……………五六七

是 歳 加賀藩租米三萬石を江戸に廻漕す……………五六九

是 歳 婦負郡外輪野を開拓す……………五七〇

延寶 七年 紀元二千三十九年
霖雨稻田を害し、諸川漲溢、堤防の破損頗る多し……………五七〇

秋 月 富山藩藩士の秩祿半納の制を設く……………五七一

十一月八日 富山藩藩士を扶助するため、除米の法を定む……………五七一

十二月 正甫藩士に令して儉素を奨む……………五七二

是 歳 正甫遊船を造り、神通川に浮ぶ……………五七三

延寶 八年 紀元二千四十年
七月二十五日 連日霖雨、各川出水、堤岸を破壊し、稻田を害すること多く……………五七三

米價騰貴す……………五七二

是 歳 礪波郡芹谷用水を通す……………五七四

天和 元年 紀元二千四十一年
正月 四日 淡紅色の雪降る……………五七五

五月 十八日 幕府の巡見使、富山に来る……………五七五

七月 二十一日 大風雨、稻を害す……………五七六

二十 六日 正甫、幕府の命を奉して、越後高田城を收む、時に富山の豪

商吉野屋慶壽資金を獻す……………五七六

天和 二年 紀元二千四十三年
二 月 神通川氾濫し、舟橋の鐵鎖を中斷す……………五七三

五 月 加賀藩宿驛に制札を掲示す……………六一四

十二月 二十八日 江戸火あり、富山藩邸類焼す、吉野屋慶壽材木及び金を獻

す……………六一九

天和 三年 紀元二千四十四年
是 秋 富山藩領内稻田の熟せざるを以て、之を救恤す……………六二四

十二月 富山藩諸制度を定む……………六三四

是 歲 加賀藩目安提出手續を定む……………六三八

貞享元年紀元二千三百四十四年

六月八日 雪降る……………六二九

七月二十七日 加賀藩封内高辻帳を幕府に上る……………六三九

九月二十一日 將軍綱吉領知狀を綱紀に與ふ……………六三〇

十一月十三日 將軍綱吉正甫に領知狀を與ふ……………六三一

貞享二年紀元二千三百四十五年

正月二十一日 加賀藩野獸作物を害するを以て五箇山に銃器使用を許す……………六三一

八月十八日 加賀藩馬の筋のべを禁す……………六三二

是 歲 綱紀分限帳を幕府へ上る……………六三三

是 歲 正甫富山光嚴寺を再建す……………六三四

貞享三年紀元二千三百四十六年

三月十四日 正甫安養坊山に於て時鐘を鑄造せしむ……………六三五

十月二十日 加賀藩算用場より檢地奉行人に檢地の條規を交附す……………六三六

是 歲 富山藩農民を賑恤す……………六四〇

是 歲 加賀藩盜賊改奉行を置く……………六四〇

貞享中紀元二千三百四十七年まで

●●●●● 雄神川水溢れ射水郡廣上村深淵となる……………六四〇

東山天皇

元祿元年紀元二千三百四十八年

二月 幕府銃器を所有するもの、員數及其浪人を開申すべしと嚴達す……………六四一

五月二十七日 富山仁右衛門町より失火す……………六四一

九月二十九日 大風稻を害す……………六四一

十一月二日 富山藩儒南部草齋歿す……………六四一

二十二日 兩藩士民の宗門を調査し是日富山藩幕府に切支丹類族の異狀なきを稟告し尋て又類族の生死嫁娶を上申す……………六四四

十二月 加賀藩捨馬を申禁す……………六四八

元祿二年 紀元二千三百四十九年

三月 富山藩江戸邸を築造す……………六六八

六月 富山藩算用場を勘定所と更む……………六六九

是秋 射水郡水見火あり……………六六九

元祿三年 紀元二千三百五十年

四月六日 滑川大火……………六七〇

是月 富山入口に柵門を建て、官道に番所を設く……………六七〇

十二月 富山藩封内の窮民に糜米を貸與す……………六七一

是歳 正甫諸侯の請に依り、富山商人をして、始めて反魂丹を製し、諸國に鬻かしむ……………六七一

元祿四年 紀元二千三百五十二年

六月二日 富山藩藩士をして武を講せしむ……………六七七

八月二十八日 正甫日蓮宗に歸依す……………六七八

元祿六年 紀元二千三百五十四年

正月一日 大雪、富山藩藩士の賀禮を略せしむ……………六八二

十一月二日 加賀藩田地の賣買を許す……………六八二

是歳 婦負郡外輪野を開拓す……………六八四

元祿七年 紀元二千三百五十五年

是秋 富山領内米穀不熟、吉野屋慶壽、其庫及び貯藏米を獻して、救恤の用に供す……………六八五

元祿八年 紀元二千三百五十六年

是歳 霜雨、稻作を害す……………六八六

元祿九年 紀元二千三百五十七年

八月 加賀藩主、高岡の貧民を恤救す……………六八六

是月 片貝川洪水、沿岸村落の損害多し……………六八七

九月二日 幕府、富山藩に命じて、江戸増上寺の修營を扶けしむ……………六八七

十一月 加賀藩、孝子市右衛門を賞す……………六八七

元祿十年 紀元二千三百五十八年

閏二月 射水郡放生津に、十村附町年寄を置く……………六八九

六月 高岡町に、封座を置く……………六九三

元祿十一年 紀元二千三百五十八年 六九三

九月 六日 江戸淺草の、富山藩邸焼失す、..... 六九三

二十一日 僧日脱寂す、..... 六九三

是 歲 正市、吉野屋慶壽に命じて、富山城東の稻荷村に、蓮台寺を創立せしむ、..... 六九四

元祿十二年 紀元二千三百五十九年 六九五

三 月 加賀藩、人身買買を嚴禁し、奴婢の年季制限を解く、..... 六九五

是 月 加賀藩、高岡の戸口を調査す、..... 六九五

元 月 加賀藩、領内の石高を幕府へ上申す、..... 六九六

元祿十三年 紀元二千三百六十年 六九六

十月 二十四日 加賀藩、礪波郡孝子七三郎を賞す、..... 六九六

元祿十四年 紀元二千三百六十一年 六九九

八月 十七日 大風雨、常願寺神通二川汎濫し、民屋稻田の被害多し、..... 六九九

是 月 富山藩、密杏一洞歿す、..... 六九九

十月 六日 江戸富山藩邸、上棟式を行ふ、..... 六九九

是 冬 富山藩、銀貨を發行し、領内に使用せしむ、..... 七〇〇

是 歲 加賀藩、加越能三國の地圖、及郷帳を幕府に上つる、..... 七〇〇

元祿十五年 紀元二千三百六十二年 七〇二

四月 二十八日 吉野屋慶壽死す、..... 七〇二

五月 十二日 新川郡魚津火あり、..... 七〇五

九月 十六日 光禪寺、義光寂す、..... 七〇七

是 月 正市藩士の子弟に命じて、植物及び礦物を蒐集せしむ、..... 七〇八

是 秋 富山領内、水害あり、米穀實らず、..... 七〇九

十一月 二十九日 江戸富山藩邸、復焼失す、..... 七〇九

是 歲 正市、磯部村に遊園を築造し、富士山及び琵琶湖を模す、..... 七〇九

是 歲 魚津火あり、..... 七二二

是 歲 加賀藩、村名文字改正を遂す、..... 七二二

元祿十六年 紀元二千三百六十三年 七二二

三月 二十七日 加賀藩、領内の檢地に着手す、..... 七二二

八月 十九日 暴風、富山藩領内、家屋の壞損するもの多し、..... 七二二

十月 九日 俳僧浪花寂す、..... 七二三

元祿

中紀元二千三百四十八年より

新川郡石田村に藩倉を設く、

正市、山田温泉に入浴す、

富山藩、刑場の位置を變更す、

加賀藩、封内各郡の凶作を幕府に具狀す、

寶永元年紀元二千三百六十四年

大地震、

是 正市、豊田流の軍具師澤井忠勝を聘す、

寶永二年紀元二千三百六十五年

七月十三日 新川郡布瀬村豊助、藩主の命を奉し、鑛山技術師を求めん

ため西國に越く、

寶永三年紀元二千三百六十六年

是 婦負郡古澤村用水を通して、水田を開く、

四月十九日 富山藩主前田正甫卒す、子利興嗣く、

七月 大風雨、稻を害す、

九月九日 地大に震ふ、

十二月

是 大雪人民飢餓に迫る者多し、

寶永四年紀元二千三百六十七年

四月二十七日 富山藩の江戸新邸成る、是日、移轉す、

是 早魃、稻を害す、

十一月二十三日 幕府、富士山噴出後、土砂排除費を課す、

寶永五年紀元二千三百六十八年

七月 富山藩諸制度の改正を行ふ、

是 射水郡の開拓者安藤兵九郎死す、

是 將軍綱吉、射水郡國泰寺に、法燈派の本寺たることを許す、

寶永六年紀元二千三百六十九年

正月一日 富山大雪、藩士等年賀の禮を止む、

五月十六日 幕府の預り人、太田十左衛門死す、

六月 神通川洪水、被害多し、

是 早魃、

中御門天皇

寶永七年 紀元二千三百七十二年

六月 廻國上使來る、……………七四五

正徳元年 紀元二千三百七十一年

六月 加賀藩三州封内高辻帳を幕府に上る、……………七四六

正徳二年 紀元二千三百七十二年

三月二十四日 富山藩儒南部景衛歿す、……………七四九

八月十日 大風、家屋樹木の被害多し、……………七五一

正徳三年 紀元二千三百七十三年

五月二日 富山藩幕府の命を受けて江戸増上寺を修營す、……………七五二

是 歳 米穀實らず、……………七五三

正徳四年 紀元二千三百七十四年

二月 富山城内火あり、本丸焼失す、……………七五三

是 月 加賀藩異國船より物を買ふことを禁す、……………七五三

是 歳 庄川上流の改修工事竣成す、……………七五六

正徳五年 紀元二千三百七十五年

四月二十七日 礪波郡城端火あり、……………七五六

享保元年 紀元二千三百七十六年

十月一日 海嘯あり、新川郡泊町全戸流失す、……………七五七

十一月二十九日 海嘯あり、新川郡東岩瀬の人家を壊る、……………七五七

是 歳 風雨、稻を害す、……………七五八

享保二年 紀元二千三百七十七年

四月二十四日 富山藩儒南部景春歿す、……………七五八

八月十一日 將軍吉宗、兩藩主に領知狀を賜ふ、……………七五九

二十一日 射水郡佐野村肝煎佐次右衛門和田村肝煎佐助、隱田の罪を以て磔刑に處せらる、……………七六〇

十月 利興、富山站の鮓を將軍吉宗に獻す、……………七六〇

是 歳 幕府巡見上使來る、……………七六一

享保四年 紀元二千三百七十九年

加賀藩、米穀の輸出を停む、……………七六三

是 春 風水、稻を害す、……………七六五

享保五年 紀元二千三百八十年

是 秋 諸川氾濫……………七六六

享保六年紀元二千三百八十二年……………

是 秋 大風、稻を害す……………七六六

是 歳 加賀藩、錢屋始めて定る……………七六六

是 歳 越中の戸籍を幕府に報す……………七六六

享保八年紀元二千三百三十八年……………

五月九日 加賀藩主、前田綱紀致仕す、子吉徳嗣く……………七六七

十月 富山藩領内、米穀實らす……………七九一

享保九年紀元二千三百三十九年……………

七月十八日 富山藩主、前田利興致仕す、養子利隆嗣く……………七九一

十月二十五日 利隆諸制度を更正す……………七九六

享保十年紀元二千三百四十年……………

二月二十六日 射水郡氷見、火あり……………七九七

十二月二十五日 新川郡大平、上路兩村民、越後國市振村民と封疆を争ふ……………七九七

是 冬 大雪……………七九八

享保十一年紀元二千三百四十一年……………

是 歳 富山藩銀札を頒布す……………七九八

享保十三年紀元二千三百四十三年……………

正月十二日 瑞龍寺、勝興寺、善徳寺、國泰寺、共に加賀藩より三の丸橋詰迄、乘輿登城するを許さる……………七九八

享保十四年紀元二千三百四十四年……………

十月二日 婦負郡草島村、境界論確定す……………七九九

十二月 越中海盜る……………八〇五

享保十六年紀元二千三百四十六年……………

是 歳 富山藩銀札通用……………八〇五

享保十八年紀元二千三百四十八年……………

正月十九日 米價騰貴、加賀藩領内諸所に糶米所を開き、米價を以て小民に憐く……………八〇五

三月四日 加賀藩十五箇年賦を以て、領内窮民に米を貸與す……………八〇六

九月十八日 新川郡泊火あり……………八〇六

十 二月 時疫流行……………八〇六

 享保十九年紀元二千三百九十四年……………

 八月 富山藩領内、大風稻作を害す……………八〇七

 十月十日 婦負郡四方火あり……………八〇七

 櫻町天皇

 享保二十年紀元二千三百九十五年……………

 五月 加賀藩、始めて領内窮民に夫食米を貸與す……………八〇九

 元文元年紀元二千三百九十六年……………

 二月十二日 新川郡泊火あり……………八一〇

 十月六日 暴風雨、射水郡伏木、及び放生津海岸害を被むる……………八一〇

 元文三年紀元二千三百九十八年……………

 五月十三日 神通川洪水、田宅堤防崩壊す……………八一〇

 八月十九日 神通川復出水、稻を害す……………八二二

 元文四年紀元二千三百九十九年……………

是 歲 加賀藩領内、凶歉……………八二三

是 歲 婦負郡四方村を宿驛とす……………八二三

 元文五年紀元二千四百年……………

 五月 婦負郡有澤用水の堤防俄に壞る、富山藩一夕にして之を修理す……………八二四

 八月十九日 富山藩儒杏三折歿す……………八二四

是 秋 風水稻を害す……………八二五

 元 文 中紀元二千三百九十六年より同二千四百年まで……………

 ●●●●● 射水郡氷見の人田子某、始めて縫針を作る……………八二五

 寛保二年紀元二千四百二年……………

 二月二十七日 大風……………八二六

 三月二十七日 加賀藩、人持組富田貞武を、今石動氷見城端三所支配と爲す……………八二六

 四月二十二日 新川郡魚津火あり……………八二一

 七月二十七日 大風雨……………八二三

 延享元年紀元二千四百四年……………

十二月十六日 加賀藩風災の減損を幕府に録進す……………八三二

二十日 富山藩主前田利隆卒す、子利幸嗣く……………八三三

延享二年紀元二千四百五十年……………八三三

六月十二日 加賀藩主前田吉徳卒す、子宗辰嗣く……………八二七

九月四日 高岡定塚町に大佛を建立す……………八三八

延享三年紀元二千四百六十年……………八三六

四月三十日 富山大火……………八三八

是月 巡見上使來る……………八三九

十月 加賀藩、今石動藏宿の損失を、同町及び城端氷見の各町に辨償せしむ……………八三九

十二月十九日 高岡瑞龍寺火あり……………八三九

十二月八日 加賀藩主前田宗辰卒す、弟重熙嗣く……………八四〇

十八日 加賀藩、人持組大槻朝元を彌波郡五個山に流す……………八四七

補遺

後水尾天皇

慶長十九年紀元二千二百七十四年

是春 利長山林を射水郡氷見上日寺に寄進す……………一

挿入圖畫文書

一 前田利家畫像……………八二・八三

一 高岡市街古圖……………一四八・一四九

一 人足傳馬御朱印……………二一六・二一七

一 富山藩領地圖……………二六八・二六九

一 前田利常畫像……………四一四・四一五

一 富山市街古圖……………四四二・四四三

一 富山御分國御城圖……………四四二・四四三

一 前田正市畫像……………七三二・七三三

(目次終)

越中史料 卷二

後陽成天皇



天正十五年丁亥

五月紀五

二十四日壬子利家、新川郡舟見村、寶福寺に百俵の地を寄附す、

〔法福寺文書〕配〇杉木香

新川郡船見村寶福寺之觀音燈明田之事香藏主〇秀吉御理之義ニ候間、當村之内右以百俵地令寄進處、依而如件

五月廿四日

利家印

寶福寺

三十日戊午秀吉、肥後を以て佐々成政を封し、相良頼房をして之に屬し、其邑を安堵せしむ、成政、隈本城に治す、

〔相良文書〕

後陽成天皇天正十五年

候に付て、關白殿自身かけ付させられ切崩其足にて越前北之庄討果させられ候處むつのかみしば田と令同意越中國に有之加賀國かなさはの城佐久間玄蕃居城柴田相果候により明退候處陸奥守かなさはの城へかけ入相踏候間從越前直御馬をいたされ彼かなさはの城取まかせられ候處あたさまをそぞ可被刃首由申候て走入候間かうへをををねさせられも如先々越中國被下飛驒國取次迄被仰付候事

一天正十三年に信雄尾張國に有之不相届刻彼むつのも又候哉人質を相捨別儀をいたし加賀國としへ令亂入城々をこしらへ候間則被出御馬尤城うちとたさせられ越中陸奥守居城と山の城とりはがさせらる候之處又候哉むつのもをたはをそり走入候間あををに思召不被作刃首城をうまとられ越中半國被下女子をつれ在大坂有之に付て不便に被思召津の國乃勢郡一織に女子爲堪忍分被下剩位を公家にまで被仰付候事
一併くし御成敗天正十五年殿下被出御馬一べんよ被仰付候刻むつのもを信長御時武者の覺かいてたはしたと人の申成殿下にも見およとさせられはくしの内肥後國能國に候間一國被仰付兵糧鐵炮の玉薬以下迄城々へ入

させられ普請等まで被仰付陸奥に被下候事

一御開陣之刻國人くまもとの城主宇土城主小代之城主らうへをゆるさせられ堪忍分を被下城主女子共に大坂へ被召連國にやまいのちた様に被仰付其外殘國人之儀人質をめし被置女子共陸奥守有之在くはもとに被仰付候處國人くまへ但馬豊後と令一味日來無如在者之儀候間本知事者不及申新知一倍被下もの候所へ大坂え一往之御届不申陸奥守取還候に付而くまへあたはをそり陸奥守所へ走入候之處其子式部太輔親につられ候とて山賀之城へ引入在國人再一揆おこしくまもとへ取懸候て陸奥守及難儀候間小早川龍造寺立花左近を初被仰付くまもとへ通路城へ兵糧入させられ候ともこの不行に付而毛利右馬頭被仰付天正十六年正月月中旬塞天之時分如何雖被思召候右之人數被仰付肥後一國平均に罷成候事

一右之曲事條々雖有之其儀をかゝり見させられ肥後國被仰付候に月を一ヶ月共不相立國に亂をいてかし候之儀殿下迄被失御面目候間御糺明らしにもむつのかみ腹をきらせらるへたと被思召候へ共人の申成を有之かと被思召淺野彈正生駒雅樂蜂須賀阿波守戸田民部少輔福島左衛門大夫加藤

主計頭、森壹岐守、黒田勘解由、小西攝津守、被仰付、右之者共、人數二三萬召れ、肥後國へ爲上使被遣、くまもとに有之陸奥守をは曲事に被思召候間、先八代え被遣、國之者共とは忠不忠を悉可刎首由被仰遣候處、又候哉むつのおま不便にも不相構大坂へ越候間、如一書條々曲事者候條、尼崎追籠番衆を被付置つくらへ被遣、上使歸次第各國之者共成敗仕様を被聞召、其上にて陸奥守をは國をとらせられ候歟、又は腹をきらせ候歟、二ヶ條に一ヶ條可被仰付と、被思召候處、肥後事は不及申九州悉相靜、國人千余刎首其内に而大將分百計大坂えもたせ上候、然と喧嘩のあい手國之者共刎首むつのかまあいだすけさせられ候へは、殿下御紛かと國々のもの共存候得は、如何被思召候條、不便なから後五月十四日、陸奥守腹をきらせられ候事、

一むつのかま肥後に有之者共、曲事にあらま候間、其分々に知行可被下候條、くまもとに堪忍可仕事、

閏五月十四日

小早川左衛佐とのへ

(太閤様)

御朱印

〔勝部兵右衛門聞書〕

佐々陸奥守も攝津國大坂(尾カ)へ屈居す、口口なき通俗へ申けれ共公命重く、天正十六年夏比終生害有とかや、

〔豊鑑〕

正月末つかた、佐々陸奥守肥後より登り尼崎に停きて氣色をうかいひし所に、國人にあしをたたりしにより、恨をふくみ軍をおこし事穩便のいたりみならずとて、尼崎をいく自害させられけり、人みをおしとあへり、國人を上へとむらす私軍ををこし、陸奥守汝討んとせし事、罪科の至とて黒田官兵衛を檢使に下し、筑前肥前の者ともに仰、おとくをかうへをきり給ぬ、おくる肥後國を心加藤主計頭か知所として下し給ふ、

〔清正記〕天正十六年四月朔日、尾藤甚右衛門召みよつて大坂へ參著、佐々陸奥守四月三日參著也、

一陸奥守所へ主計頭上使として、御一ツ書を以て仰出さるへ、御朱印に云、

一陸奥守事、對 殿下逆意を仕段、曲事に被思召候へ共、被加御不便、肥後國被遣候事、

一肥後國人一揆起し候様、仕段、重疊曲事に候事、

一陸奥守事、南登宗門おろひ候へし、仰出され候といへども許容不仕候猶以罪科不輕候、此故、切腹被仰付候、此旨可申聞也。

四月十四日

御朱印

加藤主計頭殿

一主計頭、右之御一ツ書を尼ヶ崎へ持參して、陸奥守に高聲により聞せ切腹仕せ候、略下

主計頭肥後國拜領の事

一秀吉公、主計頭清正を御前へ召出され、略中然と陸奥守事、以一書被仰出おとく、去十四日に腹を切させられ候、雖然家中之者之義は不苦候間、其方小西其れ、略に見計ひ、知行方念を入遣之爲、兩人可抱置候、猶淺野彈正少弼、戸田民部少輔可申也。

後五月十五日

御朱印

加藤主計頭殿

○本書、清正を尼崎に遣すとあれども、清正既に肥後に赴きしは、秀吉隆景に遣る書に見て明かなり、本書信據し難し。

〔老人雑話〕

佐々陸奥守は信長譜代の家臣也、柴田ると同じ、信長死去の後、太閤討降參して坊主になりて、大津へ來れり、此時太閤大津の城に居て禮を受、陸奥入道大津の城中にて武道物語有しに、淺野彈正を紀伊守散々叱す、武道の事何として、父ぬしらか知る事に、父ならずと云、人聞て後惡かり、父んと皆云、太閤肥後半國を陸奥守に與ふ、半國は主計頭領地也、入部の後、一揆度々起り、様子、父しければ、身上果たり、彈正のさしへも有しと云、陸奥守道號は道閑、尼崎に石塔有、尼崎の寺にて自滅せと云、

〔翁物語〕

斯テ光陰押移リ、騷カシカリシ年モ暮レ、天正十六年ニソ成ケル、九州ノ中ハ事故ナク治リシカモ、如何ナル故ニヤ、肥後一州ハ殘黨此彼ニ隱居テ、安治ノ政道ヲ妨ケリ、佐々ハ武勇ノ聞エ有シカモ、國ヲ治ル器ヤ無カリケン、終ニ一國一統ノ政道ヲ行得サリケリ、秀吉佐々ガ政道ニ情有事ヲ聞給テ、大ニ怒リ、國守ノ器ナキ者ニ國ヲ與フヘカラス、其上蠻夷ノ野風ヲ行ト云ヘハ、彼ニ國ヲ守ラスヘカラストテ、四月上旬ニ佐々ヲハ召上セラレ、終ニ害セラル、

〔豊臣秀吉譜〕

奥州依此罪召上攝州尼崎、天正十六年閏五月十四日生害、行年七十三歳、

〔羅山秀吉譜〕 佐々陸奥守成政、發肥後到尼崎、窺秀吉ノ氣色、秀吉遣人諭之曰、成政以苛酷御民、故民人多叛而軍旅起矣、是成政之大罪也、其須自殺、成政即自刎、時人咸惜焉、秀吉又使黑田官兵衛孝高諭肥後國人曰、不受公命、而欲殺成政、何罪過之甚哉、即命筑後肥前之諸士誅之、其後肥後與于加藤主計頭清正、

〔武德編年集成〕 閏五月十四日、肥後ノ新國主佐々陸奥守成政カ、攝津尼ヶ崎ノ旅營へ秀吉ノ使節、加藤主計頭清正來テ其罪ヲ譴テ曰、往年成政既ニ秀吉ニ敵スルヲ以テ兵ヲ北國へ動シ、攻亡サントスル處ニ足下武力盡テ降參ス、其時死ヲ賜ラント云ヘ、且ハ信長公ノ恩悉ク忘レヌ、信雄ノ爲ニ兵ヲ起ス、其義心ヲ感シ、且ハ舊知ノ好ヲ以テ是ヲ宥メ、剩恩命ノ地ヲ授ク、去年又肥後ノ大國ヲ與ラル、其銳勇ヲ以テ鋒ニ血塗ス、彼大國ヲ治メント欲シ、條數ヲ諭シ、藩鎮トセシ處ニ一ヶ月ヲ歴ス、秀吉ガ令ヲ悖戻シ、檢地ヲ遂ントスルニ、國士錯亂ヲ企テ、黎庶一揆ヲ發ス、其罪何ヲ以テカ償ハンヤト云々、成政カ曰、殿下ノ命最モ然リ、是予カ誤リナリトテ、忽チ自殺ス、享年七十三歳也、成政驍勇ニ厚ク、義ヲ守ルニ世ニ之ヲ憐惜ス、男子ナク女子一人アリ、九條太閤幸家公ニ嫁ス、是大猷公ノ御臺所後陽成中ノ母堂ト云々、

〔續武家閑談〕

黑田家譜 所載

佐々成政國法苛政に付、間無一揆蜂起不届の由にて

切腹被仰付依之上使として、黒田勘解由、毛利壹岐守警固として、立花、生駒、人數を引連來る、黒田、毛利は國政下知す、國人は面々に自領に籠居る、依之兩人より使者を以て各へ上意の趣申述、藤崎の八幡宮まで來らるへしと、兩人も立向ひ國人え對面し、黒田尋て此度の一亂上へ御恨の有故か、又成政に意趣有てかと云、各一同に、聊上へ御恨なし、只本領安堵被仰付候領地を、成政無體に點檢せんと申餘なる仕形に付、止事を不得候に付てと答ふ、黒田重て云、左有へしと存す、上にも斯と御推量に付、各御存知之通、成政は法外の仕形ゆへ切腹被仰付候也、然れども各相手たる成政成敗の上各へ何と上意無とも、そしらぬ顔して自領に罷在義上を輕しめ給ふ様に相見ゆ、もし左様にも思召有は、旁の爲ならず、當分他國へ引退き追て誤なき由を申上御免願は、上を重んじたる意と成て本領安堵有へし、其共か申處を能開分て可然と利害を述たり、國人此義に伏し如何にも上の思召能様に、頼入由申に付、國人を引分け生駒か讚州、立花か柳川、毛利か小倉等へ離散せしめ、其上にて隈部父子は此度の一亂張本也、守護の下知を不用、相手の成政も切腹の上は、父子共其通可然と終に切腹せしむ、他國へ離

散の國人へも使を以て、上より今度の騒動殊外御立腹也、某等高免を願ふといへども、御取上なき上は是非なし、各其地にて切腹可致と申不殘切腹す、是は孝高に肥後の處置仕平治候様御下知に付、黒田謀て國人を不殘亡し辭謚せしむ、

十月 朔 辛巳

一日、巳利長、田百苞を越中勝興寺に寄進す、

〔勝興寺文書〕

伏木郡 射水町

於御寺内近所、以繩打百俵之地進置了、全可有御寺納狀、如件、

天正十六

十月朔日

孫四郎

利勝花押

勝興寺

十一月 朔 庚戌

三十日、巳利家、立山權現及び姥堂へ各百俵の地を寄進す、

〔杉木記録〕

岩倉村之内を以、立山權現え爲新寄進百俵進之候、全有寺納、諸堂被爲造營祭禮勤行、不可有油斷候、仍寄進狀如件、

天正十六

十一月晦日

筑前守

利家御印

立山寺 衆徒神主

〔金澤藩源流記〕

二 十一月晦日高徳公越中新川郡芦峯姥堂百俵ノ地ヲ被寄

附、

當村の内を以姥堂え爲新寄進百俵進之候、全可有寺務社堂伽藍成次第被加修理、勤行等不可有油斷候、仍而寄進狀如件、

十一月晦日

筑前守

利家御判

立山仲宮寺

衆徒社人中

〔参考〕

〔金澤藩源流記〕

二 此年天正十八年高徳公芦峯寺姥堂帝釋堂閻魔堂大黒鐘樓堂大宮春宮、佐伯堂、各御再興アリ、

〔金澤藩源流記〕

三 十二月九日越中姥堂へ百俵の所を被寄附、

越中新川郡芦倉の内百俵、令新寄進、利家判形之筋目不可有相違彌彌祭禮勤行等無怠惰可有執行候、並に造營之義可被加相應之修理事尤候、仍而狀、如件、

後陽成天皇天正十六年

後陽成天皇正十六年
慶長七年十二月九日

利家御判

一四

姥堂仲五寺宿徒中

十二月 丙辰

七日、利長、氷見莊大窪村大工某等十六人の課役を蠲く、

〔加賀藩民事志〕

十二月七日公印書ヲ越中國氷見莊今射水郡大窪村大工三郎

右衛門等十六人三郎右衛門二郎左衛門宗兵衛善左衛門太左衛門源左衛門七

宗五郎ノ課役ヲ蠲キ宅地ノ租米十六俵ヲ戶津宮坂長宇波ノ三村ニ賜フ横

長知加藤宗兵衛 初三郎右衛門等文祿慶長征韓ノ役及關原大坂ノ役公ニ從ヒ

尋テ伏見築城ノ際、罷勉工事ニ服セリ、是ニ至テ此褒典アリ享保八年

九日、利長、富山渡船の制を定む、

〔舟橋原因之事〕

富山舟渡之事、

一、出入之在所者、代官にといの事申付候事、

一、商人に者壹錢宛可取之事、

一、奉公人に者一切不可取之事、

右相定所如件、

天正十六十二月九日

印

五郎兵衛殿

富山渡守爲御扶持方、當國御領分御台所入、並諸給人之知行方、高千俵ニ付而米
貳斗宛、可出之旨被仰出候、若如在仕候在所者、催促可遣者也、

極月五日

前田對馬守長種番判

婦負郡諸百姓中

中 郡諸百姓中

先年申付如定船頭といの義早々可相渡候、御代官所並誰々之給人地たりとい
ふとも、於如在は催促まで可遣之者也、

慶長五十二年二月二十五日

つしま長種番判

越中國中在々百姓中

後陽成天皇正十六年

一五

後陽成天皇正十六年

一六

富山舟橋え水手三拾二人之御扶持として、當年より米百六拾俵被下之、右之米、越中國中在々所々え被仰付候條、郡奉行衆裁許次第多年可請取之者也、

滿元和元年十二月十六日

横山々城守番判

本多安房守番判

富山舟橋水主中

定

一越中神通川舟橋水手三拾一人之扶持米一ヶ年八拾石宛、新川婦負兩郡三ヶ打銀之内を以、其時々米直段相場次第打銀奉行より可相渡事、
一舟橋修理入用先規により如在來越中四郡中可申付候事、
一橋奉行入馬廻之内一人宛一年替申付淡路守馬廻壹人相くはへ兩人とし、水手人數以下相改并居屋敷如前々可申付事、

寛永拾八年正月十日

富田下總守殿

葛卷 隼人殿

富山舟橋水手三拾人御扶持方百八俵肝煎扶持拾俵、合百十八俵、當年を被下之候、右之米御領分在々所々え被仰付候條、毎年算用場を可受取之者也、
(寛御判)
寛文七年十一月二十一日

近藤善右衛門番判

村勘左衛門番判

入江權兵衛番判

富田 縫殿番判

富山舟橋肝煎

是歲加賀藩、米五斗を以て一俵と定む、

〔加賀藩民事志〕 天正十六年封内米五斗ヲ以テ一俵ト爲ス、初一俵ニハ三斗

ヲ容ル、是ニ至テ之レヲ更ム、改作方雜留眞館覺

天正十八年庚寅 紀元二千二百五十年

二月 癸酉朔

十日、壬午利家、立山寺、仲宮寺等の莊園の租を復す、

〔加賀藩史彙〕 一 天正十八年二月十日、越中立山寺、仲宮寺莊園の租を復す、前田

安勝執達狀

後陽成天皇天正十六年 十八年

一七

十六日、利家、利長、秀吉の東征に従はんとし加賀を發す、因りて諸將に命して富山、魚津、守山の三城を守らしむ、

〔三州志〕

續纂餘考

十八年庚寅二月十六日、日一ニ作ハ、二公、東州ノ役ニ我北

國ノ精甲一萬有八千ヲ帥キテ出師アリ、略テ注因テ尾山ハ安勝君ニ村井又兵衛ヲ副ヘ富山ハ前田美作魚津ハ村井ノ臣老功ノ者トモ、世本ニハ青山佐渡トアテ東御陣アリト記スニ守山ハ前田對馬、七尾ハ中川光重ニ、安勝君ノ家臣ヲ副ヘテ留守タラシム、見聞集ニ安勝君暨村井豐後ノ臣ヲ置クトアリ、然レトモ安今茲豐主北條氏政ノ子征伐トシテ東國ニ赴クニヨリテ、二月十六日二公

〔金澤藩源流記〕

二月十六日秀吉ノ依命、兩公一萬八千餘ヲ被率、加州ヲ御進發有テ中仙道ヨリ笛吹峠に令赴、北條一味ノ城ノ城々ヲ被責落、金澤御城代

ニハ前田安勝及ビ村井長賴隨之、越中富山ハ前田美作守直知、同國魚津ニハ青山豐後守長政、同州森山ニハ前田對馬守長種、能州七尾ニハ前田修理亮利包、前田播磨守利好、中川光重等、其城々ヲ相守ル、略

十月 庚午朔

利家、書を尾山守將前田安勝に貽り、越中新川郡の納租を促す、

〔加賀藩史彙〕

是月書ヲ尾山ノ守將五郎兵衛安勝ニ貽リ、越中新川郡ノ納

租ヲ趣ス、高橋公親翰

天正十九年辛卯 百五十二年

十一月 癸亥朔

二十五日、利家、田百苞を石動山に寄進す、

〔加賀藩史彙〕

天正十一年冬十月十一日、天皇勅シテ石動山ヲ再興ス、親正

町中畧 天正十九年十一月二十五日、田百苞ヲ石動山ニ囑ス、蓋シ十一年ノ詔

勅ヲ奉スルナリ、

文祿元年壬辰 百五十二年

四月 辛卯朔

十四日、利長の侍臣等越中岩ヶ淵に争鬪す、

〔國事昌披問答〕

越中岩ヶ淵喧嘩は誰々に候哉、答云向井彌八郎、齋藤半四郎、

山口庄九郎、萩原八兵衛を初大勢下人等共に同座に死す、宇野平八、後日に京大

後陽成天皇正十八年 十九年 文祿元年

德寺にをわて切腹、委事別記有。

〔加賀藩史彙〕

一 十四日世子ノ近臣、淺井右馬助、宇野平八等輩、萩原八兵衛、向

井彌八郎ト越中岩淵郡水ニ闘ヒ、八兵衛等ヲ殺ス、事定ルニ及ヒテ平八ニ死ヲ

賜ヒ左馬助ヲ能登ニ配ス、

〔三壺記〕

五 文祿二年四月十四日の事なり、利長公の御小性の内、貳百石計の

身代にて向井彌八郎と云者有、山崎五郎右衛門一の弟子、兵法勝れて器用也、又
印牧藤兵衛等六浪人、守山に居て、弟子數多とりをしへたり、山崎流と印牧流と
度々せりふ有之、何時か申分れになりけん、たかひに氣遣の折節、夜中に小雨
降りて殊の外、闇夜の頃、向井彌八郎は、山崎五郎右衛門家より宿所へ罷歸る節
何者にてやあるらんや、みうちに眞向を一刀切て走りけり、彌八郎心得たりと
ぬき合切ければ、さや共に抜け切逃し、比興ものかへせくといふ聲、弓大將の
三百石取吉田三左衛門、御馬廻の六百石取萩原八兵衛、夜咄して居たりけるに
唯今の聲は正敷彌八郎聲なりとて、心元なく兩人走り出、彌八何事共と、ことは
をかけしかば、不意に闇打に逢、一刀切て逃うしなふと云、八兵衛聞て御同道な
きかといふ、小性二百石山口庄九郎、同與四百石齋藤半四郎、同與二百石宇野甚

太郎三人なりと云ければ、此三人にて有るべしとて追かくる、只今彌八郎闇打
にあふ各三人不祥なから、果して相手にて候由申候へは三人立歸、彌八郎左様
に申候哉、とかくあひ可申とて、彌八郎に逢、八兵衛、三左衛門我等を、相手の様に
申は、其方左様に意得被申候やといひければ、彌八郎申は、努々左様には不心得、
何も別して咄し申事なれば、何の意趣あつてかく可有や、早々被罷歸候へと、申
に付庄九郎、甚太郎、兩人は罷歸る、半四郎、取分念頃なれば、若果して今夜同道の
不祥に我等切腹いたさんと、夜すがら看病して翌日に罷歸る也、彌八郎は手負
を養生いたし、追付本腹す、事済にけり、其頃まへかたより半四郎、庄九郎、御勘氣
人にてありけるが、伏見より年寄衆御前取成、御赦免被成様にとよひよせ被申
處、上洛すとも云、又御勘氣取立しり、そくも、二説に昔衆有之、何れの頃にてもあ
れ、上方へ兩人同道にて上りける、利長公の御前様よりの御飛脚にて、彌八郎闇
打にあひ手負申候へ共、命替事は御座なく、相手も知れ不申候由、飛脚にて到着
いたしければ、利長公御廣間迄出させられ、只今越中より飛脚來る、彌八郎闇打
に逢ひけると申越すと御廣間の小性共に被仰聞、何者かいたしけん、彌八郎は
人にきらるゝものにてはなし、堪忍するやつにてもなし、此終りか知れぬ定め

て申分有べしと、御意なされければ何も誦衆御意之通頓てまた御飛脚にて御耳に立可申旨上る、扱て守山にて萩原八兵衛、吉田三左衛門、兩人は彌八郎方へ参り申様、齋藤半四郎、山口庄九郎、兩人同道し他國へ立退よし聞より、能折節なれば道に待伏して討取可被申、さなくば鬨打の申分成ましきとしきりにすゝめければ、彌八郎申は最前申分にて事濟けり、此者共の仕事にて無之、少しもふしん成事有之は、各不被申とても宥を出し申問敷と云、八兵衛、三左衛門申は、左候は、以來其方と咄し申事成ましきといふ、若き人に不似合とて立ざれば、彌八郎左様に被致物ならば追付参らんと申に付、兩人尤と申八兵衛は、若黨一人添て遣す、彌八郎追かけけるに竹の橋まで追かけ候へ共、半四郎、庄九郎は津幡へ通る由聞届、其間一里に最早なりましき、是にて切腹せんと申しければ、若黨申しけるは、左様に思召は是より山の手へ廻り松の瀬越へと申て、追道の候間御越候へと、津幡中條の境なる二ッ屋へかゝり走りければ、程なく津端の下の端にて追付、庄九郎先に乗掛参候を、彌八郎言葉をかけ、股をひと刀切り馬より落る所を若黨切とむる、半四郎は、少跡より乗り来る、彌八郎申けるは、其方初より申分よし神妙なればゆるし申と云ければ、馬より飛下り家へ走り入、立付の

紐を切捨て走り出せ、かれゆるしことばは、推参なりと打てかゝる、彌八郎二ッ三ッたゝき合若黨後ろへ廻り、助太刀を打ち兩人して切留めたり、然所へ萩原八兵衛、吉田三左衛門、兩人は彌八郎を心許なしとて追付来る、竹橋にて彌八郎出合右の首尾を咄しければ、無比類手柄なり、半四郎、庄九郎、智音多きものなり、守山より聞付参る事可有之、しんぼの渡を越脇道より可歸といひければ、八彌郎云は、何事を云ぞ、是程に手柄の上脇道は如何千騎萬騎来るとも、我等同道の上は不苦討果へきと、三左衛門、八兵衛、いさめて同道し本道を歸りけり、半四郎家禮、守山へ走行其段を被露す、淺井左馬六千石目をかくる事皆人知る所なり、いて敵取てとらせんとて出ければ、我も／＼と走りけり、左馬は宇野平八五百石、右馬は常五百石に庄九郎、半四郎、念頃なるいか、被存候や、等は敵とりに行と云、平八申は、彼兩人は御勘氣ものなれば、若上意にてもや有らん、思案可有と被申ければ、左馬聞も不入有無の返事に不及もみにもんて走りけり、無是非宇野もかけ出る然る所に、彌八郎、三左衛門、八兵衛、三人同道にて歸る、岩ヶ淵の平にて左馬、平八出合何も覺悟致されと、十文字の鎗を以てかゝりければ、本人の彌八郎をさし置きいかの事と兩人申ける、宇野平八はのかすまじきと、槍を以てつきか

る、八兵衛は一段引し所へ飛違切らんとす、宇野方に罷在平人尾能助九郎といふ者待受て切留たり、次に彌八郎參會あしふみ出し切かゝり、左馬平八家來共取迫り二三人に手を負せけるか、彌八郎三十ヶ所程手を負て弱めに成處を討留めたり、三左衛門刀を振たゝきあふ、木村造酒と切結ふ、龍崎半助、團小治造酒、三人にて三方を討留る口、劔の鏝にて、随分拂ふといへども、三人にて不叶討死す、左馬此上はいかすべきと申しければ、平八申は守山を出るよりの思案なり、分別少しもあらはこそ、只切腹せんにしくはなしと申しければ、いやく二人は上洛し給ひて、首尾の終始を言上被申、御意に任せ可然とて、何もいさめて兩人上洛いたしける、喧嘩相濟退散の諸人、奥村又十郎、五百淺井左馬を見つかんとてかけ出らる、梅大學、石中村七助、石是兩人は、彌八郎を見つかんとて、かけ出す、皆打過て人となし残り多しと申しけり、又十郎は、いさまで討果さんとたかひに申しあけるを、中村七助あつかひて大學を同道し守山に歸る、奥村又十郎は左馬、平八無心許とて後を追て上洛す、かゝりける處に淺井左馬、宇野平八兩人より竹田宮内石一萬方へ飛脚を越す、我等妻子ともを引取預り被下候へとの事なり、竹田心得たりとて頓而引取、然る所に萩原、向井、吉田方の侍中

田四刀を帶し、宮内方へ押寄亂れ入、左馬、平八、子共を何方へ退き被申候哉、中々何方へもやるまじきといふ、是を見てことごとく、敷有様かな、退申事はいたさぬ、もし退申事ならん、斷可申といふ、何も承届引にけり、三人は上洛いたし、始終りを委細に申上げれば、汰沙の限と御意あつて、急度可被仰候へ共、此度は御赦免と被仰出、皆有難奉存けり、是は對馬殿御與様より御詫言とは聞へけり、又いか御内談やありぬらん、利家公、利長公兩公の御相談にて、宇野平八は切腹と被仰出、大徳寺にをいて切腹仕る、此時の木村造酒は後に木村主計に成、大坂物頭、木村長門守伯父にて大坂へ行籠城討死と聞へけり、奥村又十郎は後に因幡と申けり、利光公の御代に御分國の制法此人に歸す、

八月成子

五日、辰壬前守山城主神保氏張卒す、
〔寛政重修諸家譜〕千八百八十二

神保

今の呈譜に平氏にして、葛原親王の後裔神保右京進經忠、越中國礪波郡守山の城に住す、氏張は經忠六代の孫、越中守氏純か養子にして、實は畠山左衛門

佐義隆か二男なりといふ、

氏張

清十郎 安藝守

母は某氏

越中國彌波郡守山の城に住し、織田右府の命により北國の守護として、能登國勝山に要害を築きてこれを守る、後ゆへありて浪客となり、肥後國熊本に居住す、天正十七年めされて、東照宮につかへたてまつり、乃ち下總國香取郡のうちをいて采地二千石をたまふ、文祿元年二月朔日、采地の御朱印を下さる、四月肥前國名護屋に御進發のとき、仰によりて内藤三左衛門信成に代り江戸にありて御留守を守る、八月五日死す、年六十五、法名玄的、采地香取郡伊能村の寶應寺に葬る、

妻は織田備後守信秀り女、

女子 齋藤伯耆守利基か妻、

氏則 清十郎、主馬佐、

天正二年十二月能登國にをいて戦死す、

妻は佐々陸奥守成政の女、

氏長

五郎兵衛

母は信秀り女

文祿元年十月三日遺跡を繼、慶長五年東照宮上杉景勝御征伐のとき供奉し、のち關原及び大坂兩度の役にもしたがひたてまつる、寛永二年四月五日死す、年五十一、法名宗英、今宗榮葬地氏張におなじ、

妻は橋本伊賀守某の女、

後妻は川口茂右衛門宗重か女、

文祿二年癸巳 百五十二 百五十三 年二

四月 乙酉

一日、乙酉利長、新川郡瀬戸村に陶窯を創めしむ、

〔加賀藩史彙〕

四月朔世子越中瀬戸村ノ新川陶工彦右衛門ヲシテ地ヲ相

テ顯テ陶ヲ製セシム

〔加賀中陶磁考草〕

後陽成天皇文祿元年 二年

瀬戸焼

瑞龍公加賀藩代、文祿二年彦右衛門ナル者ニ命シテ、越中國ニ於テ尾張瀬戸焼ニ類似ノ土ヲ見立、陶業ヲ營マセラル、コト越中上新川郡古文書ニ見エタリ

〔上瀬戸村七兵衛所藏〕

越中於國中、瀬戸焼之類、何方にても見立次第、其所にて可燒候者也、

文祿二年四月朔日

花押

せとやき彦右衛門

〔按〕文祿二年ハ瑞龍公、越中礪波射水、婦負、三郡ヲ領シ、守山ニ在城ノ時ナリ、而シテ此判形ハ瑞龍公ノモノニ係レハ、此時未タ窯ヲ築クノ地定マラサルニ似タリ、

越中國中之内にて土木見立次第、其處ニテ可燒瀬戸者也、

慶長三年七月十日

肥前列

瀬戸孫市

〔按〕尾張國春日井郡瀬戸村ノ陶工ヲ、瑞龍公ヨリ呼寄ラ、レシト考ラレタリ、其陶工ハ、前文書ノ彦右衛門ナルカ、此文書ノ孫市ナルカ、將タ兩人カ未タ確證ヲ得

サレトモ皆當時ノ陶工タリシハ明カナリ、然ルニ猶窯所未タ一定セサルニ似タリ、文祿四年、瑞龍公富山ニ移ラル後タレバ、此時孫市ヲシテ土石木材ヲ搜索セシメ、製陶場ヲ置クノ地ヲ擇ハシメシト見ヘタリ、

〔下瀬戸村孫市所藏〕

急度申付候、越中芦見邊にて可燒瀬戸旨尤に候、草柴入用は其所之手寄次第に可仕候、諸役拾免若不被懸非義をも申かけ候者有之候は、此方へ可申來候、急度可申付候、以上、

慶長五年七月十六日

奥村藤主列

芦見せと孫市

〔按〕越中國芦見ト云ハ、新川郡ニシテ、新川郡ハ天正十五年豊臣公ノ命ヲ以テ佐々成政ヲ肥後ニ移シ、高德公加賀藩初ノ預領トナリ、後公ノ養老領タリシモ、慶長四年公薨シ加賀越中悉ク瑞龍公ノ領トナレリ、慶長五年七月ハ上杉征討及關ヶ原合戦ノ前ニシテ、瑞龍公ハ徳川公ノ命ヲ受ケ、北國ノ兵ヲ總へ出軍ノ前タリ、今此文書ニ依テ之ヲ見レハ、此時奥村某富山ニ在テ、新川郡ノ民政ヲ執ルト見エタリ、藤主ノ字、判然タラス必誤字ナラン、其何字ノ誤リタルヤ、未タ考按

ナシ、而シテ單ニ背見邊トアリテ未タ村名アラズ、孫市等遂ニ此地ニ製陶窯ヲ置キ瀬戸村ト稱スルニ至レリ、遂ニ子孫連綿製陶ヲ業トシ、即今ノ上新川郡瀬戸村是ナリ、然ルニ別ニ小二郎ナルモノアリ、孫市ト同時ニ尾張ヨリ來リシヤ否ハ判然セスト雖、同時ニ製陶ニ從事セシハ判然タリ、其參考書類ハ左ノ如シ、

〔上瀬戸村七兵衛所藏〕

一筆遣候依而せとやき候、小二郎、其在所へ越候而やき候せともの共あつらへやかせ候間、しらつち之義此者一人にとらせ可申候、將又此かまへ出入者候、あき人などに何かと見たり成儀有間敷候、又かまのたき木ノ之儀、主もきり可申候、過半かへ候へは在所もふつき候はん間、百姓共無如在ひきまはし可申候爲、其一筆遣候也、

六月十一日

五兵衛名印

上すへ村百姓中

尙々、たき、は主もきり可申候、又在所のものもきり候てかり候へは、在所もふつきに候はん、馳走可申候、他國之者申候儀候間、目を懸け可申候也、

かへはあり申候ハのノ誤ナラン、

〔按此文書ハ上瀬戸村七兵衛所藏ニシテ、前記瑞龍公ヨリ彦右衛門宛ノ文書モ七兵衛ノ所藏タリ、然ルニ此五兵衛名面之書、七兵衛方ニ三通アレントモ、大同小異ナレハ今此ヲ略ス、然レトモ中一通ハ上すへ村小二郎宛ナレハ、此時小二郎ハ遂ニ上末村ニ住シ、燒物ニ從事セシコト明ナリ、又此五兵衛ノ書三通ハ卯月廿六日、六月十一日、七月七日ノ日付ニテ年號ナシ、其五兵衛ト云モ未タ何人タルヲ詳ニセス、徳山五兵衛ハ慶長四年後ハ已ニ前田家ヲ去テ徳川氏ニ仕ヘタリ、其頃奥村五兵衛ト云フモノアリ、知行高千石ニテ足輕頭タリ、新川郡奉行タリシコト未タ見當ラサレトモ、前ノ文書寫ニモ奥村藤主ト云アリテ其名判然タラス、或ハ藤主ノ字五兵衛ノ誤寫ナルカ、又ハ奥村五兵衛ノ實名タルヤモ知ルヘカラス、然レトモ已ニ文祿二年瑞龍公ノ書面ニハ彦右衛門宛ニテ窯所未タ定ラス、此小二郎ノ文書ハ窯所モ上末村ニ定ムルトスレバ、慶長五六年ノ頃ニ在ルコト分明タリ、

急度申遣候、依而黒川邊ニせとやき仕候由尤ニ候、御用木之外並草柴以下、其谷中の山々にて用次第に取申へく候、其上自然非儀をも申懸もの有之候は、此

方より可申付者也

慶長七年七月十三日

前田孫九郎

せと物やき兩人かたへ

〔按〕孫市ハ、子孫運綿業ヲ續キ代々孫市ト稱シ、前書ノ文書モ、其後裔孫市方ニ所持スルヲ以テ其傳來モ明白タリ、小二郎宛ノ文書ハ七兵衛方ニ所持シ、其年號モ知レズ、然レトモ前書ニ他國者トアリテ、又他ノ書ニ瀨戸焼上手トアレハ、孫市同時ニ尾張ヨリ來ルモノタラン、果シテ然ラバ此書瀨戸物焼兩人トアルハ、小二郎、孫市ノ兩人ナルカ、此時ニ當テ瀨戸焼物師兩人ハ租稅ヲ免シテ專ラ製陶ニ従事セシムルモ、猶夫銀諸郡打銀ナルモノヲ納ムト見エタリ、後寛永年中、瀨戸孫市二男九左衛門ナルモノ分家シテ、陶器ヲ製スル事ヲ徴スヘキ書類ハ左ノ如シ、

〔下瀨戸村孫市所藏〕

上末野之内、釋迦堂坂ニ新瀨戸可被立任理申付也、

一 釜役之儀新瀨戸並ニ可指上候、

一 釜場居屋敷共三拾間四方永代御年貢郡役可有御赦免候、

一 瀨戸物御用等之儀古瀨戸村、同前可相勤者也、

寛永十七年十二月六日

印葛卷隼人

瀨戸九右衛門方へ

〔按〕慶長七年黒川邊ニ燒物ヲ創スルヨリ、寛永七年孫市二男分家シテ、新瀨戸窯ヲ創スル迄三十九年タレハ、其年代事實疑ヘキモノナシ、且其年貢郡役ヲ免スル等、其燒物ノ漸次ニ盛大ニ趣ノ情見ルヘシ、
天保頃下瀨戸村陶器土、上末村田地ノ中ヨリ掘取リ、其掘跡田地ニ引直方ニ付兩村間ニ苦情相起リ、遂ニ藩吏ノ見分ヲ受ケ、天保六年兩村々役人和談申合ノ書類アリ、事長ケレバ此ニ略ス、又杉木有恒手帳ニ、定小物成銀ノ内ニ瀨戸物役、上瀨戸村及上瀨戸村產物方、拜借銀返上之事アリテ、天保八九年頃ノ留記ト見ヘタリ、此等ノ條項ニ依リテ其當時ヲ想像スルニ、燒物ヲ製スルコト昔日ト大異ナキニ似タリ、且產物方拜借銀返上ノ事ノ如キハ、算用場奉行ノ兼務ニシテ產物方役所アリ、雜稅類ヲ積立領内工業製造業ニ貸與シテ產物ノ獎勵ヲ爲スコト、金澤春日山窯、能美郡若杉窯ニ資本金ヲ貸與スルト、同一趣向タリト見エタリ、

侯爵前田家ニ越中瀬戸ト稱スル、茶入二十四個アリテ其年代記載ナシ、皆焼上
 儘ニシテ蓋ナク、又使用シタルノ跡ナシ、故ニ其品新製ヲ見ルガ如シ、然レドモ
 其箱等ノ情况ヲ以テ按スレハ、文政天保頃ノ物タリ、然ルトキハ、其製陶ハ以前
 ニ在テ其箱ハ文政天保頃ノ製トスレハ、其製造ハ或ハ創始ノ物ナルヤモシル
 ヘカラス、只其釉薬土質等種々アルノミナラス、其形状モ亦タ種々アツテ、其製
 作頗ル雅致アリ、寒村僻邑ノ需用ニ供スル者ノ類ニアラス、必ス藩主ノ嗜好上
 ヲリ内命ヲ以テ製造セシメシハ亦疑ヲ容レズ、然ルニ舊藩記録類、又ハ茶人ノ
 口耳相傳ニモ、越中瀬戸ノ事アツテ、其製品ヲ評論セシモノナシ、今俄ニ其時代
 ヲ識別スルニ困ム所タリ、記シテ以テ識者ノ是正ヲ待ツ、

八月 癸未

利長、礪波郡福田郷十禪師社の租を復す、

〔荊原神社文書〕

郡 礪波 福田村

ふくたねぎの事は、こなたことも、きたうおもさせ候ま、まよやく遊るし申候、
 そのふん心へ候へく候、しせんいかやうの事も候共、こなたへ申候へく候、ひ
 たすら申候、かしく、

ふんろく二ねん

八月九日

十さう 参る

さい將

印

ふくたむら、あへぬしする、しよやくゆるし申候事、うたかいあるましく候、
 いや、御こさはたちの御きねんゆたんあるましく候、このよしかみさは
 より御いにて候、こゝろやすかるへく候、あしく、
 ふんろく二ねん

十月十四日

ますやま

さいしやう(花押)

するか参る

〔加賀藩史彙〕

一 文祿二年秋八月九日、世子越中十禪師社_{礪波郡}ノ租ヲ復ス、_瑞

物公判

十二月

辛亥

後陽成天皇文祿二年

十四日、甲子今石動城主前田利秀卒す、

〔前田又次郎畫像贊〕本行寺所藏

正慈居士也者前田氏也、武名四齋勇譽遐邇焉、以文祿二癸巳臘月中旬九日弃世、二十六歲、葬越之中州利波郡本行寺焉、地獄天宮同法性、一塵一刹舍那身、

日芳誌

〔三州志〕

疑考

今年利秀朝鮮ニ從軍ノ所半途ニシテ疾病シ、因テ其將篠

島織部軍ヲマトメテ歸越ス、利秀十二月十九日今石動城ニシテ下世ス、享年二十有六也、爲人勇力武功ノ良將ト云、〔長嶽略譜〕天正十三年四月今石動ニ城ヲ築キ、加州津幡城ヨリ前田右近秀繼君ト城ヲ移リ、利秀ハ未森蓮沼龍峯又次郎利秀ヲ置キ、同年秋秀繼君貴舟ヘ移リ、利秀ノミ守ルト云、利秀嗣子ナク家絶フ、按スルニ今石動永傳寺ニ今秀繼君父子ノ位牌アリ、利秀ハ未森蓮沼龍峯、小矢部上州ノ松枝武州ノ八王寺等ニテ戰功多シ、系譜ニ征シ、龍峯ニ屬シ、鮮中、途、疾、病、版、圖、トアリ、一説ニ文祿二年從テ島津義弘ヲ征シ、龍峯ニ屬シ、中、途、疾、病、版、圖、トアリ、一説ニ文祿二年從テ島津義弘ヲ征シ、龍峯ニ屬シ、リテ卒ス、ト此説非ナリ、歸是ヨリ篠島織部ニ加祿シテ、三千今石動ニ置セラレ、是ヨリ篠島氏五世是ニ在リ、寛永七年マテ凡百十八年間ト云、今ノ典譜ノ祖也、

〔本藩歴譜〕

二抄

本行寺記

又次郎利秀、初名利次、秀繼君ト共ニ加州津幡城

ニ居ス、天正十三年父君ト共ニ今石動城ニ移リ、同年秀繼君木船城ニ移轉ノ後、利秀ハ殘テ此城ヲ守ラレ、且ツ四萬石ヲ領ス、嘗父君ニ從ヒ未森蓮沼龍峯

小矢部ノ戰ニ臨ミ、松枝八王寺ノ戰ニモ頗戰功アリ、文祿二年朝鮮ノ役、瑞龍公ニ從ヒ筑紫ニ赴キ、半途ニテ病ニ罹リ、國ニ歸リ、十二月十九日卒セリ、享年二十六、法號良將院光等正慈居士ト云、矢波村先塋ノ側ニ葬ル、墓今猶存セリ、位牌ヲ今石動本行寺ニ建ツ、

〔越中古文書〕

抄

本行寺寛文七年由緒書上ノ内

一 又次郎殿御死去は天正之末、那古屋御出陣之刻、路次より煩付御歸、文祿二年十二月十九日ニ生年二十六歳にして御死去、法號良將院殿光等正慈居士法號當寺日長行之、葬禮場は石動西の上野之的場ト申所、口所御墓は今之御旅屋之所大櫻の所寺は今御旅屋之屋敷也、其後利長朝臣度々加越御通行之時、分篠島織部居宅山々引御座之間立申候故、則織部寺並御墓等引候、而今之寺屋敷に立置被申候、
一 又次郎殿御子孫無御座候故、御跡之御追善御法事等、篠島織部執行、十三年忌之時、三十三年迄之御法事仕上、其より以後は無縁に被爲成、當寺代々之僧、御茶湯御廻向等仕迄に御座候、

〔加賀藩史彙〕

一 文祿二年十二月十九日今石動、城主又次郎利秀卒ス、本行寺

河内山忠左衛門覺書

文祿三年甲午 紀元二千二百五十四年

正月 庚辰朔

二十五日、甲辰利家、新川郡牛増より猪谷に至る沿道村民に運搬業を命ず、

〔上新川郡下夕尋常小學校報告〕

前田利家ノ御墨付寫

新川より猪谷口へ越候米並ニ荷物之事、牛かませ迄は富山よりつけさせ候條、牛かませより猪谷迄ハ其在々として入こみなしにつけさせ可申、不可有意趣もの也、

文祿三年正月二十五日

利エ御墨印

牛かませより猪谷まで

在々百姓中

〔参考〕

〔對馬守添書ノ寫〕

其壹

新川より猪谷へ越候米並荷物事

利家様任御判候旨、今以不可有相違條可成其意者也、

慶長六年三月九日

對馬守

長種花押

牛かませより猪谷迄

在々百姓中

急度申遣候口吉野並ニ飛州へ通候荷物之事、近年酒肴當所かすぐに通來候之間、此中ことく無相違様に、大納言様被仰付候ことく、たるべきは申遣候へ共、兩様之儀は各別に候條、かさねて申越候者也、

慶長六

つしま

五月十二日

長種花押

牛かませより猪谷迄

在々百姓中

二月 朔庚戌

三日、壬子利家、越中五箇山の材木を伐らしむ、

〔加賀藩史稟〕 二月三日、越中五箇山郡波ノ材木ヲ伐ラシム、高德公判物

十一月 朔乙亥

二十八日、壬寅利長、井波の匠人に扶持米を給す、

〔加賀藩史稟〕 二十八日、世子越中井波郡波ノ匠人ニ廩ヲ給ス、瑞龍公判物

〔舊記〕 常高東郷波郡井波尋常高等小學校報告

御先代様より、私共先祖、越中井波大工江居屋敷被爲下候、御判紙等所持仕候哉之旨、御尋に付申上候、

瑞龍院様御代、私共先祖之者、天正十四年、越中守山御城御普請之砌罷出御用相勤申候に付、御歸陣之以後拾人之大工江御判紙ヲ以、於越中井波居屋敷壹人百二十歩宛被爲下候、其後關ヶ原御陣大坂御陣兩度共御供仕、且又伏見御普請にも罷越御用相勤申候、只今御拜領地に罷在、毎歲越中所に々々御旅屋御藏橋等御修復之節、御用次第罷出相勤申候、且又金澤御城中、並江戸御屋敷御作事多く御座候時分も罷越御用相勤申候、則御判紙左に書寫指上申候、

井波大工拾人

屋舗之事

一所一俵宛當年より令扶持者也

文祿三

十一月廿八日

利長御判

井波大工

與三左衛門所

才右衛門所

利兵衛所

與八郎所

彌五郎所

與兵衛所

角右衛門所

十左衛門所

七郎兵衛所

與七郎所

已上

○安永二年の文書を姑く左に附收す、

一右拾人之内、先名大工肝煎與三左衛門、寛文中、金澤江引越可申旨被爲仰渡、其節、井波屋敷指上、金澤におゐて御屋敷拜領仕、今以大工肝煎役相勤罷在申候、則右御別紙與三左衛門方に所持仕爲申候、

一右拾人之内、十左衛門、七郎兵衛、與七郎、三人之義は、先々より城端に罷在候處、萬治元年城端屋敷高御取立被遊、替地井波町に拜領仕候へ共、井波町へは引越不申、今以城端に被在申候、右書上申通相違無御座候以上、

安永二年六月

井波町大工與八郎

先祖才右衛門 同所 清右衛門

同所 利兵衛

同所 彌五郎

同所 與兵衛

當時八左衛門 同所 角右衛門

先祖十左衛門 城端大工 喜平次

先祖與七郎 同所 又三郎

〔参考〕

〔加賀藩民事志〕

文祿三年十一月二十八日、世子花押書ヲ利波郡井波ノ大工

肝煎與三左衛門等十人、與三左衛門、才右衛門、利兵衛、與八郎、彌五郎、二下シ、各田

一俵、神保兵衛記ニ宅地各百二十歩ニ當ルナリ、賜フ、瑞龍公花押書、文祿紀、元征韓ノ役、與

三左衛門等、藩命ヲ奉シ、肥前長崎ニ適キ、船ヲ造レリ、故ニ此賜モノアリ、神保兵衛記

〔東礪波郡井波高等小學校報告〕

井波ハ獨リ大工ノミナラズ、鍛冶モ各屋

舗ヲ給ハリテ、其技術ヲ研磨セリ、舊記左ノ如シ、

井波町屋敷鍛冶共

ウラコ四間 與左衛門 高ノ四斗一升七合

ウラコ四間 彦八郎 高ノ四斗一升七合

ウラコ四間 五郎左衛門 高ノ四斗一升七合

ウラコ十五 九 間

七郎左衛門 高ノ三斗九升四合

已上

右屋敷方御年貢の内御算用前可被引去也、已上、

慶長四年

對馬

長種御判

有賀齊

乍恐就御尋口上書を以申上候

一私共先祖、屋鋪拜領仕候由緒書上可申旨被仰渡候に付、書物再承り傳候通書上申候、私共先祖より鍛冶仕來り申候處、御先代様、高麗御陣之時分爲御用長崎迄罷越、並大坂伏見等御普請に御召連被爲成御用相勤申候、其後瑞龍院様、高岡市御城御普請之時分も御用相務申候に付、爲御褒美、慶長四年十一月居屋敷拜領被爲仰付、則御判之物頂載仕、御冥加に相叶難有奉存罷在申候、松雲院様御代にも、御城中まで罷上り御用相務申候に付、委細書上申候以上、

安政二年六月

井波町 鍛冶 與 左衛門

同 彦 八 郎

同 五郎左衛門

同 七郎左衛門

〔加賀藩史彙〕

十一月二十八日、世子越中井波彌波ノ匠人ニ廩ヲ給ス、瑞龍

物

十二月甲辰

二日、比利家、礪波郡苗加村新墾田の本年の租を免じ、又村肝煎を置く、

〔加賀藩史彙〕

十二月二日、越中苗加村彌波新墾地ノ今年ノ租ヲ復ス、高徳

物

〔加賀藩民事志〕

文祿三年十二月二日、利波郡古納加村ノ新墾田本年ノ租ヲ

免ス、諸役ハ他ノ田島ノ例ニ依ル、又百姓次郎左衛門ヲ以テ本村ノ肝煎ト爲、毎歲、正租十俵ヲ割キ其職俸ニ充ツ、瑞龍花押

〔按〕村肝煎ノ稱、始テ此ニ見ユ、

七月

朔壬申

二十九日、庚子秀吉、前田利家を以て秀頼の傳となし、越中新川郡を加賜し、故秀次か伏見第を賜ふ、利家移て之に居る、

〔利家夜話〕

利家卿伏見にて始の御屋敷は、御城月見の櫓の堀一重にて候、八月十五夜の月を御覧可被成旨にて、太閤様御入被爲成候、御手懸衆の高笑ひ、手に取る様に聞へ申候、利家卿御されこと被仰候と聞へ申、さて、古今有まじき君臣の間かなと、年寄衆何被申候事、

其後利家卿を、秀頼公の御守に被仰付、彌天下に肩を双る人も無御座候、其後關白様御謀叛の由、夜に入伏見の屋形へ、子をさかさまに負申候、伏見秀次公御屋形へ利家公御移の時、村井勘十郎具足を拵御目に懸候へ者、殊外御機嫌能、色々御武邊御物語共被成候、忍ひの緒の結び様御致へ被成候、其上三枚鞆に致候へ者、割鞆に仕候への由、是又色々美濃尾張の時の御物語御座候、具足を御目懸候事を、うらやみ被申候事、

〔越登所載〕

此時國祖江秀頼君の御守を太閤御頼夫に付秀次君没領の美濃、尾張、

伊勢を國祖江可賜との事なるを、石田三成等之を支へ、其代りとして越中新川郡と、秀次君屋形伏見にて隨一なれば、之を賜はるへしと云に任せ、太閤此秀次君の屋形と、新川一郡を國祖に賜る、因て國祖此屋形へ移徙あるに、旅亭雪亭まで金張の間なるを見玉ひ、秀次君其器量の、小なるを御笑ひ、無用の所々をこぼたせられ、御居間は泥畫をかゝせらる、○此條秘閣本夜話に載

〔前田創業記〕

七月秀次叛逆、既發覺、因是秀吉遣群臣及尼孝藏、主于聚樂、詐秀次招伏見、自是登高野山、同十六日遂令自殺、是歲秀吉召左右、感公數年來の忠義大功、曰、願夫利家者、匪啻爪牙良將、已爲股肱之賢、弼四海之安危、偏嬰此人之力者也、故吾儕附與美濃、尾張、三河、伊賀、伊勢、皆是秀次於利家乎、北畠亦勳秀吉云爾、汝等謂何焉、石田三成素與公不善、抑遏之曰、利家智謀勇略、誠無双之豪傑也、天下諸將群士皆嚮之、有包舉宇內之勢、今使利家食數州、則恐有後之煩也、不危哉、不如賜秀次之美宅而喜之乎、頻強之、因秀吉不果、遂賜秀次之第於公、公移徙秀次之宅、美濃、大志、反心、亦詐爲浮說而已、

〔前田家譜〕

豐太閤利家の威徳海内を鎮むるに足るを以て幼子を托せんと欲し、因て秀次の故封伊賀、伊勢、尾張、美濃、參河、五州を收め、利家を徙し封せんと欲し、

とす三成素より利家を憚る密に之を沮し曰く加賀の納言勇智兼て優かなり諸侯伯皆其下風に立つ今又加ふるに數州を以せは懼くは長計に非關白の邸館を賜ふて特恩を示すに若かすと豊太閤依違して決せず三成百方に之を問す遂に越中新川郡を加封し關白の邸館を賜ふ是に於て利家徒て之に居る宮殿の宏麗なるを見て歎し曰く驕奢此に至る喪すして何をか待んと悉く其奢麗なる者を墮つ是年豊太閤利家を以て秀頼の大傅となす

〔三州志〕

十二卷餘考

今秋越中新川一郡暨ひ秀次君の遺館を豐主より國祖へ賜り秀頼君の守護を頼ませらる秀次君生者に新川郡を賜るを坊本多ハ文祿三年とす非也是は今年七月より秀次君遺領の美濃尾張伊勢の國々を本代りて之を國祖へ賜はらるる時石田増田之沮み支拂るに由り此代りて之を國祖へ賜はらるる事一なれば此屋形なれば新川一郡用の所をこほち住居なせらるるに云武貞屋學まては金張の形なれば新川一郡用の所をこほち住居なせらるるに云武貞屋岡長城中利長公此御屋敷に御座なされ關少原公葉後御城より引取同十四年越中に建らる御殿此世院也格は長谷川等伯とあり

〔三州志〕

卷之五 概覽附錄

城州伏見邸

文祿三年甲午太閤城州伏見に隱居城を築きて京聚樂城より十月十六日動座あり隨つて諸大名も亦伏見に各邸を構ふ即ち此時我公邸も伏見に遷す○注按るに伏見の公邸暨世子邸の地は伏見城敵樓下近く在○注其後は伏見河端に下邸わたり是にも居玉ふ體なり○注四年七月秀次君生害後國祖へ太閤より秀次君伏見の遺館を賜り國祖之に移徙あり○此間利家夜話を引く

〔石埒記録〕

三 文祿四年秋秀吉公ニ新川郡ヲ益封シ及故關白秀次ノ伏見邸ヲ賜フ長明筆記本稿歴譜記

長明筆記ニ曰ク初メ秀吉石田三成増田長盛ニ謂テ曰ク利家ヲ以テ秀頼ノ傅ト爲ス因テ與フルニ秀次ノ舊封美濃尾張伊勢ヲ以テセント二人對テ曰ク殿下ノ言固ヨリ然リ然レトモ彼レ家人ト爲リ善ク怒ル尙一旦不平ノ事アラシカ忽チ我カ讎敵トナリ天下滑亂セン彼素ヨリ令聞ヲ好ム故ニ故ノ關白ノ舊邸輪奐ノ宏麗ナラハ賜ヒ越中新川郡ヲ益封セラルトアラハ則チ可ナラント因テ是ノ論アリ

〔參考〕

〔武徳編年集成〕

後陽成天皇文祿四年

七月晦日、又聚樂の城を破却し、秀次の殿舎を利家江賜ふ、其外諸侯諸士の家屋を毀て、伏見の城下に移す、此時利家語て曰、秀次の叛心は偽りならん、營中を毀つ處に、不淨所の張付金を以てし、盡くこと極彩色をなす、豈大事を思ふ者如是ならんやと云々、

是歲、越中國の檢地を行ふ、

〔内山舊記〕

一文祿四年、惣御領中御檢地御繩入、

〔天正記〕 六

前關白秀吉公御けんちちやうの目錄

北陸道

三十八萬三百石

越中

慶長元年丙申

紀元一千六百五十六年

三月 朔 辰

利家、從二位に叙し、權大納言に任す、

〔加賀藩史彙〕

是月、從二位に陞り、權大納言に拜せラル、徳川家康正二位に

陸リ内大臣ニ拜セララル、言經卿本記伊達政宗書翰參取、○按ヌルニ是叙任異同尤
日ニ家康將ニ内大臣ニ拜セラル、同日ニシテ載ス、而シテ公ヲ中納言トシ、四月十六
康チ内府ト書ス、乃公ノ家康ト同時ニシテ載ス、而シテ公ヲ中納言トシ、四月十六
定メ、且明年正月十一日ニ家康今四年七月大納言トシ、公ヲ中納言トシ、四月十六
往、往、宗族群臣ヲ以テ證ト爲シ、難シ、又北陸七國志ニ載ス、然ル者、補任テ、公ノ叙任
宮三國ニ至リ、夙夜失墜有リ、官亞相ニ懼ル、卿等ハ、深クニ斯心等ヲ體力ニシ、晉過ヲ願フニ
致老日ニ至リ、夙夜失墜有リ、官亞相ニ懼ル、卿等ハ、深クニ斯心等ヲ體力ニシ、晉過ヲ願フニ
他テ益、忠貞ヲ致ラセ、クハ、文物ヲ賜フコトヲ、各、差有ラシト、

九月 朔 乙未

十五日、配高岡、法光寺日養寂す、

〔本化別頭佛祖統紀〕 二十

越中高岡邑法光寺開山日養上人傳

師諱日養號了覺院弘通教化所往有利也、天正十二年甲申、越之中州礪波郡高岡之傍、幸得勝地、造一精廬、以埃終焉、扁呼本照山法光寺也、生涯說法三千三百餘座、授戒之徒百十餘人、晚更築閑居、自行轉讀、一萬餘部、成就之、慶長元年丙申九月十五日、奄然而化矣、世壽八十一、
是歲、阿尾城主菊池伊豆守卒す、利家、其封を收め、其子大學に、采地千五百石を與ふ、

〔三州志〕

疑義餘考

慶長元年丙申、越中阿尾一萬石ノ主菊池伊豆守卒ス、其男

大學幼シ、其祖父右衛門入道ハ、向キニ阿尾ヲ辭シテ城州紫野ヘ退去スルユヘ、

公阿尾ノ地ヲ除キ、大學ヘ、別ニ采地千五百石ヲ賜ハル、即今ノ大

始めて、神通川に舟梁を架設す、

〔富山市沿革志〕

慶長元年、今年初メテ神通川ニ舟梁ヲ架設ス、其ノ構造タル

六十四艘ノ舟ヲ維キ、縦ニ木板ヲ其上ニ敷ケリ、舟長サ六尺七寸五分、板厚サ三寸、深
板長サ五間二尺、本幅一尺七寸、乃至二尺、末幅一尺五寸以上、厚サ三寸、格時ハ、三
板ヲ排列シ、駄馬ノ往來ヲ禁ス、是ヨリ先、神通川舟渡場ハ、木町ノ末ニ在リシヲ
以テ、當時利長公ヨリ小島民部ニ充テラレ
タル下知狀ニ、船橋小島町船頭共トアリキ、

〔参考〕

〔富山市沿革志〕

慶安二年、舟梁ノ鐵鎖ヲ鍛フ、是ヨリ鐵鎖二條ヲ以テ、六十四

艘ノ舟ヲ聯貫セリ、寶曆二年、舟梁鐵鎖ノ中、其ノ一條ヲ鍛直シ、輪鎖ト爲ス、

〔越中舊事記〕

寶曆二年、夏、船橋之鐵鎖打替被仰付、輪鎖になり、尤二筋之内壹

筋に打替、

慶長二年丁酉

紀元二千三
百五十七年

七月 庚寅
朔

六日、和利長、淨慶寺信藏等の同志を集め、顯如を援けたるを以て、斬に處す、
〔下新川郡青木尋常小學校報告〕

碑文

淨慶寺祖信藏、幼名新藏、近江虎溪村人、天正中事、顯如上人、死守石山、有殊功、尋移
驚森、僅免危難、乃建寺於越中下新川郡小摺戸村、而居焉、文祿元年、上人遷化、教如
上人嗣、三年、上人承大開豐臣秀吉之旨、讓本願寺住職於季弟、准如上人、而退隱矣、
然、徒弟相率、歸教如上人、故官命歸屬本寺、甚嚴、當是時、信藏頗悲之、與生地、專念寺
正秀謀、身親周旋、加賀能登、越中、越後之間、募集同志者、專慰上人、事遂露、慶長二年、
國主前田肥前守使、服部彌右衛門、設佛像、祖影於官、而燒寺、七月四日、下信藏、正秀
於獄、六日、斬於富山板内川原、梟首於古國府、勝興寺門前、信徒和田九郎、右衛門者、
乘夜、取其首、埋之、私地、植一稚松、爲標、今、六老松、在國道之傍者、是也、後、教如上人、創
建本寺、仍稱本願寺、乃召信藏子、淨珍、追賞其父之誠意、賜所會服、金襴五條、袈裟所
自用、唐沙玻璃、所自書、本尊及肖像、且許願事之規、銀從輕、蓋特典也、真如上人、親書
淨慶寺釋信藏之六字、賜之、自是用信字也、明治二十三年、嚴如上人、命列信藏之名
於酬德會法名記、先是、嚴如上人、巡化越中、停車於六本松、前後以爲例、卅六年七月

七日、彰如上人之過此地也。下車燒香。四十年四月廿四日、上人宿淨慶寺、特書碑之題字、賜之。明日復過。六老松下、車燒香合堂。蓋信藏爲法之忠實也。今之任職安部義純、信藏第十五世孫也。繼父唯信之遺志、將建碑、已受題字之賜。具狀請文于夫信藏、已以死報師恩、而師主之酬德也。其厚如此。嗚呼、固可傳也。乃請其請叙其始末如此。

明治四十年九月五日

文學博士南條文雄撰

〔參考〕

〔淨慶寺由來畧緣起〕抑當寺、由緒ハ、慶長年中當寺十世新藏ハ、教如上人、太閤秀吉公ノ沙汰ニヨリテ、御退隱被遊候コトニ相成ラセ玉フ、何レオロカハナケレ、凡別シテ教如上人ハ、御總領ノ御儀、御大切ナル眞善智識ト尊敬タテマツリ候トコロ、思モヨラサル此度押テ御隱居ノ御有様ト成ラセ玉フコト、誠ニ御法脉モ消エサセ玉フラント、怪シクモ思ハレ恐懼シタテマツリケリ、爰ニ當寺新藏ハ心外ナラザルニヨリテ、加越能三ヶ國寺院ハ勿論同行一統相ス、メ、ソノ上多少ニヨラス懇志ヲ集メ、折々上京イタシ乍恐御馳走申シケリ、然ルニ度々ニ及ビケレバ、此旨表方ヘ相聞エ憤リ不淺ニ依リテ、則チ太閤秀吉ハ准如上人ヨリ、誠阿何卒越州ヨリ、就中加越能只今專ラ裏方ヘ歸依尊敬ヲ致シ、本廟自ラ

ウスク相成候コト不肖ノ力ニ不及、乍恐一統本山ヘ歸敬可致様ニ御願アリケレハ、秀吉公、心易ク御承知ニテ直チニ加州大納言、肥前守殿ヘ仰セ達セラレ、其國ノ道俗准如上人ニ一同歸依申スヘキ様若シ不承知ノ輩ハ、寺庵ノ面ハ不及申各死罪ニ取計ヒ、其上寺中燒拂可申由御下知之レアリ、依之國主ヨリ三ヶ國ヘ殿重ノ御觸流シ有之候處、當寺中與新藏、同郡生地正宗、コノ觸流シ玉フ趣キ聞クヤ否ヤ驚キ入奉、教如上人ノ御心ヲ恐察奉リテ、行住座臥身ノ置處ナク身命ヲ抛チ我身越中四郡ニ死骸ヲ晒シ粉骨碎身申ス共聊カ惜ムヘキニ非ス、教如上人ヘノ忠義ト存シ兩人共ニ覺悟ヲ究メ、シカシナカラ、逆モ御歸依申上ハ一人ナリ共同心致シ度ト存シ候テ相尋ネ、窃カニカケ歩キケレトモ、不惜身命者多カラスシテ、漸ク二十三人有之、然ルニ、此儀露顯ニ及ヒ、同國富山御役所ニ召シ寄セラレ、准如上人ニ歸依致スヘキ旨嚴敷御詮議アリケレトモ、右ノ兩人忠勤ノ一心ナホ金剛ノ如ク信心無ニ、觸ミウラカヘル心更ニナシ、終ニ慶長貳年七月四日、不日ニ服部彌左衛門ト申ス者、兩人ヲ搦メ取り直チニ入牢セラレタリ、翌翌六日、富山板内河原ニテ打首ニ相成リ、即座ニ、御奉行前田對馬守殿片山伊賀殿舊記ニ其時ノ奉行ハ、春田太郎左衛門、大御兩人ヨリ、錄所古國府勝島新左衛門トアリ之レハ、其年役替ル歟。

後醍醐天皇慶長二年

興寺ニ兩頭引キ渡シ玉ヒケケリ、即チ彼ノ寺ノ門前ニ暫クカケサラスト云云、夫ヨリ、勝興寺ヨリ加州城下エ持參シテ、幸表方ヨリ下間少貳法印、御領主へ、御禮ノ爲メニ下リケケリ、依テ今ノ兩頭實檢ノ上諸人ミセシメノ爲メナレハ、四郡ハ勿論三ヶ國中引廻シ本山ノ成敗受ケ申サス故、カクノ如ク行フ者ナリトイフ高札ヲサラシ玉フナリ、ソレヨリ、板内川原へ引戻シ獄門ニカカリケリ、其而已ナラス、寺中ヲ焼拂哀哉アト方モナキ體ニ相成候事ニテ侍リ、然ル處新藏ニ一子アリ、淨珍ト申シテ九歳ニ及へリ、父新藏三十二歳ノ時ナリ、母ハ越後根知谷、根古屋善右衛門ヨリ來レリト、幼年ノ身故住居ナケレハ、野山ニ年々ハカリイミケリ此淨珍迄尋ネ求メ同罪ニ行ヘトノ事ニ候へ共、御領主ノ御内内ノ御指圖ニヨリ、母ノ故郷根知谷根古屋善右衛門方へ忍ヒ隠レ居タリケリ、是レ一命助候事國主ノ御影ナリ、今ニ喜ヒ奉リケル時ニ、當時和田屋九郎右衛門ト申ス者、右板内河原へ忍ヒ入り新藏死骸ヲ盜ミ取リ、當時門前ニ埋ミ置キ基印トシテ小松一本指植ケレハ、今へ根ヨリ六本ニ繁茂シテ國中ニ双ヒナキ大木トナレリ、世ノ人新藏命日六日故、六本トサカエタリト云云、其後年月久シカラスシテ東照權現様ノ御代トナリ、御本山御取立被遊候ニヨリ、三ヶ國ノ坊主御

門徒追々御當山ニ歸依仕リ御馳走申上候ナリ、其後慶長五年甲辰七年ノ誤リカ四月、從教如上人、新藏子淨珍ト生地正宗子祐正ト、兩人依御召上京仕候へハ、委曲御尋ネニツキ言上タテマツリ候處、親ク忠節ノホト御感察アソハサレ、殊ニ幼少ノ者共親ヲ失ヒ、ノミナラス、住處之レナキ身トナリシ有様、御不便ニ思食サセラレ、難有御上意御前ニテ蒙リ奉リケリ、即チ、即座ニ於テ淨珍ニ御拜領ノ品々ハ如左記、

赤地金襴五條御袷裳 同千草色金襴御輪袷裳

同唐鈔羅

右ノ三品ハ御直ニ頂戴シ奉ル也、其上教如上人御自畫大幅、御本尊一軸並ニ御壽像御自畫ナリ、此二軸御拜領ニテ今ニ大切ニ尊重致シ當寺ノ寶物ナリ、則チ諸願望ノ次第モ、仰セ出サセラレ共、幼年ノ事故會テ御示退仕リ候處、下間按密使法橋了明ト申ス御家老ヲ以テ、末々迄御見捨アル間敷旨仰セ出サセラレ、良々身ニ堪エ難有忝ク喜ヒ勇ンテ歸國セリト云々、誠ニ、末代ニナルト雖モ予カ末孫中興ノ厚心ヲ感シ、信心无二ニ名利名聞ヲ離レ、佛祖ノ御於哀深重ノ大悲世々ノ眞ノ善知識、不淺ル御惠ミ厚ク尊敬シ奉ルヘキモノナリ、是偏ニ中

與ノ忠勤未々迄ノ教化ナル而已、

一越中富山板内河原獄門高札

越中新川郡青木村

新藏

同 生地浦

正宗

此主の裏方へ所存を通し、本寺の下知をうけ不申ゆへ、かくの如くをこなふ者也、

七月五日

是レハ慶長二年七月六日死罪ノ節ノ業札ナリ、

態一筆令啓達候然者於其國生地正宗青木新藏高札之趣珍重ニ候爲謝禮如斯ニ御座候恐惶不備、

七月二十九日

本願寺 光判

肥前守殿

コノ一通ハ准如上人ヨリ加賀大納言、肥前守殿へ、御制罰ニ行ハセラレタルニツイテ、下間少貳法印ヲ以テ御禮ノ書狀ナリ、コノ書狀ハ、唯今同國上新川郡水橋村正蓮寺寶物トセリ、

以上、本村淨慶寺所藏略縁起ヲ抄出シタルモノナリ、參考トシテ同寺所藏ノ新藏ノ繪傳アリ、尙、井波瑞泉寺所藏ノ七條懸記、七條日記、七條鏡ノ中ニモ、新藏正宗ノ一節アル由ナリト云フ、

十月己未

十八日、丙子守山守將前田長種、勝興寺を以て國中諸寺の觸頭とす、

〔勝興寺文書〕

伏○射水郡

前田對馬殿ヨリ條目本書、但宛所之石崎ハ御當寺御家來也

覺

- 一肥前殿へ毎年從國中諸道場年頭之爲御禮綿五拾把百廿目（遺カ）ニノ舉可申事、
- 一京都御廣間御番並年頭之綿無沙汰仁者從此方催促可遺事、
- 一御國ヲ被取拂候坊主衆之事若國端ニ在之道場ヲ立候義ハ、急度可申付事、
- 一國中諸坊主從勝興寺被申觸候時、及菟角不能出仁ヲ、自此方急度可申付事、
- 一惣國中道場屋敷地子御免之事、

已上

前田對馬守

慶長二年十月十八日

越中本願寺門下中

石崎右近衛門尉殿

長種花押

是月、利長、守山城より富山城へ移る、

〔越中國高岡山瑞龍閣記〕 慶長丁酉十月、龍公自射水縣守山徙富山城、

〔三州志〕 十二 越中守山ヨリ富山城へ徙ラセラル、是、守山高

聳風威猛烈ナルヲ避クル也、守山在城ノ間凡十三年、天正十三年、松任ヨリ守山

〔金澤藩源流記〕 二 此年、文祿の秋、瑞龍公、守山の城より同州富山へ御入城、

〔参考〕

〔三州志〕 一 故城考 守山、二 上庄ニアリ、又森山ニ作ル、山城也、或海老坂ト云、或ハ

慶長三年戊戌 百五十二、八、二、年、

四月 丙辰

十日、利家致仕し、氷見一郡を養老領とし、越中三郡、能登四郡を利長に譲

〔三州志〕 養老領トシ、此時、養老領ハ其ノ詳ニ非ス、此外ニ石川、武貞、二郡、石川、鹿島、河内、

〔三州志〕 養老領トシ、其時、越中一國ハ瑞龍公ハ能州一國ハ此コトヲ二、年、丁酉ニ、按ル

〔三州志〕 二本封叙次考 二世瑞龍公、慶長三年四月十日、嗣封ノ初、越中、礪波、婦負、

後陽成天皇慶長三年

任丹羽領四萬石ノ外、石川河北ノ二郡一圓、越中、水見郡一圓、水見郡、能州口郡、之内一萬五千石ハ國祖養老領、暨近江州二邑、今、川津、千八百六十四石五斗七升、ハ芳春君養老ノ化粧田知也、此養老領地ハ、慶長四年三月二十一日、高徳公御領分、三十四萬七千二百七十七石六斗二十五萬六千五百八十八石五斗七升也、

六月 乙卯

三日、町利長、絹布の尺度を定む、

〔石埼記録〕

慶長三年六月三日、封内綿絹布ノ尺度ヲ定ム、曰ク、絹ハ長サ京尺

二丈五尺、廣サハ往昔ノ如クスヘシ、布ハ長サ京尺二丈八尺、廣サハ從來ノ如ク

スヘシ、七月朔以後、此法ニ遵フヘシ、若シ違フ者ハ嚴刑ニ處セン、萬治以前、御定書

〔御定書之寫〕

覺

一 絹袖之義、壹端に付、大工のかねにて、たけ三丈四尺、は、壹尺四寸たるへき事、
一 布木綿の義、壹端に付、かねにて、たけ三丈四尺、は、壹尺三寸たるへき事、
右之通、此以前ハ被相定候所、近年みたりに有之候間、向後書面尺尺ハ不足に織

出す輩、猶於有之者、可爲曲事、來巳年秋中ハ改之、不足分見出次第可取候間、諸國
在々所々にをいて、可存其趣者也、

〔寛文四年〕
辰七月十三日

慶長四年己亥 紀元二千九百五十九年

一月 辛亥

十四日、壬利家、百姓の佐渡金山坑夫となるを禁す、

〔加賀藩民事志〕

慶長四年二月十四日、太公印書ヲ三輪藤兵衛、大井久兵衛ニ

下シテ曰ク、聞ケ、頃日佐渡國金山ヲ創鑿シ坑夫ヲ集ム、越後國ニ於テハ航海セ
ル坑夫一人ニ銀十匁ヲ征スト、封内百姓田畠ヲ廢棄シ去テ坑夫ト爲ル事ヲ禁
ス、已ニ之レヲ越中各浦ニ令ス、能登各浦ニ於ケルモ嚴ニ之レヲ點查シ、航海坑
夫一人ニ銀五匁ヲ征スヘシ、若シ非違アラハ汝等二人ノ罪ナリ、宜シク意ヲ點
查ニ用フヘシ、三輪、文書

閏三月 庚戌

三日、壬前權大納言從三位前田利家薨す、勅して從一位を贈らる、

〔村井重頼覺書〕

高徳院利家様御遠行ハ慶長四年閏二月三日卯ノ刻ニ、御水

ヲ上申候事

〔村井勘十郎覺書〕

一殿様家利逝去の五十日計前、大塚にて露路を御作り候を御乗物にて御覽に御出候しに、御喉より虫出申候、勘十郎御腰物を持御側に居申候へは、虫を御引出し候てこれ〜と御渡しなされ候、白く細きむしにて候、御虫は御持病に候間、御氣色御本服と申者も有之、又笑止かり申ものも多御座候事、

一殿様逝去二日前、芳春院御うへ様へ御申候は、終に經帷子も拵させなく候間、先我等のをきせ爲參可申由御申候、御うへさまには、後生を御願佛道たてを御意なされ候得は、殿様うるさの經帷子や我等はいらぬ御身跡をねりておしやれと、から〜と御笑なされ候、姫君様達中にも、一色様さてもと〜様つよき事御申候、經帷子いか程きたり共、臨終のときむね違ひたらは、いらぬ事と思召候事也と御申候とき、それを上らう衆承候て、とつと泣立被申候、御表迄も肝を潰し被申候、

一殿様逝去の二三年前、長岡越中守殿、堀久太郎殿、伊達政宗殿、其外七八人も金子を五十枚三十枚二十枚借被申候、その借状共を肥前様へ御渡候て、最早我

等は死ほとに算用者不入候、その方へ遣す間、我等死候後其方へ從ひ味方に成ものへは、我等申置候由にて此借状共返し遣し候得、左候は、彌その方算用ものに成り味方出來可申由御意に候、萬事につひて名大將と家老衆涙を流し被申候事、

一殿様、慶長四年己亥閏三月三日、朝五時、御歳六十三歳、諸書、皆六十二歳ニ作ル、下文重修譜並ニ利家ナリ、然ラハ本世六十三ハ誤レリ、夜話三壺問書亦之ニ倣ヘ、逝去、同四日、御遺言の如く長持に入、神谷信濃、橋本惣右衛門など御供申、何となく加州へ御下しなされ候、篠原出羽は、金澤より其頃御見舞に罷上られ御供候て罷下られ候、御葬禮は引導は寶圓寺如玄和尚、法號

高德院殿前亞相贈從一位桃雲清見大居士と申奉る、
一殿様御側に被召仕候者共を、中の間に御晝寐の時分御腰を打申、又は御髪をなてつづけいたし候時など、一年の内に三度つゝ人に御隠し候て、金子貳三兩つゝ御手つから被下候て、我親にもいはれぬ事あるものにて候間、遣ひ候へよし御意にて被下候、忝とみな〜存候事、

〔利家夜話〕

利家様御遠行五十日計前、御乗物にて大坂にて露坂を作るを御

覽しに被成候へ者、御咽々虫出申候、勘十郎御腰物を持御傍に居申候、虫を御引出し是く御渡し被成候、白き尾細々とはへ候虫に御座候、御持病にて候間御氣色は御本腹と申者も有之、又笑止かり申者も御座候事、
大納言様御遠行十日計前、大名衆屋形く少騒き申候、是は利家様御煩惡敷故難説申候、身用心と聞へ申候、利家様御耳に達候へは、それく目付を被遣候事、

利家様御遠行二三年前、長岡越中殿、堀久太郎殿、政宗殿、其七八人も金子五十枚三十枚つゝ、借り被申候、其借狀共を利家様、肥前様へ御渡候と、其御狀もおれか死候程に算用も不入候、其方に随ひ味方に成へき者には、大納言申置候由にてこの借狀御返し遣候へ、彌其方器用者と味方出来可申と御意候、何も名大將と感し申候事、

未の三月三日の朝、御遠行前日八ッ時分迄、御乗物にて山里露地へ御出候時、御機嫌も能色々御意候、扱三日御遠行にて御近所に候者は、大納言様御顔拜み申度可存候間、御中間も罷越水を上候様にと御遺言に付、御上様肥前様より被仰出、信濃勘十郎兩人罷越、勘十郎は具にて水を上申候、於上様御覽候と此世にて

朝夕御膳を上ケ申候、今はをさめと勘十郎に御意被成御泣入被成候、其後今井左太夫脇田主水罷出候、其時、片山伊賀表に詰候て罷在候、御なしみの者に候間拜み申度よし申上候、かつ様奥へ御入候て肥前様參候て拜み候へと御意にて、伊賀罷出泪をなかし被申、それより日數八日過候而、伊賀を御成敗被成候事、
利家様御遠行被成候て、三日七ッ時分世上騒き出、大坂仲子を逆様に負申候、夫より四五日過候て、石田治部を内府公さいふり候て、佐和山へ追遣候事に付、若き大名衆、家康公御意に入度、躰に而伏見の城へ、大納言様御遠行十日計過候て、内府公を入被申事、御遠行跡立御威勢強く御座候事、是は内府公を向島へ御やり候に付ての事と、

御死骸の御遺言長持に入、閏三月四日、神谷信濃、橋本宗右衛門御供申何となく加州へ御下被成候、篠原出羽從金澤御見廻に罷登候故、右致御供罷下り申候、村井豊後、奥村伊與は肥前様御談合相手故三分に有之候、扱十日許過候而、岡田長右衛門、村井勘十郎御傍に有之者の者にて、加州へ罷下候へと被仰出罷下候、五六日過に而、今井左大夫、脇田主水罷下り申候事、卯月八日卅五日にて、於金澤御喪禮御座候、其時村井勘十郎御傍を不離、其上御刀は家の長持申物之間、豊後居

不申候間彼是存候様にと、從原出羽岡田長右衛門前田對馬相談に而、村井勘十郎御刀持候事、

持負は肥前様御名代前田對馬守、先は孫四郎様御名代脇田善右衛門にて候、孫四郎様御名代輕々敷候と取沙汰仕候御位牌は、從原出羽沈の柱に間を付持せ候、竹田宮内天蓋神谷信濃、皆々目錄に仕候而、肥前守様へ差上申候事、落髮は出羽信濃勘十郎三人、髮を切候は主水左大夫孫平次其外も御座候、先は大納言様御遺言の事、

○本書もと村井覺書の別本なり、故に記事全く同じき處多し、仍て今節取す、

〔公卿補任〕

豐利家從四位下、天正十八年正月廿一日任參議、同十九年十月廿一日辭退、文祿三年從三位、四月一日任權中納言、五月廿日辭退、慶長二年正月十一日任權大納言、五月十一日ナリ、同十六日辭退、三年月日、○本書利家の薨を三年に係くるは誤れり

〔加賀藩史稟〕

世家高德公利家前田

閏月三日大阪城ニ薨ス、陳善錄、壬午年六十二、寛永系譜、高德公生卒辨、○開友雜記、吾恨ムラクハ、開口ノ成立ヲ見サレコト、似チ按シ以テ、候ヌト、陳善錄、諸書、錄セズ、蓋後人捏造ノ語ナラン、

喪發スルニ迫ヒテ、京師及兩府伏見、震驚シテ止マヌ、陳善錄、二十四日天皇詔シテ從一位ヲ贈ル、御湯殿日記、四月樞大阪ヨリ至ル、陳善、八日野田山郡ニ葬ル、
陳善錄、釋論シテ高德院殿桃雲淨見大居士ト曰フ、陳善錄、王公人ト爲リ寛洪ニシテ偉略有リ、信義ヲ重シ、舊故ニ厚ク、陳善錄、施ヲ好ミ、人ノ難ニ急ナリ、隣人ノ族ト雖其人節義有レハ、則稱引懈ラス、臣僚ヲ遇スル惠有リ、然レトモ其人罪有レハ、則少モ假借セス、陳善、尤、誚候ナル者ト不義ナル者トヲ惡ム、陳善錄、少時異裝ヲ好ミ、又善ク人ト争フ、其槍亦極メテ異ヲ標ス、人望ミテ之ヲ避ク、晚ニ至ルモ尙少壯奇癖有ル者ヲ愛ス、嘗テ曰ク、少年ヲ遇スル宜シク之ヲシテ高談壯語ヲ爲サシムヘシ、事ニ臨メハ、則奮起爲ス有リ、必ヤ言ヲ食ムヲ愧ツルナリト、陳善、軍ニ莅ムコト數十次、國祖、敵ト槍ヲ接スル九次、陳善、敵將ヲ敵スル二十六人、國祖、兵ニ老シ、又好ミテ兵ヲ談ス、國祖、瑞龍公、嘗テ謂フ、越中境城ハ地勁敵、上杉、ト接ス、宜シク老成村井長頼ノ如キ者ヲ以テ守將ト爲スヘシト、公曰ク、否人情居守ニ競ハスシテ赴難ニ競フ、故ニ封境ノ如キハ、輕將ヲ置キ、敵出テ報至ルニ及ヒテ、直ニ老將ヲシテ赴援セシメ、則援者守者並ニ競ヒ、以テ逞シクス可シト、國祖、嘗テ曰ク、寡ヲ以テ衆ニ當ル方、略宜シキヲ得ハ、必以テ勝ヲ

制ス可シ、衆ヲ以テ寡ニ當ル方略宜シキヲ得ト雖未必シモ、然ル能ハザルナリト、其伏見ニ在ル侯伯就キテ用兵ノ法ヲ問フ者多シ、一日客ト恭ヲ園ム、會加藤清正淺野幸長來リ見ニ、恭畢ルニ迨ヒテ布陣ノ法ヲ問フ、公莞爾トシテ恭子ヲ列シ以テ之ヲ指示ス、二人感嘆シ之ヲ腹紙ニ圖シテ去ル、少ヨリ學ヲ好ム、織田信長ノ記室ニ武井肥後ナル者有リ、時ノ博洽タリ公乃之ニ師事ス、常ニ國道有レハ則見ハレ、國道無クハ則隱ルノ語ヲ誦ス、陳善其人ヲ論ス、動スレハ輒古確言ヲ引キ以テ證ト爲ス、國祖天正ノ初、僧大透ニ從ヒ禪ヲ修ス、春日嘗テ透ニ參シ、桃花ヲ觀テ頓發ス、透許スニ入室ヲ以テス、遂ニ桃雲淨見ト號ス、其中年以後機に投シテ勇往シ理ヲ見テ決行スル者、蓋或ハ此ニ源スル有ラシ、後、長齡、寶圓二刹ヲ建ツル、並ニ透ヲ以テ始祖ト爲ス、北華文集、聯燈錄、松雲公、夜話、性謙退、上條某ハ關白概ニ内ル、緩急部伍ヲ定ムル手自執リテ之ヲ籌ス、松雲公、性謙退、上條某ハ關白秀吉ニ事ヘテ三千石ヲ食ムニ過キス、而シテ其來謁スル毎ニ必盛服シテ之ニ晤ス、官亞相ニ至リ爵二位ニ陞ルト雖、書ヲ後進ノ侯伯ニ與フル辭令極メテ丁寧ナリ、陳善用意周悉、衆ニ接スル恂々、能ク言ヲ盡サシム、而シテ中實ニ犯ス可カラサル有リ、國祖節儉力行、一紙片ト雖漫ニ委棄セス、遠識有リ、秀吉ノ晚節其

將ニ世ヲ謝セントスルヲ度リ、陳善秀賴ノ幼時其嗜好ヲ觀テ逆業ヲ紹クコト能ハサルヲ察ス、國祖常ニ語リテ曰ク、人必一長有リ、君長能ク之ヲ器使セハ、則天下ニ棄材無シ、又曰ク、人ノ世ニ立ツ尤宜シク中年以後ヲ慎ムヘシト、天正ノ末ヨリ、散樂ヲ好ミ、月次必之ヲ奏ス、神ヲ敬ヒ佛ヲ崇メ、報賽布囑スル所亦多シ、幼時嘗テ金四兩三分ヲ休岳公ニ受ク、終身之ヲ寶重ス、其言行大都此ニ類ス、初府中ニ在ルヤ、相工公ヲ相シテ曰ク、異日必天下兩雄ノ一タラント、後果シテ驗アリト云フ、陳善後人曰ク、公ノ皇室ヲ尊崇スルコト厚ト謂フ可シ、其屢入朝シテ天顏ヲ拜シ物ヲ獻スル如キ、西征ノ役特ニ留リテ京畿ヲ鎮メ宮闕ヲ護ル如キ、一ニ此ニ出サルハ莫シ、國家ノ休戚ヲ以テ自任スルコト深ト謂フ可シ、其北陸ニ關東奥羽ニ總督タル如キ、豐臣秀吉薨後、徳川家康ト偕ニ大政ニ參贊シ、外征ノ軍ヲ收ムル如キ、亦一ニ此ニ出サルハ莫シ、宜ナル哉、生テ權大納言ニ陞リ、薨シテ從一位ヲ贈ラレ、聲望莫ニ群侯ノ右ニ出ルヤ、於戲、以テ公ノ人ト爲リヲ知ル可キ夫、諸書、大、意、取

〔前田家譜〕

利家人トナリ、寛仁大略アリ、兵ヲ用ユル遺算ナク、而シテ學ヲ好ミ、治ヲ求ム、人ヲ愛シ、衆ヲ容ル、常ニ盟主ヲ輔ケ、四海ヲ鎮護シ、以テ天朝ニ恭

事スルヲ專ラ務トナス、平素至誠物ヲ待ツ故ニ衆皆ナ感孚ス、豐臣公嘗テ方廣寺ニ詣ル、諸侯伯皆ナ從フ、利家疾ヲ以テ陪セス、人アリ變ヲ上テ曰ク加賀大納言異圖アリト、衆大ヒニ駭ク、豐臣公聲ヲ勵シ罵テ曰ク、余カ死ヲ聞テ眞ニ悲泣スル者、他人ハ識ラス、必ス加賀亞相ナリ、是レ姦人余レト亞相トヲ離間セント計ルナリト、乃チ其人ヲ縛シ利家ニ送ル、蓋シ威權隆重嫌疑ノ地ニ居テ人ニ信セラル、此ノ如シ、利家、洪度舊惡ヲ念ハス人ノ自新ヲ容レヌ、故ニ衆益々行ヲ勵ム苟モ義ヲ守ル舊怨アレハ稱揚措カス、佐久間盛政ノ利家ニ於ル將サニ害ヲ加ヘントスル數四、其弟ト安次、實政、柴田氏ノ滅スル後北條氏ニ依ル、小田原ノ陷ルヤ稱名寺ニ逃竄ス、利家其臣節ヲ失ハサルヲ嘉シ、豐臣公ニ薦メテ食邑ヲ與フ尤故舊ニ厚シ、關白秀次ノ廢スルヤ、猪子内匠等運坐シテ流徙ス、吏ニ命シテ、其家ヲ籍沒セシム、姦吏爭テ其家寶ヲ奪フ、利家、重幣ヲ以テ其重器ヲ償ヒ爲ニ其冤ヲ白シ、宥サルルヲ得ル、後悉ク贈リ與フ、平素節儉其帶ル所ノ佩刀、革ヲ以テ把ヲ纏ク、貴キ二位○二位ノ事、諸見ナシ、陸リ富ミ三州ヲ有テトモ終ニ之ヲ易ヘス、其士ヲ待ツ身ヲ以テ之ヲ體ス、諸侯伯豐臣公ニ倣フテ、各々其姓ヲ以テ功臣ニ授ケ特恩ヲ示ス、利家曰ク、凡ソ士大夫生ヲ棄テ君ニ忠スル者、誰カ

祖先ノ名姓ヲ顯スヲ欲セサランヤ、若シ夫レ威德豐太閤ノ如クナレハ授ル所榮ト爲スニ足ル、諸侯ヲ以テ之ニ倣フ甚タ謂レ無シト、利家常ニ語リ曰ク、人必ス一長アリ、君長能ク之ヲ器使セハ天下ニ棄士ナシト、豐臣公嘗テ從容トシテ天下ノ政ヲ問フ、利家曰ク、殿下ノ盛烈、天地剖判未タ曾テ有ラサル所ナリ、然レ凡、功ノ崇ヲ以テ心トナサハ、驕逸是ニ由リ生シ、禍亂是ニ由リ起ラン、宜ク前古ニ鑑ミ、競々業々姦佞ヲ遠ケ忠直ニ任シ、四海ニ憂勤シ萬姓ヲ振恤セハ、天下永ク太平ナラント、豐臣公之ヲ嘉納シ天下ノ機務悉ク詢訪ス、故ニ其交リ日ニ厚ク、終ニ利家ニ託スルニ遺孤ヲ以テス、利家、遺令ヲ受ケ諸侯ニ詰諭シ、嗣君ヲ以テ盟主ヲ襲ハシム、故ニ陰ニ自立ノ心ヲ畜フル者モ、敢テ嗣君ヲ推戴セサルナラス、利家、又々數々豐臣氏ノ功臣ニ論スニ、曾子六尺ノ孤ヲ託スルノ語ヲ以テシ、曰ク方今嗣君幼冲衆心疑懼ス、卿等當サニ此語ヲ以テ心肝ニ銘スヘシト、清正幸長以下感泣シテ命ヲ奉シ中外倚賴スト云、○利家

〔寛政重修諸家譜〕

千百三十一

前田

利家

大千代孫四郎又左衛門、筑前守、右少將、中將、從四位下、參議、中納言、三位、大納言、贈從一位

後醍醐天皇慶長四年

天文七年尾張國に生るいとけなきより織田右府につかへ五十貫文の地を
たまたふ、十四歳の秋はしめて戦場にのぞみ敵と鎗をましへて高名あり、弘治
二年織田勘十郎信行右府と隙あり、右府これを殺さむとす、ゆへに亂をくは
たて合戦にをよひ、尾張國稻生に出張するのころ、信行か家臣宮井勘兵衛
某、利家にむかひ矢を放ちて右の眼下にあつ、利家鎗をもつて勘兵衛を突ふ
せ首をとりその矢をぬかす、折かけて右府の陣營にきたり、實檢に備へしか
は、たかく賞擧にあつかり百貫文の地をくはへらる、のち十阿彌といへる同
朋、意にさかふ事ありてこれを殺害し、右府のいかりをうく、永祿三年五月十
九日、桶狭間の合戦に一番に敵の首をとりて捧ぐといへとも、右府ものいは
す、利家しりそきてその首を水田にすて、また敵陣にはせ入首を得てこれを
獻せしかど、右府なをものいはす、四年五月十三日、右府美濃國森部にをいて
長井甲斐守某とたたかふのとき、利家、さきにすゝみて敵首二級をうちとり
てさゝけしかは、はしめて賞美のことはありて采地を加へられ、四百五十貫
文の地を領す、このとし赤鯉をゆるさる、利家、いまた若年なるをもつて辭退
す、右府聞て、汝年わかしといへとも、武功に長せり、敢て辭する事なかれとい

ひて遂にこれを授けらる、五年五月、美濃國輕海のたゝかひに首級を得、七年
八月、同國稻葉山の城攻に先登して功をあらはす、十一年九月、右府、近江國箕
作の城をせめ、豊臣太閤先手なり、利家使節をうけたまはりてはせむかひ、前
軍にさきたち城門の脇にいたるのころ、敵門をひらき打て出、利家一番に
鎗をあはせて首をとり、其身も疵をかうふる、のち聚樂第にをいて太閤に謁
するのとき、箕作山の軍功をかたりて感賞さる、十二年十月、右府の命によ
り前田の家を相續し、兄利久が舊領二千貫文の地を合せ領す、元龜元年、右府
朝倉か部將朝倉中務大輔景恒か守れる越前國金崎城をせむ、利家、福富平左
衛門直勝と、もに先手の陣におもむき敵兵と鎗をあはす、六月、また柴田勝
家先陣をうけたまはり、近江國虎御前山にをいて合戦に及ぶ、利家、右府の命
をうけて急に、勝家が軍をひきあげしむ、時に敵兵これををふ、利家、かへしあ
はせて力戦し敵を、ひはらひしかは、勝家が兵敗れすしてしりそく、九月十
四日、右府攝津國天滿森に陣し、三好山城入道笑岩等か籠れる野田福島をせ
むるに及び、本願寺光佐、右府に叛て森口の邊に出張せるにより、佐々内藏助
成政、福富直勝等とともに、かの手にむかふのころ、味方深入してあやうか

りしかは、利家、獨殿して鎗をあはせ既に討死せむとす、ときに家臣村井又兵衛長頼、急にきたり救ひてまぬかる、事をえたり、右府、このときはたらしきを日本無雙の鎗と稱す、天正元年八月十四日、佐々成政と、もに越前國刀禰山峠にをいて、朝倉義景が兵とふた、ひ鎗をあはせて首級を得たり、三年五月二十一日、長篠の役に右府諸手の鐵炮三千挺を備へて、利家をよひ、佐々成政、福富直勝、塙九郎左衛門直宗、野々村三十郎某等をして、かはる、これを下知せしむ、利家、當番のとき敵の物頭とこととはをかはし、短兵急にましへ、戦て、右の脚に疵をかうふる、九月、越前國たひらくの、同國府中をひて三万三千三百石をあたへられ、乃ち尾張國荒子城より府中にうつり、龍門寺に寓居す、八年、能登國乃住人温井備前守某、三宅備後守某等降参せるにより、右府より能登國を利家にあつつけられ、同國飯山城に住し、のち菅原にうつる、このとし、太閤、因幡國鳥取城をせむるのとき其軍にしたかひ、十月二日、能登國をたまはり七尾城に住す、九年五月、上杉景勝が兵越中國魚津松倉の兩城に楯籠る、利家、柴田勝家、佐々成政等とおなじく、城をかこみせめ、戦ふこと數日、城兵類に、鐵炮をはなつといへとも、つゝに陣場をしりそかす、景勝、これ

を救はんかため大兵を率ゐ天神山に出張す、諸將斥候と、もに敵陣あはせいたゞ、景勝、騎馬の士をよひ歩卒をして防がしむ、この時利家進退そのところをえしかは、人みなこれを稱美せり、戰陣すること二三日に及び、景勝、寄手の多勢をおそれて松倉の城兵を率ゐて越後にしりそく、しかれともなを其旗幟を城中に残し、籠城の形勢をなす、時に利家敵の退去せしを察し、諸將とはかり人をしてこれをうが、はしむるに、かの旗幟をみて敵なを城にありとおもひ、敢て城邊にちかつかす、利家、みつからはせゆきてこれを見れば、果して敵逃れされり、こゝにをいて魚津を攻とり、城兵を盡にす、十年六月二十三日、温井備前守某、三宅備後守某、能登國石動山の衆徒とあひ通して、要害を荒尾山に構四千人出張す、利家、柴峠にをいてあひた、かひ鎗を合せ勝利を得たり、その、ち、石動山の僧徒國中の殘黨をもよほし、亂を起す、利家、みつから奮ひた、かひてこれをやふり、うちとるところの首、千鎗級を石動山の門の左右に梟す、十一年四月、豊臣太閤、柴田勝家と近江國柳瀬にをいて合戦のとき、利家父子も、勝家にしたかひ兵をす、めしかと、其軍やふる、を聞て領地にひきかへす、其の、ち、太閤府中により談話懇にして越前國北庄に進

發せり、これ利家は柴田か黨なりといへとも、かつて太閤に志を通せしかゆへなり、この年太閤より加賀國、石川河北兩郡の地を宛行はれ、石川郡尾山城文祿元年二月ありに住す、のち代々居城とす、十二年九月九日、佐々成政俄に一萬の人数を率ゐて、利家か家臣奥村助右衛門永福か守れる能登國末森城をせむる事一日一夜、城兵防きた、かふといへとも、大敵にしてはけしくせむるかゆへ、わづかに堀一重をたもつ、よりて急を尾山城につく、利家、長子利長と、もに兵を出し加賀國津幡にいたり、父子鎧乃上帯を切心を必死にさため、三千の兵を率ゐる夜を日について進發し、十一日の黎明末森にいたり、成政か陣をうち先陣すてに合戦にをよぶのところ、利家は、旗本の兵をひきゐ道をかへて打ていつ、家臣山崎彦右衛門某、富田越後守某、北村三左衛門某等、先登して鎧をあはせ物頭の首十二級を得たり、その餘なを敵おほしといへとも、開きなひかせ其圍を破り父子遂に末森城に入、成政か兵やふれて其路をしたゝむることあたはず、加賀路より越中にいたらむとす、利家父子、成政か加賀國にむかはんことをうたかひ、夜中に濱邊よりかへり十二日の朝津幡にいたる、成政、これを見てせむかたなく、しりそきて越中國におもむく

十三年、利家、成政としはく相たゝかふ、八月、太閤大軍を率ゐて越中國に發向し、利家を救ふ、成政つゐに降を請、乃ち太閤、利家か末森以來の戦功を賞し、越中國三郡をあたふし、かれともこの地は利家鎧先をもつて、みつからこれを取かゆへに、恩賞に宛るにたらずとて、羽柴の稱號をよひ初名筑前守をあたへられ、其女をもつて妾とし相具して歸路さらる、十一月二十九日、少將に任す、公卿補任を按するに、天正十八年正月二十一日、はしめて從四位下所見ありて、少將、中將、所見なく、文祿三年四月朔日、從四位下より從三位權中納言に任す、家系官をつたへて位を傳へず、補任にもしたかふ、十六年、聚樂第に行幸るとき、供奉をつとむ、十七年、四月、中務にすゝみ、十八年、正月二十二日、參議となる、中將もと乃如し、三月、小田原陣の時、利家父子信濃國碓氷峠より關東に入、上野國松枝、武藏國八王子の兩城をせめおとす、小田原落去ののち、奥羽二國の殘黨を平均して歸陣す、一月、太閤天下の五奉行を定む、利家その一人たり、文祿元年二月、居城尾山をあらためて金澤といふ、このとし朝鮮征伐のとき、太閤にしたかひ肥前國名護屋にいたるところ、太閤の母堂病痾によりて歸洛あり、ゆへに、朝鮮の事東照宮にならひたてまつり、これを指揮す、三年四月朔日、從三位中納言に叙任す、寛永系圖、官位しは、昇進し、中納言を經公卿

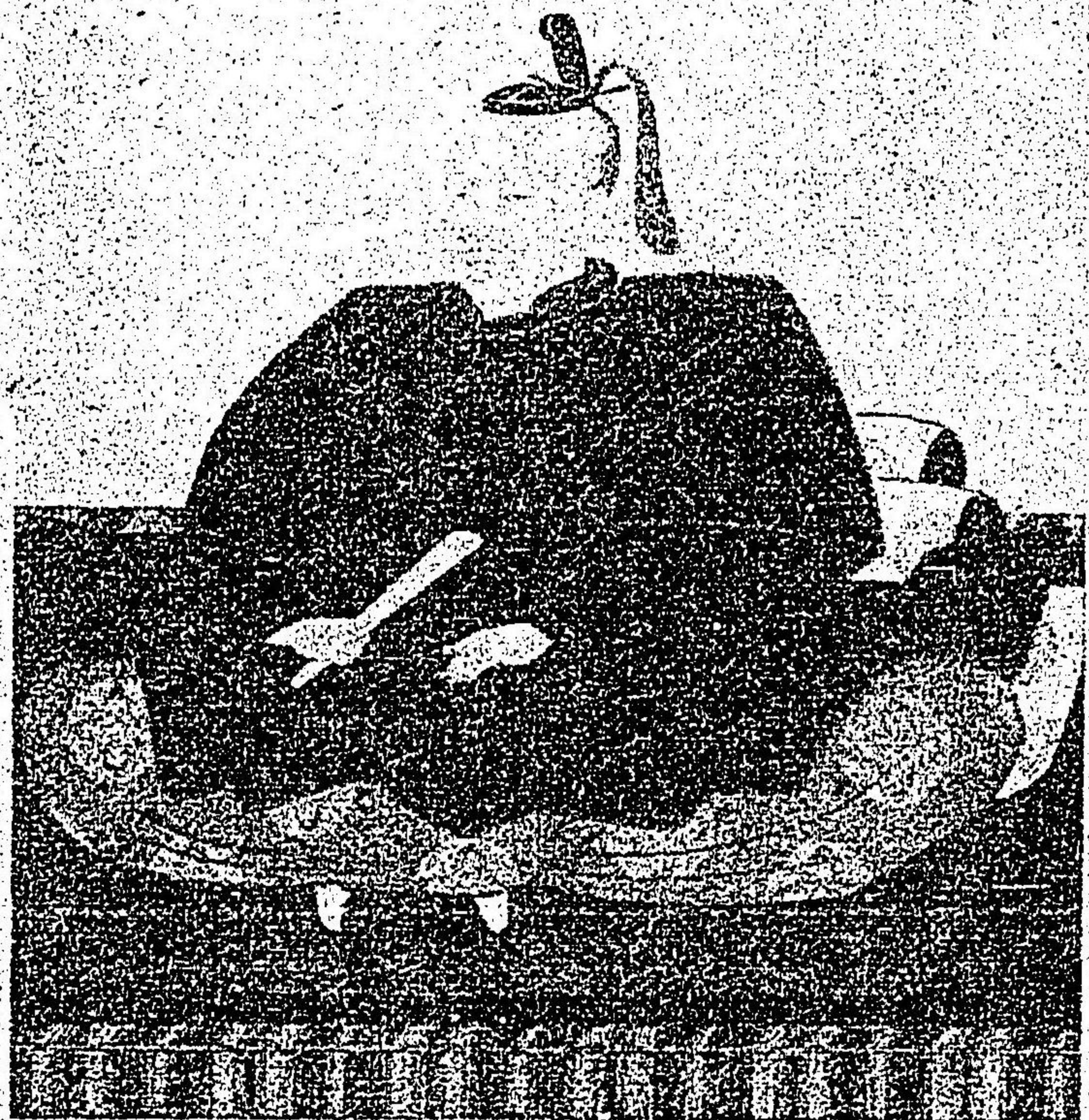
補任にし、慶長二年正月十一日、寛永系圖三月十一日とす、今家大納言にす、み家清花に准せらる、乃ち五大老に列す、これより先、太閤、しは、利家か邸に臨み、春遇もつともあつし、末野の茶壺、富士茄子の茶入、ならひに、三池小傳太切、及、貞宗、水に降雷等の刀を授けられ、又、家臣、前田對馬守長種、村井豊後守、兵衛、又、長頼、篠原出羽守一孝、高守石見守定吉、中川武藏守、はしめ、光重、與村伊豫守、右衛門、助、永福、神谷信濃守守孝、與村河内守榮明、富田越後守重政、木村土佐守景行、岡田丹後守某、五位の諸大夫となる、三年五月、太閤所勞日に重し、利家を病牀にまねき、幼子秀頼を託す、七月七日、東照宮をはしめ、たてまつり、諸大名を、利家か邸にまねき、起請文をもつて、誓約す、八月、太閤他界ののち、遺物三好正宗の脇指をたまはる、のち秀頼はしめて、參内のとき、利家同車し、また歳首には、これをいたきて、諸大名の禮をうけしむ、四年正月、太閤の遺命によりて、秀頼を伏見城より大坂城にうつしをらしむ、これよりさき、石田三成、増田長盛等、奸計をかまへしより、東照宮利家と御隙あり、中村一氏、堀尾吉晴、生駒親正等、相はかりて、舊のことく、和融あらむことを、こひ申により、其の意にまかせられ、二月五日、利家をはしめ、諸將連名の誓詞をたてまつりしかとも、三

成等なを奸謀やます、利家をして自立の志を袂ましむ、細川忠興、利家と好あるにより、いさめていはく、今三成等、卿を尊崇する事實意にあらず、密謀を企むかためなり、速にこれを察し、東照宮と和好を修め、息男利長のため、に永久の計をなさは、彼等姦謀を遂るとあたはすして、あらそひのはしをのつからやまむと、利家許諾す、加藤清正、淺野幸長等も、ともにこれをすむ、利家こゝろ決して和睦をこひたてまつらむとて、二十九日、病をつとめ、乗船して大坂より伏見におもむく、東照宮も御船にめされてむかへさせたまひ、病痾をいとほす來りし事をねきらはせられ、まづ其館に入休息してのち、對面あるへきむねおほせあり、利家こたへたてまつるは、君に拜謁せむかため、にきたれり、何ぞ我館にいらむやとて、船よりあかり與にたすけのせられて御館にいたる、細川忠興、加藤清正、淺野幸長等、かちよりしたかひ寒温をとふ、利家密に三成等か私曲を東照宮につけたてまつり、伏見の御館におはさむ事よろしからず、今世上のかまひすしきも皆このゆへなり、願はくは速に御座を向島にうつしたまへとす、めまいらせ、また某年老て病すみやかなり、男利長か事たのみまいらするところ、た、君にありとて、合掌してこひ申せしかは、東

照宮、懇にこれをうけかはせたまひ御脇指をたまふ、利家館によきらすして
 た、ちには大阪にかへる、三月御座を向島にうつされしかは、果して世上かま
 ひすしき事やみぬ、十一日、東照宮御船をうかへて大坂におもむかせたまひ、
 利家の病をとほせらる、利家渡御の辱を拜す、すなはちなかきわかれをおし
 みてかへらせたまふ、閏三月三日、大坂にをいて卒す、年六十二、桃雲淨見高德
 院と號す、金澤の寶圓寺に葬る、乃ち從一位を贈らる、今の呈譜、贈たかふへし
 寛永譜にしたかふ、
 室は斯波家の臣高島左京大夫直吉か女、

- 女子 母は直吉り女
- 利長 初利、從犬千代、孫四郎、肥前守、侍從、從四位下、少將、中將、參謀、中納言、從三位、贈大納言、正二位、母は上におなし、〇譜傳略す、中
- 女子 母は某氏、
- 女子 母は某氏、
- 女子 母は長女におなし、
- 女子 母は上におなし、
- 利政 又若孫四郎、能登守、侍從、從四位下、判髮、號宗悅、今の呈譜、利正に作る、母は上におなし、
- 女子 母は某氏、

前田利家畫像 別水郡水見町光澤寺所藏



照實慈にこれをうけかばせたまふ御賜指をたまふ利家館によきらすして
 たへちに大阪にかへる三月御座を向島にうつされしかば果して世上かま
 りすしき事やみぬ十一日東照宮御船をうかへて大阪におもむかせたまひ
 利家の病をよはせらる利家御座の辱を有すすなはらなかわかれをおし
 りてかへらせたまふ閏三月三日大阪にをいて卒す年六十二桃雲淨見高徳
 院と號す金澤の寶圓寺に葬る焉ら從一位を贈らる今も是講附位をいへし
 寛永講にしたりかふ

室は斯波家の臣高島左京大夫有吉か女

女子 母は直吉か女

利長 利利時次子代孫四郎肥前守侍從從四位下少中將參議中
 納言從三位贈大納言正二位兼左近衛上におなはる

女子 母は某氏

女子 母は某氏

女子 母は某氏

女子 母は某氏

利政 又利時孫利時の子に傳る母は上におなはる

女子 母は某氏



前田利家畫像 射水郡氷見町光禪寺所藏

女子 母は長女におなし、

女子 母は某氏、

知好 母は三九郎修理、

利常 母は肥前守、

利孝 母は孫八郎大和守、前田大和守利以が祖、

女子 母は某氏、

利貞 母は乙松丸七兵衛備前守、母は某氏、

女子 母は長女におなし、

〔前田創業記〕

閏三月三日、公○利薨於大坂城、○大坂城トナハ誤ナリ、享年六十二、衆皆

惡其智謀雄略、忠肝義膽、莫不墮淚、莫不吝惜、如亡親戚、於是當見理義、感人心也、

時有一條之遺言、爲其言也、于文于武、聞通爲有效、使芳春院殿手書其趣曰云々、

公亦遺命諸臣曰、汝等夫爲人臣、當思盡忠、退思補過、將順其美、匡救其惡、然則國豐

子孫益繁、威夫盛乎、汝之嗣孫亦然耳、汝等怠不盡忠、不補過、則國家滅敗、而爲天下

笑乎、汝之子孫亦凶滅、若免則可受奴隸之耻耳、汝等勿敢以怠、

大權現、頃年招德山五兵衛加懸情、因德山仕大權現、頗如臣、故大權現召德山問曰、

後陽成天皇慶長四年

利家臨終何謂乎德山對曰於遺言吾不知之唯近臣等言之利家及疾病危急芳春院謂左右曰無君之經惟子令吾經惟子着之乎利家聞笑曰我素意明々赫々乎與日月齊數十年來惡人憐人其慈悲如佛何及着之哉成佛明矣着之則佛說之乎鬼等物々畏之就臣位乎不着之則鬼等叱慢乎若叱吾即捕之可忽拉立摧振武威於地獄然則鬼等遂憐怨不當而逃亡必矣時即直入西方極樂而為請佛之將度視群佛也不可疑焉卿等勿勞心矣唯可藏甲冑兵器於靈柩而葬野田山我為軍神而可護子孫武運繁威而已及臨終謂左右曰吾今年幼君此下ニ死不遊素志也憤悲鬪言怒髮直上忿眼如炬執新藤五之脇指而以鞘拗心大聲烈怒有餘深恨多々也言畢限大權現聞之感曰嗚呼大膽人也頻涕泣矣四月六日靈柩到加州神谷信濃守村井勘十郎橋本宗右衛門等從之四月八日葬野田山靈柩甲冑兵器于棺中前轅前田對馬守昇之為瑞龍院殿後轅賜田善左衛門昇之為利政公從原出羽守持位牌村井勘十郎持太刀神谷信濃守天蓋寶圓寺如雲引導號排雲院號高德從原出羽守神谷信濃守村井勘十郎等斷髮瑞龍院殿如遺命而頒賜諸器金銀於諸士憐惠功臣群士屢顧問之其情意最篤故臣從成莫不盡忠以佐國竭誠以奉君也

〔參考〕

〔石埭記錄〕

九前田ト稱スルモノニ三流アリ一ハ天穗日命ニハ櫛玉饒速日命並ニ天孫ノ系三ハ天兒屋根命天孫ヨリ出ツ並ニ所謂神別ナリ而シテ其甲ハ菅原乙ハ穗積丙ハ藤原トス藤原ハ天智天皇八年中臣連鎌足ニ授ケラレタルニ起リ穗積ハ物部ノ後ニシテ天武天皇十三年八色ノ姓ヲ定メラレ穗積臣ニ朝臣ヲ賜リタルハ是時以前既ニ穗積ノ名アリ然レトモ其原始詳ナラス於木家傳ノ姓ハ神武天皇ノ賜フ所ト菅原ハ天應元年土師連古人ニ賜リタルニ始マレリ考姓氏錄氏族姓氏錄知譜拙記國藤原姓ノ前田音潤ハ利仁將軍ノ北家十二世ノ孫立其ヨリ季基ノ子基利世孫其利見孫其曾等繼承シ其裔德善院立以基勝ハニ及ヒテ著ハル世々美濃前田郡安入ニ居リテ之レヲ家號トセリ校刻譜

穗積姓ノ前田音潤ハ紀伊ニ出ツ其家號ノ據ル所詳ナラスト雖トモ那賀有田兩郡ニ各々前田村存スルヲ觀レハ蓋シ此地ニ起レルナラム國字分名集菅原姓ノ前田ニ二說アリ曰

〔甲〕

菅原ノ第二子淳茂ヨリ起リ在躬淳茂輔正其為紀孫其曾忠貞ノ弟相承ク忠貞祖父正實ニ從ヒテ鎮西ニアリ原田氏ノ婿ト爲リテ某氏原ヲ冒シ領ナシ其嗣ヒシナリ家長子安明之レヲ繼ギ次子仲章尾張掾ニ任セラレ任國

尾海東郡前田音ニ家シ、尾張ノ前田ヲ起ス。(一)校刻諸類從所收菅原氏系圖
又菅公ノ裔其謫所前ニ居リ、遠賀郡前田音ニ家シ、筑前ノ前田ヲ起シ、後チ
尾張ニ移ル。(二)校刻諸類從所收菅原氏系圖

(乙) 菅公ノ孫、雅親初メ久松丸ト稱シ、謫セラレテ尾張野間郡知多ノ大進院ニ
居ル、土人仰キテ久松殿ト云フ、其裔道定十四代、何久比郡ニ移リ、後チ六代
ノ孫定氏男子ナシ、一色詮定滿真ヲ其女ニ迎ヘ家ヲ讓ル、之レヲ今ノ久松
伯爵等ノ祖トス。(校刻諸類從所收菅原氏系圖)

以上諸書載スル所ノ要領ニシテ其傳説一定セス、按スルニ道真ノ子高規、延喜
十三年、三十八歳ニシテ卒シ、其子雅規ハ天元二年、六十一歳ニシテ卒ス。知譜ト
アレハ雅規ノ生ル、ハ延喜十九年ニ當リ、其父高規ノ卒後六年ニシテ生レタル
モノナリ、是レ實際ニ於テ決シテ有ルヘカラサル事ナレハ、必ラス父子ノ年齢
等孰レニカ誤謬アルヘシ、

道真ノ筑紫ニ左遷セラレ、延喜元年其子四人モ亦謫所ニ就キ、女婿齊世親王醍醐天皇
弟落飾セリ。王代ト、子四人ノ名及謫所並ニ詳ナラサルモ、其名ハ系圖詳書類從
氏ニ載スル長幼ノ順序ヨリ見レハ、高規、寧茂、景行、景監ナラム、而シテ他ノ淳茂、

奮風、弘茂、兼茂、宜茂、泮茂、滋殖及女子三人等ノ境遇如何ハ、勿論記録上ニ於テ明

瞭ナラサルモ、其子ノ多數ナル點ヨリ考フレハ、悉ク同一腹ニ出テスシテ、或ハ
京師ニ設ケン庶子、若クハ左遷ノ地ニ生マシメシモノアラム、

道真ノ孫雅親初メ尾張知多郡ニ居リ、幼名ヲ久松丸ト稱シ、里人ハ呼フニ久松
殿ト曰フ。神國守遺事トアルハ、久松家舊松山(伊豫)藩主(伊)傳説ナリ、所謂雅親

ハ雅規詳書類從所收菅原氏系圖知譜拙記ト、同人ナルヘシ、既ニ其世次同シケレハ、親若クハ規
ハ字畫ト相似タルカ故ニ、誤リタルナラム、雅親雅規ヲ以テ同人トスレハ、其家

ハ傳説ナル初メ、尾張ニ居リト云ヘルハ、道真左遷ノ時延喜元年子四人謫所ニ就ク
トアルニ據リ、其一人尾張ニ謫セラレシモノ、即チ高規ニシテ久松丸ノ父ナル
ヘシ、

前項ノ推定ヨリ考フレハ、高規ハ尾張ノ謫所ニ居リテ父道真ノ喪延喜三年ニ服シ、又
タ久松丸ヲ謫地ニ設ケ同年此地ニ卒セシモノ、如シ而シテ久松丸ハ道真ノ
官爵ヲ復セラル、右大臣時延長元年五歳ニ當レリ、故ニ久松丸ノ赦ヲ得テ京師
ニ歸リタル年月詳ナラサルモ、延長元年祖父道真ノ官爵ヲ復セラレ、後二十五年
即チ天曆元年、朝廷道真ノ祠ヲ北野京ニ建テ、同三年、雅規久松丸ノ弟文時既ニ

勅ヲ奉シテ詩ヲ撰スル等、知譜拙記、群書類從所收菅家ヲ待遇セラレ、ノ厚キヲ見レハ、蓋シ延長承平ノ間ニ召還セラレタルナラム、
 舊公家ナル高辻、五條、唐橋、東坊城、清岡、桑原等ノ六家カ菅公ノ裔孫ニシテ、雅規ノ曾孫定義以降、斯ノ如ク數家ニ分レタルコトハ明瞭ナル事實ナリ、拙記然ラハ、久松家ハ誰ノ時ニ系ヲ分チ家ヲ起セシヤ、是レ研究スヘキ要件ナリトス、蓋シ雅規ニ數子アリテ、其一人尾張ニ來レルモノ、是レ久松家ノ始メナルヘシ、今傳ブル所ノ家記雅規道定ノ間ニ於ケル唯々十四代ト記シ、其名ヲ逸シタレハ考フルニ由ナシ、

尾張ノ前田家ハ誰ヨリ系ヲ分ナルヤ、其家ノ傳ブル所唯々菅公ノ裔、校刻藩下アリテ、世次及累代ノ名ヲ記サザレハ、是又考フルニ由ナキモ、前田海東ノ地ト阿久比郡知多ハ、其間大約八里前後ヲ距ツルニ過キサレハ、子孫繁衍前田ニ移リ家ヲ新立セルカ、或ハ子孫出テ、同姓若クハ異姓ナル前田ノ家領ヲ繼キ、是ヨリ前田菅原姓ヲ冒セルカノ二ツニアラム、忠貞ノ次子仲章尾張掾ニ任セラレ、尾張前田ヲ起シタリト云ヘル録名譽モノハ、之レヲ他ノ系圖ニ參照スルニ仲章ノ名ヲ載セス、又タ筑前前田ノ説ハ全ク一ノ異説ニ屬ス、並ニ今マ之レヲ採ラ

ス、以上之レヲ菅原姓トス、而シテ穗積姓及藤原姓前田ハ、本考ノ主トスル所ニアラサルヲ以テ、之レヲ他日ニ讓リ詳細ノ調査ヲ遂ケス、

明治三十二年七月十二日成

慶長五年庚子 紀元二千二百六十年

九月 辛丑

三十日、庚午利長の弟利常、德川秀忠の女と婚す、

〔德川實紀〕 一 台徳院 慶長五年九月晦日、公第二姫君珠君を加賀中納言利長の弟猿千代利常後中納言に嫁し給ふ、

〔寛政重修諸家譜〕 十一百三 前田利長 慶長五年九月二十日、大津にいたり、東照宮にまみへたてまつる、このとき利長が軍功を賞せられ、かつ嗣のことたつねさせたまふにより、異母弟猿千代後肥前守利常り事を言上せしかば、台徳院殿の御女珠姫君を猿千代が室に配せらるへしとの仰をかうふる、

〔三州志〕 一四 餘考 慶長六年辛丑九月晦日、嚮ニ許嫁アリシ台徳大君ノ翁主、東海道ヲ歴テ金城ニ來嫁ス、大久保相摸守忠隣、青山常陸介忠成是ヲ奉送ス、安藤對馬守重信、伊丹播磨守康勝、鶴殿兵庫助、暨ヒ醫官久志、木左馬助扈從シ來ル、

我卿大夫前田長種、長連龍、越前金津ナル上野ニ迎フ、忠隣玉與ヲ長種ニ遞シ、忠成具桶ヲ連龍ニ遞ス、越前ヨリ與村永福、村井長頼、横山長知、神尾之直等、護與シテ金澤ニ到ル、我世子自カラ城外ニ出迎アリ、

十一月 朔丁丑

十七日、癸、家康、利長に能登及加賀の能美江沼二郡を益封す、

〔寛政重修諸家譜〕

千一百三十一

前田利長

慶長五年十月十七日、大阪城におはし

ますのとき、榊原式部大輔康政を御使として、加賀國能美江沼兩郡にをいて二十萬石餘の地をくはへられ、六年弟利政が封地能登國をたまはり、加賀能登越中三國をよひ近江國高島郡のうちにして馬飼料二千二百石餘をあはせて百十九萬二千七百石餘を領す、

〔三州志〕

一 雜考

十月十七日、公浪華ニ到テ再ヒ神君ニ拜謁ス、

見シ、夫ヨリ伏見ニ於テ神君、榊原康政大輔ヲシテ北國平治ノ恩惠トシテ、賀州ノ能美郡、八萬石、石川郡松任、四萬石、江沼郡六萬石ニ作リ、家忠日記ニ祖、成、能、美、江、沼、二、郡、二、十、萬、石、餘、ニ、益、封、ト、ナ、ス、寛、永、十、三、年、官、ニ、上、ル、諸、藩、二、日、ク、賜、能、美、江、沼、二、郡、二、十、萬、石、餘、ニ、益、封、ト、ナ、ス、是、全、領、ト、ナ、ス、寛、永、十、三、年、官、ニ、上、ル、諸、藩、二、日、臨、合、セ、テ、二、方、石、宗、永、舊、封、地、ヲ、併、テ、九、萬、石、ニ、ラ、ン、テ、以、テ、公、ニ、益、封、

シ、略證ニ此加封シテ九月二十日、公浪華ニ於テ亦利政君ノ軍役ニ怠リシヲ以テ其領知能州五千石ヲ除キテ宗悅君ニ號シ、寛永十年七月四日、角倉與市郎、陸奥吉倉家ニ病死ス、傳ハ寛永十年、左衛門ヲ以テ使トシ、利政君ノ子三左衛門直之、職ニ任セ、母堂芳春君、石黒覺左衛門ヲ以テ使トシ、利政君ノ子三左衛門直之、職ニ任セ、携ヘ行カシメ、其利政君ノ子直之、職ニ任セ、利政君ノ子三左衛門直之、職ニ任セ、後秀頼君利政ヲ招ク趣カス、故テ直之、職ニ任セ、利政君ノ子三左衛門直之、職ニ任セ、立ッルニアラサ、憎ム處ハ大野修理、渡邊内藏、助等ノ屬下也、若シ利政君ノ子三左衛門直之、職ニ任セ、後人ノ附合ヲ容ルル、以テ公へ併賜ス、公之ヲ厚謝シテ浪華ヲ發シ、金澤ニ還城也、

是歲、利長、新川郡布市邑以南の地一萬石を土方雄久に分與す、

〔三州志〕

二 因概覽

五年庚子、新川郡布市邑以南ニ於テ、一萬石ノ采地ヲ公ヨリ土方勤兵衛雄久因巻附録、公邑部ニ在リ、ニ分與ス、公邑部ニ詳ニス、

〔參考〕

〔藩翰譜〕

土方同き五年の秋、東西一時に軍起る、徳川慶雄久を小山の御陣に

召し、御使にさゝれて加賀國に馳せ向ふ、此れは中納言利長、外戚につきて雄久と親しかりし故とぞ聞えける、外従兄弟と

旨被仰出候處、一郡壹人宛成とも、縮に成候ものを、諸事目あかしに被仰付候様仕度、左候得は、島尻村刑部、田中村與兵衛、中納言様御代より、總十村之縮に、被仰付、御扶持被下置候、然とも組下をかへるは、遠慮仕候事も御座候間、十村を御指除、總十村之縮に仕度組下を上候人、手前にしつきやく仕候間、御代官御増被仰付候様仕度旨略文也、委曲格、長之内に有之申上、其通可申付旨、被仰出候與有之、此時より初り候與相見得候事、十村勤方之事、身分は軽く候へども、格別重き御用相勤るもの也、都而一組々々之人支配いたし、其組御收納方は不及申、都與高方等、一組に付、諸事不預事無之、尤直才力之事は申に不及、改作方御法之趣、得與致會得居、田地方功者に有之、算筆も達者に有之、常々村廻いたし、農を勸、騷るものを懲し、出情可爲致譯に候事、十村勤方、元祿之度書上有之、眞館覺書、九種之内抄查御郡方御用、村々肝煎直に相辨候所、慶長九年能州與郡へ本保與次右衛門罷下、向後は十村與唱、村支配可仕旨申渡候に付、向寄十村、或は拾貳三ヶ村裁許仕候所、元和二年三月組寄有之、其後、寛永十二年、右裁許村々を集、大組に被仰付候、能陸雜錄

御國に十村とて名目無之、郷肝煎と云へり、利常公之叔母、母本保與次右衛門と云人あり、此與次右衛門、輪島十藏、最初に十村ニ定むと云云、
十村勤方類聚之抄

慶長九年前拾ヶ村、十村與相唱候者、茂御座候由、是は十ヶ村支配仕候者は、十村肝煎與相唱候由、右文言被仰出之譯、相知不申候、併慶長度、十村與名を改候様被仰出之處、其後承應二年、村付御印文中ニ、十村肝煎與御座候、其節之村付御印は、御腰御印にて、年號之處、御押有之、年號月日之下、伊藤内膳、菊池大學御書判にて、宛處何那何拾ヶ村、村肝煎中與御座候、
加藩慶長以來定書 上ノ抄

定

一 去年被仰出候三ヶ國在々に、十村與頭肝煎召寄、走百姓穿鑿之儀、御代官衆給人衆不及相届、公儀より可被仰出候條、給人代官存分有間敷事、
一 御分國中對百姓等公儀之御用於有之者、御代官衆給人衆不及相届、奉行所より、りすぐに可被召寄候、其時給人代官爲自用召寄、公儀之御用致解怠儀有之間敷事、

一走百姓爲御穿鑿十村與之肝煎方へ召符之事、此衆中誰々手前にて相調候共、不及異儀、可有加判事、

一三ヶ國十村組肝煎、背御法度旨、不相屈儀於歷然、奉行所より得御意、御詔次第可爲成敗候、至其時に、御代官給人として申分有之間敷事、

一走百姓之儀、如御法度、十村組として尋出、當給人へ可相渡事勿論候、萬一走百姓致他國旨、當分於不罷出は、彼走百姓手前は、年貢米井夫役諸役之事、其村中相給人之中之並に、令算用、右之十村組として可致沙汰事、彼是百姓無還住間之儀は、田島十村組として、致耕作、年貢米諸役、右之並に年々可致沙汰事、

付此法度以前之走百姓之儀は、最前請人任證文之旨、可相究事、右被定置趣、若相違之輩於有之者、誰々雖爲手前、御横目衆として、富山様江可有言上者也、

慶長拾三年二月十四日

巨海齋宗 半

江守 平左衛門

奥村 河内守

岡島 備中守

篠原 出羽守

山崎 長門守
横山 山城守
南坊 等 伯

〔参考〕

〔前田家回答書〕

大日本史 料所收

十村ハ、十村頭、十村組頭、十村肝煎等ノ略稱ニシテ、後ニハ無組十村、扶持人十村、平十村等ノ階級出來タリ、十村ノ組下、毎村ニ村肝煎壹人(大村ハ二人ヲ置ク事アリ)アリ、十村ハ他領ノ大庄屋ニシテ、村肝煎ハ庄屋ニ當ルカ如シ、村肝煎ノ起原ハ十村ト同時ナリシヤ、其前ニ在リシヤ未タ明カナラス、寛永八年三月ノ定書ニ、十村頭、村肝煎、長百姓云々ノ語アリ、

〔高島舊記〕

十村、御扶持人、御代官萬治二年ヨリ、

〔年代記〕

承慶二年癸巳、十村代官此に始ル、
明曆三年十村一統代官被仰付、

〔藩治〕

富山縣教育會 調所收

十村誓詞言文

一奉對御公儀毛頭御後饗儀仕間鋪候、御爲大事に奉存、諸事精を出し裁許仕、百

後陽成天皇慶長九年

姓手前費成儀無之成立候様に、常々心懸可申事、
一 毎歲開作仕立、村々百姓一人々々手前承届夫々致勘辨、其年の作方龜抹に不罷成様に、無油斷裁許可仕御事、

附應其所かせぎ等、随分精々入候様に可申付候、

一 至夏中、田島草修理念を入可申候、或は水廻悪敷或ハやしない行届不申、立毛いたみ不出來に相見に、申所、有之時分は、其所に付居候て水廻やしない其外手入爲致、作り劣リ無之様に、裁許可仕御事、

一 至秋、稻刈付前より村々作物取散、狼不罷成様に、縮りの儀、油斷仕間敷候、惣て百姓人々所持の田島、随分能作立、常々妻子共致艱難相續候様に可仕事、

一 不作の刻、見立乞候在々、且又檢地斷候村々の儀、精誠吟味仕、其郡中にて輕重段々引くらへ、又ハ其村々の體相考、至極の所を以て御斷可申上候御事、

一 見立有之刻、立毛の體見圖り引免入札仕候時分、十村御扶持人中間のためを考、或は内證にて頼合、引免圖り多仕覺悟、聊仕間敷候、勿論親子兄弟自分の持高有之在所にても、私欲の意得不仕有様に、入札可仕御事、

一 立毛善惡の員數見分仕、野にて覺帳に記置申儀、且又旅宿へ罷歸算用仕立、引

免圖入札調申、刻共々互の意得申談儀は、勿論入札の表一切見合申間敷候御事、

一 檢地有之刻、畠折等仕様右見立仕る同意に、相心得可申御事、

一 見立檢地に付、百姓何卒方便かましき儀、仕置體、心付して聊見隠不申、早速其段御奉行人へ内證可申斷御事、

一 被仰渡の儀、物毎油斷不仕、何事によらず御尋被成候儀有様に、申上、十村中間の儀は、不及申上、小百姓中迄も悪敷事申合、御公儀を掠申儀、御座候は、即時に有體に可申上御事、

一 百姓中御斷申上儀、自身途吟味、依怙最負なく、少も偽申上間敷御事、

附御用の儀、手代まかせに仕間敷候、

一 諸事御用の儀、かきない申覺悟仕間鋪候御事、

一 人々組下、並廻、口百姓共の内、合力貨物は、各別の儀に御座候、勿論少も利足取申間鋪候、介抱の爲め貸申物の儀に候得ハ、取立の刻も無利成取立仕間鋪御事、
一 村々、草高、小物成、人馬等惣て員數、並都合御隠密かましき儀、雖爲親子兄弟沙汰仕間敷御事、

後關成天皇慶長九年

一〇二

一 百姓中より何に依らず、禮物酒肴にても自分に取申儀は不及申上、妻子に至る迄請申間鋪御事、

一 村廻並御用に付所々へ罷出刻、裁許の下より人馬等爲出、百姓費江申儀仕間敷候、但御定の駄賃をおやとい申儀ハ各別に候、惣て未々にて、何に依らず馳走かましき儀、聊請申間敷御事、

一 此連判の内、對百姓利錢手廻其外惡敷事御座候は、見聞次第即刻有様に可申上御事、

一 右百姓迄の儀にては無御座候、組下に罷在獵師、頭振等に至迄同事の御右の條々於相背は、忝も左に申降神罰冥罰可罷蒙者也

元祿六年七月二十六日

三ヶ國

御扶持人

十村中

右同せかれ

〔下新川郡泊等小學校報告〕

三位組十村 十一代人名

第一代	寛永十一年拜命	山崎村字殿村
第二代	延寶六年拜命	大井四郎左衛門 同右四郎左衛門 泊町 四郎左衛門
第三代	天和二年拜命	岡與三右衛門
第四代	享保九年拜命	同 渡邊 彌太夫
第五代	元文三年拜命	同 神保 庄 助
第六代	延享四年拜命	沼保村 伊東 加兵衛
第七代	寶曆四年拜命	同 伊東次郎左衛門

後關成天皇慶長九年

一〇三

第八代	天明二年拜命	同	伊東彦四郎
第九代	文化八年拜命	同	伊東次郎左衛門
第十代	天保六年拜命	同	伊東彦四郎
第十一代	文久元年拜命	同	伊東次郎左衛門
十村の辭令			
覺			
泊町	沼保村	荒川新村	大屋村
笹川村	宮崎村	境村	大平村
南保村	石谷村	蛭谷村	山崎村
中野村	今江村	舟見村	山崎新村
栗虫村	音澤村		明日村
			横尾村
			道下村

貳拾貳ヶ村

右村々沼保村次郎左衛門十村被仰付候條、可受指圖候、次郎左衛門申渡儀、無由緒違背仕者於有之者、曲事可申付者也。

文久元年十二月 日

御算用場

用場

新川郡

百姓中

〔富山御領舊事略〕

婦負新川庄官百姓

- 一 布市村 加藤大炊之助末孫古上野村々又兵衛持
- 一 布目村 黒尾喜左衛門末孫今市村ニテ
- 一 上掛尾村 野上五郎右衛門本家絶申候村中川高安母方に候村に
- 一 袋村 小林何某申子孫絶
- 一 二俣村 上野彦次郎此者の方に飛州金森よりの番簡敷通御座候末孫故在て金泉寺村へ引越末家孫八方え右番簡預ヶ置候其後南田町杉内え住居仕金泉寺屋六兵衛と改名罷在番簡所持仕候

- 一 下掛尾村 井上 彌右衛門
- 一 布瀬村 中川 左兵衛
- 一 同 村 高安治郎右衛門
- 一 稻荷村 高善 何 某
- 一 奥田村 赤祖父傳兵衛
- 一 萩原村 高堂治郎左衛門
- 一 西本郷村 岡崎 藤右衛門
- 一 馬瀬口村 五十嵐何 某
- 一 黒瀬村 若林 六右衛門
- 一 大町村 比企 與九郎
- 一 大泉村 濱 三郎治郎
- 一 荒屋村 金山 何 某

今の彌右衛門先祖也
 御當地野上屋先祖家絶申候
 先年一名にて御座候豊助先祖也
 唯今他家より家繼申候
 唯今の傳兵衛先祖也
 本家は高堂屋八兵衛末家は萩原村平左衛門に御座候經田村の高堂島と申所守護より馬の飼料に被下置候
 唯今の徳兵衛先祖藤右衛門魚津より參る候節宮ヶ島に住居仕候岡崎四郎殿二男筋也
 唯今の藤右衛門先祖に御座候
 家絶申候唯今磯野様御内に若林は先祖也
 唯今の太耶左衛門先祖也
 唯今の忠兵衛先祖也
 唯今の九右衛門先祖也

- 一 秋ヶ島村 才木三右衛門
- 一 押上村 古藤兵衛
- 一 萩島村 齊藤右衛門尉
- 一 小竹村 阿部主計
- 一 駒見村 内山治郎左衛門
- 一 同 村 岩田嘉平治
- 一 高木村 土田彌左衛門
- 一 同 村 瀧口九郎右衛門
- 一 大塚村 瀧口何某
- 一 八町村 田邊何某
- 一 小川子村 江尻村何某

二口村に末孫御座候
 家絶申候
 唯今の與三右衛門先祖
 唯今の長四郎先祖也代々主計と稱來候得共近藤主計様御家老職に相成の節長右衛門と改名仕候
 家絶申候
 子孫五艘村に高五石所持仕候
 本家絶申候唯今の半兵衛末家にて御座候此もの先年小權にて手柄仕候
 本家絶申候唯今覺中町高木屋彌兵衛先祖
 本家絶申候唯今の四郎兵衛末家也
 唯今の助左衛門
 本家者有無の跡に罷成申候二男は今市村茂右衛門三男は高木村彌五兵衛也

- 一 布目村 又 十 郎 家絶申候
 - 一 羽根村 大間知兵庫 唯今の治右衛門は本家安田支佐羽根村
甚兵衛同村瀬兵衛末家也
 - 一 吉川村 高橋 何 某 家絶申候
 - 一 田中村 若松平左衛門 右同断
 - 一 中名村 吉田 伊 勢 唯今有無の跡に御座候
 - 一 同 村 林 隼 人 唯今の七郎右衛門先祖
 - 一 上井澤村 渡邊兵右衛門 唯今の順清先祖
 - 一 坪野村 若林 式 部 又右衛門先祖
- 右の者共エ其所の守護と支配被仰付、其近在を才許え一搔の節に御座候故、友の百姓も我儘に手打に致候由、依之跡も絶申候由、慶長中頃より元和寛永の頃迄、續將官と申もの共の覺右のもの、内家續居申者は勿論、古き將官に御座候、
- 一 吉作村 屋後何某 後市助と申候家絶末家住吉村加左衛門
 - 一 持田村 林何某 家絶申候 一袋村 屋儀何某 家絶申候

- 一 砂子田村岡崎小治右衛門家絶申候 一道 塙 村舟木 何 某家絶申候
- 一 下坂倉村稻 泉 何 某家絶申候 一萩 嶋 村大崎 何 某家絶申候
- 一 新屋 村吉田武右衛門家絶申候 一長 澤 村若林 市兵 衛只今愛宕村六
- 一 安養寺村坂井彌右衛門家絶申候 一奥 田 村渡邊 又兵 衛上井澤村二男
- 一 八 尾渡邊 九兵衛先守兵衛 一東 塚 原 村舟崎 何 某門太右衛門
- 一 新保村高橋 何 某門右衛門 一友 杉 村柳瀬三郎右衛門
- 一 赤田村常田與三兵衛家絶申候 一陀羅尼寺村 九郎左衛門家絶申候
- 一 二口村淺地 喜兵衛 一今 泉 村齊藤 忠兵 衛
- 一 大浦村小林 隼 人治郎右衛門先祖 一太郎九村千田 治右衛門平兵衛
- 一 金屋村村澤 長 助 一寺 家村 作右衛門家絶申候
- 一 井田村 六郎右衛門家絶申候

右の者共之内、慶長の末、元和、寛永、正保の頃迄、十ヶ村宛支配仕、郷頭と稱申候得共、後は十村肝煎と申候、慶安四年、於小松開作御格式御定の時、五六十ヶ村宛支配被仰付候、此時、十村と相定り申候、則御米貳三千石宛御藏米納め、打銀小物成銀も取立仕申候、加州江沼郡と被

仰付候御奉行江守半兵衛様、堀與三右衛門様、下附には村田長助殿、笹田太右衛門殿、栗山太右衛門、外御足輕十五人、御郡方は二塚村又兵衛、戸出村又右衛門、嶋尻村刑部、嶋村治郎右衛門、津幡江村宅助、陀羅尼寺村九郎右衛門にて御座候、一步刈を以て被仰付候由、承應四年、婦負郡は相極申候、新川郡は万治二年に極り申候、今以、村に御印所持仕居候

郷頭

- 一 布瀬村 左兵衛 一 西本郷村 清藏
- 一 陀羅尼寺村 九郎右衛門 一 小川子村 市助
- 一 田中村 平左衛門 一 吉作村 市助
- 一 持田村 七郎兵衛 一 黒瀬村 六右衛門
- 寛永の末は正保慶安の頃迄十村肝煎
- 一 布瀬村 豊助 一 陀羅尼寺村 九郎右衛門
- 一 西本郷村 徳兵衛 一 奥田村 傳兵衛
- 一 押上村 半兵衛 一 布市村 又兵衛
- 一 青柳村 太郎右衛門 一 長澤村 市兵衛
- 一 八町村 彌三左衛門 一 城生村 彌次兵衛
- 一 砂子田村 小治右衛門 一 小川子村 市助
- 慶安の末は明暦の頃迄十村
- 一 陀羅尼寺村 九郎右衛門 一 布瀬村 豊右衛門
- 一 吉川村 半右衛門 一 奥田村 又兵衛
- 一 友杉村 三郎左衛門 一 本郷村 九右衛門
- 一 黒崎村 與治兵衛 此者彌波郡より相越御申候 一 八尾村 庄兵衛 後奥田村に居仕候
- 一 上井澤村 三左衛門 一 御福村 市郎右衛門
- 一 友杉村 太郎右衛門 一 愛宕村 太郎兵衛
- 一金屋村 長助
- 万治の頃寛文の末頃迄十村
- 一 奥田村 傳兵衛 一 稻荷村 九郎右衛門
- 一 老田村 與三兵衛 一 小川子村 八右衛門
- 一 布瀬村 豊右衛門 長右衛門 一 陀羅尼寺村 九郎左衛門 此者右田村に居仕候

右瀬村九右衛門、高村百右衛門、高村五右衛門、高村十右衛門、高村石越上

後關成天皇慶長九年

一 布瀨村 豊右衛門扶持人
延保の頃

一 西本郷村 徳兵衛

一 布瀨村 孫兵衛

一 愛宕村 五郎兵衛

一 金屋村 長助

一 安養坊村 八郎右衛門

一 宮尾村 宗右衛門

天和の貞享の頃迄

一 鹽村 御扶人 又兵衛

一 愛宕村 甚兵衛

一 笹倉村 久兵衛

一 有澤村 四郎右衛門

一 奥田新村 理右衛門

元祿之頃迄

一 住吉村 加左衛門

一 石田村 九郎右衛門 伊兵衛

一 砂子田村 四郎兵衛

一 布目村 市右衛門

一 鹽村 又兵衛

一 小長谷村 覺右衛門

一 布谷村 御扶持人 左五兵衛

一 金屋村 長助

一 下條村 兵左衛門

一 下瀬村 七郎兵衛

一 大塚村 與兵衛

一 高木村 半兵衛
一 今市村 又右衛門
一 奥田村 庄兵衛
一 愛宕村 六左衛門
一 磯部村 喜兵衛
一 杉原野 茂右衛門
一 八町村 助左衛門
元祿十四年の享保十九年迄

一 奥田村 又兵衛
一 太郎丸村 與兵衛
一 青柳村 勘右衛門
一 安田村 左次右衛門
一 二口村 喜兵衛
一 大塚村 四郎兵衛

一 今市村 茂右衛門
許仕申候

一 大塚村 四郎兵衛
但ニシテ頭取人相平勤十

一 笹倉村 與次右衛門

一 布瀨村 豐助
五人扶持ニテ高安トテ號

一 花崎村 傳兵衛

一 布目村 清兵衛

一 八町村 庄右衛門

一 衣杉村 三郎右衛門

一 今市村 理兵衛
五人扶持ニテ頭取後

一 今泉村

一 奥田村 又兵衛

一 忠助

後關成天皇慶長九年

一四方新村 九右衛門年彦云此もの本郷村九郎右衛門隱居次男
一布瀬村 傳兵衛

右、豊助理兵衛後は御扶持人にて、十村頭取被仰付候、作倉裁許相勤申候、豊助儀は後平御扶持人に被仰付候、作倉裁許は傳兵衛相勤申候、

一奥田新村 五右衛門

利長、檢地奉行に命じて新川郡の地を檢せしめ、翌年礪波射水二郡の地を檢せしむ、

〔菊地舊記〕 御分國惣檢地被仰付年號奉行付

天正十九年慶長九年新川郡

長九郎左衛門 小塚 淡路 板垣市右衛門

脇田 帶刀 仙石角右衛門

慶長十年礪波郡

寺西 若狹 安原 隼人 神尾 圖書

佐垣 九兵衛 鶴見 左門 奥野 讚岐

石野 讚岐 赤座 土佐 川口 喜兵衛

小幡 駿河 山森 伊織 富田 内膳

神戸 藏人 水野 勘兵衛

慶長十年射水郡

神谷 信濃 渡邊 治部 岡島 右近

清水新右衛門 櫻井九右衛門

慶長十二年新川郡

小林六右衛門 橋本 孫平次 澤崎 作兵衛

村 助八 三木半右衛門

〔加賀藩民事志〕

慶長九年、小塚淡路、仙石角右衛門、板垣市右衛門、脇田帶刀、富田治大夫、森伊右衛門、氏家十郎兵衛、一、二、十兵衛、杉江兵助、石野和泉、宇野茂左衛門、長田伊之助、石黒覺左衛門、藤懸又大夫、大塚七兵衛、久世半兵衛、今井左大夫ヲ新川郡ニ遣リ檢地セシム、改作方格帳、作方勤仕帳、

慶長十年、寺西若狹、安原隼人、芝山、權兵衛、佐垣九兵衛、鶴見左門、富田越後、石野讚岐、赤澤土佐、杉野織部、川口彦兵衛、小幡駿河、神尾圖書、山森伊織、富田内藏、奥野讚岐、神戸藏人、水野勘兵衛ヲ越中國礪波郡ニ、神谷信濃、渡邊治部、岡島右近、清水新

利常 實は利家か四男、文祿二年金澤に生る。略中 慶長十年六月二十八日封ヲ襲。

〔前田家譜〕ニ 利長 慶長十年四月、利長世子利光ヲ率ヒテ京師ニ赴キ、略既ニシテ世子ヲ伏見ニ留メ、躬ラ國ニ歸ル、豐臣右大臣ノ母淀臺、密書ヲ利長ニ致シ曰、他日將サニ囑トスル所アラントス、請フ幸ニ遺ル勿レト、利長其妄舉アルヲ察シ、之ニ報シ曰、他日囑スル所アリト云、未タ其ノ何事ナルヲ知ラス、若夫錢穀用ニ乏シキ、幸ニ告ケラル、唯命ニ之レ從ハント、乃チ本多政重ヲ之ヲ前將軍ニ告ク、前將軍大ニ嘆賞ス、是ニ於テ、利長禍亂ノ將サニ起ラントスルヲ知リ、老ヲ大將軍ニ告ク、六月廿八日利長封ヲ利光ニ讓リ、富山城ヲ修メテコレニ居リ、新川郡二十萬石ヲ以テ自ラ養老田トナス、

〔前田家譜〕ニ 利常 慶長十年四月、利常利長ニ從ヒ京師ニ如キ、略中是ノ月、略四 利常小松ニ歸ル、六月廿八日、利常利長ノ讓ヲ受ケ封ヲ襲フ、是ニ於テ大坂ニ如キ、豐臣内府ノ略右府ニ謁シ、襲封ヲ告ク、遂ニ駿府及ヒ江戸ニ如キ、兩將軍ニ謁シ、國ニ還ル、略本書今年、家康ノ駿府ニ在ル如ク、〔三壺聞書〕ハ 利長卿御隱居之事

慶長十年、利常卿大坂へ上リ玉ヒ、秀頼公へ御禮有之、夫レヨリ直ニ駿府へ御出大御所様へ御目見相濟、首尾殘ル處ナク、其後江戸へ御下向、將軍家御目見相濟略中 此時利長卿ハ富山へ隱居仕度由御願ナレハ、則願ノ通被仰付ケレハ、富山へ被遣奉行、有御普請富山ノ城代前田美作守ハ、俄ニ小松へ來ル、扱御普請出來シ、富山へ入セ玉ヘハ、金澤ヨリ富山へ引越人々ハ、神尾圖書、横山山城、淺井左馬、佐原出羽、今枝内記、宮城采女、原清左衛門、近藤甲斐、稻垣與右衛門、生田四郎兵衛、木村主計、神戸清右衛門、宮崎藏人、津田庄左衛門、吉田與左衛門、片山新右衛門、杉本覺之丞、團七兵衛、古江次右衛門、長田牛之助、土肥少兵衛、田邊助大夫、佃源太郎、其外小身衆、郡奉行、町奉行、小役人ニ至ル迄、鮎川ノ端ヨリ、諏訪磯部、木町マテ建續誠ニ花ノ都ト成シ、略下

〔年代記〕 同十年、御養子ニ被爲成松平氏ヲ賜ル、五月十一日侍從ニ被任、

〔三州志〕 慶長十年六月二十八日、公瑞龍公也、時ニ位ヲ我世子ニ讓ラセラレ、按スルニ、系譜ニハ、此嗣位ヲ慶長十一年六月二十八日トシ、武德大成記ニハ、六年トス、古典本ニハ、九年トス、皆非也、寛永十八年、官ハ上ラシ、譜牒ニ今年六月二十八日爲今年金城文アリ、有澤武貞云、此頃マテハ利光公小松ニ在城マシマス、諸又一日爲今年金城文アリ、有澤武貞云、此頃マテハ利光公小松ニ在城マシマス、諸説同シ、木村主計、公按スルニ、主計ハ木村加恩アツテ、二千石ニ至ル、後ニ黒主膳トシ、人瑞龍カラス、木村主計、公按スルニ、主計ハ木村加恩アツテ、二千石ニ至ル、後ニ黒主膳トシ、人瑞龍

中村長門ト大坂ニ嬰城シテ一ノ方ノ將タリ大坂陷城ノ後再ヒ本藩ニ米ヲ村才兵衛ノ
 祖ヲ聘シテ大君ヘ上書シ養老ヲ乞ヒ許命ニ因テ富山城城守ル此時美作小
 松ト云フ修造アリテ徒ラセ玉ヒ一山ニ城是ヨリ冬養老ノ命下リ十一月ノ春新
 川一郡十九萬石ヲ領シ皆非也其辨越中國守來因ニ詳也金澤城ハ微妙公ヘ讓
 リ玉フ是ニ於テ公ニ從スル諸臣金府ノ第宅ヲ擧テ今年ヨリ明年ニカケテ富
 山ヘ移搬ス是歲微妙公封ヲ襲グノ謝禮トシテ大坂ニ登リ日月詳秀頼君ニ謁
 シ夫ヨリ駿府ニ赴キ神君ニ拜謁夫ヨリ江戸ニ到リ大君ニ拜謁アツテ歸リ玉
 フ古典本ニ此コトヲ非也此時始テ江戸ニ於テ邸地ス疑クハ辰口邸カヲ賜フ年
 係ク誤レリ九年ニ因テ造館ヲ命ス時ニ慶長二年秀吉公ヨリ祖ヘ賜ハル所ノ伏
 落テ館速ト云ニ

〔三州志〕

二來因概覽 十年乙巳東照公將軍公新川一郡十九萬石坊本ニ或ハ二十
 萬石ト云中ニ詔也寛永十六年六月二十日微妙公ヨリ本多安房守八萬石城守
 慶安改作以前一郡ハ此十九萬石ハ養老領トシテ再ヒ富山城ニ徙リ玉フ
 〔三州志〕 二本封叙次考 三世微妙公慶長十年六月二十八日嗣封ノ初ニ加州四
 郡一圓此頃ノ石高考フヘカラス改作以後越中川西三郡一圓川波射水婦トハ

也此石名目ハ慶長十二年御定書ニ從テ也此三郡ナリ改作此時新川郡二十萬
 石ハ瑞龍公ノ養老領也微妙公ヲ御養老領ノ高ナレハ寛永十六年
 中ニ武明カ御分次第考ニ御系譜及城主記ニハ新川郡一郡ハ十八萬石ト記ス
 是見其頃ニハ免附サカニ知ル者ナリ一郡ノ石高詳ナラズ故ニ此初傳ニ十
 年ヨリ高ニテ内ヲ以テ石土方雄久預ノ地方一萬石分御合ナレハニ作而シ
 領ナニ收納セルヲ云トモ其年ハ越中ノ所領正九年全ク登州一郡ニ御養老領
 十萬石所務之御達モアリテ申付候來九萬石ノ相渡ルヘシハモトハ御自領
 引ノ御地ナレハ公邊ナキハズナリ且又富山從臣四百三十四人メ分切米收
 入ノ分江月夫略ス慶長十二年御定書ニ加州一圓越中川西三郡御養
 老領ハ新川一郡ナ

〔續漸得雜記〕

年六月十微妙公之事
 一國一郡を領し玉ふ御大名は御幼少たりといへともいり様其御器量有之と
 見へたり去は贈大納言利長公高岡江御隠居まし御國を利常公へ被爲讓

に付、金澤の御城へ御入之時分、御家中之諸士各登城、御白洲に列候して御目見仕る中にも御家老安房守○本田山城守○横山其外何れも御立關の雨落へ御迎に罷出也、然るに利常公未御若年の御事あれば年寄中を御心易立の氣味みや、少頭高見へける、推參に思召けるり、御乗物より御出有て、（釋カ）と御通り之時分、兩臣目出度御事杯、御祝之御會釋被申けれ共、無御返事、左右を御白眼被成せと御通り也、兩臣皆不與氣に見へけるに、安房守居直り、倍々目出度御事哉、昨今迄前田玄峯方に御隱便（釋カ）にて被成御座しりは、此大國の差引、御ういゝ敷社おのしまさんと、無心元存せしに、只今の御様子は、年寄ふる我等共を、物の數共思召さぬ御有様りな、若き者とを頼母しく思ふへし、御武運長久よ、あら目出さやと山城守と打うあつき、喜悅之體餘念なく見へけるとぞ、寔に御老中之了簡に違はせ、古今の御名將とそあり給ふあり、されり其旨を察せざる侍り、御若き殿様に無禮いたし、したゝかに見せつけられ、白髮衆のへらぬ口をいはるゝと、私語けるを、老功は深く感しけるとかや○中利常公、源峯の御室にはこくまれ、徹々成御暮しみて、俄ふ大國を領し玉へは、件（釋カ）の良臣にも御氣兼有るへけれとを、自然と御大將の徳を備へ給ふ故と感しぬ。

〔新山田畔書〕

ニ 御徙移○利光の金澤已後、木村主計ヲ御使者ニ被遣、富山御

隠居所ニ被成度由被仰遣、御願ノ通ニナリ、富山へ奉行人ヲ被遣、折節前田美作城代ナリシカ、神尾圖書、笹原出羽守代之、御用人共段々ニ往テ、地割指圖入、御覽安養坊、吳服町、水橋、新庄、岩瀬、百塚、鮎河ニ至迄、奉行人共集居御作事御用、其外家中士屋布割等ヲナシ、當分屋布ニ小屋掛ニテ居テ、普請作事スルモアリ、神尾圖書、横山山城、淺井左馬左馬、笹原出羽守、今枝内記、宮城采女、神戶清菴、三輪法受、才野伊豆、近藤甲斐、水原左衛門、稻垣與右衛門、生田四郎兵衛、木村主計、宮崎藏人、津田庄左衛門、古江次右衛門、長田牛之助、土肥庄兵衛、田邊助大夫、吉田逸角、行山新右衛門、杉本覺之丞、團七兵衛、佃源太郎ヲ初トシ、其外郡代、町奉行、代官等、追々ニ引越、イタチ河ヨリ、スハノ川原磯部、木町、吳服ニ至マテ透モ無テ屋布トナリ、作事ヲナス、富山ヨリ、駿府、江戸、大坂ノ御勤ヲ被成、四年富山ニ御座アリケル、

〔富山記録〕 富山ノ城ハ、安住ノ城ト申ス、神保安藝守四五代居之、其後佐々成政居城、其後利長移之、

富山之城地廣狭之事

本九南四南 東八東十三南 同

北八北十五東 同

後陽成天皇慶長十年

二ノ丸 南 四間 東 四間 北 二十五間
 三ノ丸 南 四間 東 四間 北 四十七間
 西ノ丸 南 四間 東 四間 北 四十八間

〔國事昌披問答〕

利長公御隱居御願之使、木村主計相勤候由相濟、富山へ御隱居被召連候輩誰々に候哉、答云、神尾圖背與村攝津、淺井左馬、笹原出羽、同織部、宮城采女、水原左衛門、近藤甲斐、稻垣與右衛門、生田四郎兵衛、木村主計、神戶清右衛門、宮崎藏人、津田庄右衛門、古江次右衛門、長田牛之助、土肥源兵衛、渡部助大夫、吉田三右衛門等を初として大勢也、

〔越中古事記〕

其頃富山御城代、前田美濃殿まし、俄み小松へ罷歸被申けり、金澤より富山へ引越人馬共夥敷、御用人共、當分安養坊、吳服町、水橋、新庄迄みち、たり、御屋形修造、御家中之作事思ふ、に若狭、越前大工まで集りけり、御供引越御家中之人々には、

神谷 圖書	横山 山城	淺井 左馬
笹原 出羽	子息 織部	今枝 内記
宮城 采女	水原 左衛門	近藤 甲斐

稻葉與右衛門	生田四郎兵衛	木村 主計
神戶清右衛門	宮崎 藏人	津田庄左衛門
吉田三右衛門	行山新右衛門	杉山 <small>(本々)</small> 覺之丞
同 七兵衛	吉江次右衛門	長田 牛之助
土肥 庄兵衛	田邊 助大夫	

人數貳拾參人

其外、小身衆佃源太郎等に至迄、數多引越、郡御奉行、町御奉行、融川之端より諏訪川原、磯部、木町に至迄、日々々繁昌し、俄に都と成に、身事閑敷に取紛て、きのふ今日とは思へ共、四ヶ年の歳霜を経給ひけり、

八月 己卯

二十一日、紀立像寺日治寂す

〔本化別頭佛祖統紀〕

二十 加越立像寺四刹開山日治上人傳

師諱日治、號蓮藏院、不詳何許人、洛龍華門下宿德、一時望重、加州亞相利家卿道契尤篤、所往請師、永祿中、小松城下築玉樹山立像寺、越中高岡邑啓妙法山立像寺、富山府造妙法山立像寺、天正中、加州金澤府建妙布山立像寺、於後國主有命替地於

同府泉野蓋崇往古日像菩薩北越驛次舊闕也復築寶林山妙感寺實師道餘烈風乎以慶長十年乙巳八月二十一日泊然而化

慶長十一年丙午 和元二千二百六十六年

二月 明慶子

十九日、成利常、小矢部福町村渡船、々頭に扶持を給す、

〔菊地舊記〕

當地船頭屋敷七段之所被成御扶持候條、向後晝夜共往行之者、舟渡無遅々可致之、若於闕如者可爲申事旨、被仰出候也、

慶長十一年二月十九日

横山大膳職 長知御判

奥村河内守 榮明御判

岡島備中守 一吉御判

篠原出羽守 一孝御判

山崎長門守 長鏡御判

小矢部福町村分

渡船船頭御中

是歲利長、礪波郡安居寺を再興す、

〔金澤藩源流記〕

三 此年 慶長十一年 瑞龍公、越中安居寺建立、

〔年代記〕

慶長十一年越中安居寺建立、

〔參考〕

〔彌勒山安居寺畧縁起〕

夫レ當山ハ、往昔養老三年 天一説ニ神龜ノ末印度ノ僧

善無畏三藏來朝セシ時本尊聖觀世音菩薩ヲ携ヘテ、有縁ノ勝地ヲ求メラレシ

カ、遂ニ此地ニ來リ草庵ヲ結ヒ本尊ヲ安置シテ、一夏九旬ノ間タ安居セラレシ

ニ據リ、安居寺ト號、略 後其畏クモ 聖武天皇ノ御宇當山ヲ勅願所ト定メサ

セラレ、略 中南北ハ桑山ヨリ蟹谷ノ郷ニ至リ、東西ハ川ヲ限リ不動池ニ至ルマ

テ領地トシ、其上ヘ香稻三千束ヲ御寄附アラセラレ、觀音堂、灌頂堂、金堂、講堂、大

塔、西塔、經藏、十王堂、鐘樓、仁王門、鎮守堂、及坊舍二十四坊建立シテ、鎮護國家ノ大

道場ト尊信セラレ、歷朝ノ勅願所トシテ、寶祚延長玉體安穩ヲ祈リ奉ルコト數

百年、略 中尋テ慶長十一年丙午三月、利常公當山ヘ御參詣ノ際本堂御修葺、同十

六年辛亥五月二十七日、利長公、御不例ニツキ御平癒ノ爲メ、一堂一宇御建立ノ

御立願アリケレバ、頓速御快復、奥村河内守、篠原出羽守、横山山城守、運判ノ書翰アリ、此時本堂、觀音堂、神明

後陽成天皇慶長十一年

宮、本社白山宮、本居辨財天堂、鐘樓、仁王門、繪馬堂、手水鉢、大小鳥居、及客廳、庫裏、土藏、長屋門等悉皆建築セラレタリ、又元和四年微妙院利常公、御參詣ノ由、豫テ郡代篠島豊前ヨリ報告アリ、當寺ニ御止宿、此時寺領二千石、並山錢三百文ノ地所ヲ寄附セラレ、門前地、諸役免除ノ御沙汰アリ、其黒印書類、今是レ前田家祈願所ノ蓋、當山造營ノ柱礎ナリ、

〔北國巡杖記〕

史料通信 誌第三後

彌勒山安居寺、略盛衰記に木曾義仲礪並山に戦ふとき、根井小彌太、二千餘騎を率してこの山に陣すといへり、貞治年中、桃井播磨守北國合戦のとき、此寺を放火すと、その古えは七堂伽藍にして二十四院ありしとかや、所謂弘法寺、安養寺、海教寺、專徳寺、真束寺、明教寺、萬福寺、成就寺、皆滿寺、本教寺、善應寺、妙相寺、善法寺、香城寺、歴却寺、無盡寺、金剛寺、觀音寺、神通寺、即現寺、功德寺、福聚寺、應頂寺、普門寺、右廿四院舊跡今に存せり、當院中興開山、權大僧都宗祐法師諸堂造營ありて、慶長十七年十一月七日、寂眼したまへり、

富山城、守將前田長種小松城に移る、

〔加賀藩史彙〕

五 長種、初名は勝安、前田晉所、與十郎、甚七郎ト歴稱シ、對馬ト更

ム、孝貞書上、寛文系圖、菅原系圖、前田晉所、藏系圖、家譜、〇家譜、菅原系圖、並ニ與十郎ト稱スルヲ載セシ、前田晉所、藏系圖ニ初、甚七郎、後、與十郎ニ作リ、又新齊日録ニ幼名三十郎、後、甚十郎ニ作、後、對馬守ニ叙セラレ、横山長幼ヨリ信長ニ仕ヘテ戰功有リ、寛文、長スルニ及ヒテ、蟹江城ヲ守ル、寛文、父長定一色城ニ移ルニ追ヒテ、前田城ニ轉ス、菅原系圖、家譜、家康ノ蟹江ヲ圍ムヤ、織田信雄其衆ヲシテ來リテ、前田城ヲ攻メシム、長種防禦頗力ム、竟ニ支フル能ハス、和ヲ媾シ、城ヲ致シテ去ル、又新齊日録、高德公之ヲ辟シ、一萬石ヲ賜ヒ、七尾城ノ守將ト爲ス、孝貞書上、寛文系圖、前田晉所、藏系圖、家譜、十四年、守山城ニ轉シ、二千石ヲ加フ、前田晉所、藏系圖、家譜、慶長四年、富山城ニ移リ、三千石ヲ加フ、十一年、復、小松城ニ遷リ、更ニ五千石ヲ加フ、孝貞書上、前田晉所、藏系圖、家譜、此ニ至リ、通シテ、二萬石ヲ食ミ、孝貞書上、寛文系圖、前田晉所、藏系圖、家譜、入持組頭ト爲ル、孝貞書上、前田晉所、藏系圖、家譜、寛永中、告老シ、披剃シテ、源峰ト號ス、菅原系圖、家譜、八年、小松城ニ卒ス、孝貞書上、前田晉所、藏系圖、家譜、前、孤雲源峰ト法諡ス、寛文系圖、前田晉所、家譜、十二年、菅原系圖、七家、家譜、〇前田晉所、藏系圖、家譜、ニ、七十九ニ作ル、寛文系圖、家譜、孝貞書上、リテ、以テ、推算スル、今、八、則、八、ニ、從、フ、初、メ、長種ノ尾張ニ在ルヤ、高德公ノ長女加宇姫ヲ承ス、名、加宇、ハ、王子、集、録、ニ、載、ル、〇我ニ事フルニ、及ヒテ、瑞龍公ニ、越中ニ、隸シ、孝貞書上、前田晉所、藏系圖、家譜、公ヲ輔ケ、民政ヲ理ス、與、三、兵衛、津、田、薩、左、衛、門、連、又、微妙、公

生ル、ニ及ヒテ之ヲ守山城ニ奉シテ鞠育シ、尋キテ小松城ニ奉ス、三國記、管後、家見聞集慶長中、天徳夫人徳川ノ來嫁スルヤ、越前金澤ニ適キテ之ヲ迎ヘ、與ヲ奉シテ還ル、瑞龍公代覺書蓋其公室ニ於ケル因縁スル此ノ如シ、故ヲ以テ三公特ニ之ヲ優待スト云、

慶長十二年丁未 紀元二千七百六十七年

是歲、利常、封内の量法を改む、

〔加賀藩歴譜〕 三本記 三 慶長十二年丁未、今茲封内用來る處の量を罷られ、斗根量に改らる、舊量に比すれば、差大なり

〔前田家譜〕 三 利常、慶長十二年、封内貢賦ノ法ヲ正ス、

〔三州志〕 續纂餘考 十四 十二年丁未、令シテ加越能三州ノ土貢ヲ改メ正ス、去年何マツテハ口米ノトアリ、見ハ口米、文祿ノ頃ハ高使詰免トテハ五斗二升、慶長九年納所ハ三斗免引トアリ、但シ口米ハナク、金子ヲ以テ何分ト上ヘ出スト云、慶長二三年ヨリ物成百俵ニ付二十六俵成トアリ可考

慶長十二年戊申 紀元二千七百六十八年

礪波郡、始めて菅笠を製す、

〔越中史料雜纂〕

天正十三年十一月、大震後、矢部村以北、立野村以南の間には、到る所池沼河川ありて、其沿岸には菅多く繁茂せりと雖も、土人之れを採りて、僅に蓑を作りしに過ぎざりしに、慶長十三年伊勢國奄藝郡原村の人、大野源作流浪して此地に來り、矢部村に居を定めて笠の製造を教へたり、之を伊勢笠と名づく、源作大に菅笠業の隆盛に赴かんことを欲し、戸々婦女子に奨励して製作せしめしにより、其業大に盛となれり、時人其製する所の笠を大野笠と稱したり、時の藩主前田利長、源作の功を嘉賞して許すに、世々笠の頭の稱を以てせり、然れども當時農家は業餘に菅を造り笠を製するものは、老少若くは勞働に堪へざるものにして、壯者は殆ど與からずと雖も、本郡にては苟も土地を有する者、必ず菅を栽培し笠を製するを以て、菅笠の産額毎年三千貫に出入し、一家の産額概して三四匁に達せりと云ふ、寛文十年、藩主前田綱紀、老臣今枝民部に命じて、菅若干を伊勢及近江に購ひ、本郡百卅餘村に配賦して之を植ゑしめたる等、大に斯業の發達進歩を奨励せられしにより、其業漸々盛大となれり、因て賣扱問屋數名、立野町吉田屋、傳右衛門、中保屋善右衛門、笹川村與三左衛門、下老子村五右衛門、開發村與三右衛門、上蓑村善右衛門、下蓑村清之丞、四十萬村間右

衛門、矢部四ヶ村甚太郎、同理右衛門を置き、菅笠賣捌を管せられたり、而して當時の販路は、北陸諸州及奥羽地方にありき、
 後享保年間の頃に至り、妻折笠と云ふ新形のものを作り、信濃及甲斐地方に販賣したり、寛延元年、伊勢津の人清吉といへるもの來りて、玉子笠の製法を立野町日尾長左衛門に傳へ、長左衛門亦其法を弘めんと欲し、四十萬村島倉屋宗左衛門、及其男元吉に謀りしかば、島倉屋父子自ら進みて其の製作に従事せしと雖も、未だ廣く行はるゝに至らざりき、然るに寶曆二年、近江信樂の人奥野礪五郎來りて、島倉屋元吉に傳へたる玉子笠は、漸次弘まりて之を信樂形といへり、是に於て菅笠の業頗る盛となれり、其製法も亦大に進めり、安永二年、越後の人清次郎と稱せしもの來りて、晴蓋形の製法を傳へ、寛政五年、加賀江沼の人山下伊平來りて新形を教へたり、之を山下笠と稱せり、是より本郡に到る所の村落には、必ず菅笠仲買の家あるに至れり、之を俗に笠屋といふ、

〔參考〕

〔西礪波郡立野尋常小學校報告〕 立野町ハ古來菅笠ノ製産豊富ニシテ、近郷ハ菅笠ノ中樞地トナリ、商人ハ銳意他縣ニ販賣セシヲ以テ、荷物券タル差紙ハ、

渾テ本村ヨリ、コレヲ配付セリ、殊ニ品質ノ善良ナル事ハ、立野笠ト稱シテ他ノ粗品ト區別セラル、ニ至レリ、而シテ其供給ノ方面ヲ區別シテ上行、下行ト稱ス、下行地方ハ關東奥羽ニシテ、就中、越後、信濃、上野、下野、陸前等ハ其需用最モ多キ地タリ、上行ニアリテハ中國、四國、九州ニ及就中、備後、周防、長門、安藝、伊豫、豊前、豊後、肥前、肥後等ハ其得意先ノ最タルモノナリ、シカ、維新以後頓ニ衰頽シ、其勢力自然地方商人ノ掌裡ニ歸シ去ルニ至レリ、

土方雄久、新川郡、采邑一萬石を能登に移す、

〔金府舊記〕

又問、土方領の起本は如何に候哉、答、慶長四五年頃、土方勘兵衛雄久は、利長公之御いとこにて、關東より御使に度々往來有之候、爲御與力、越中、新川郡之内一萬石被遣之、雄久、後河内守に任じ、關東奉仕也、慶長十三年、御鷹野之、さばりに相成候事有之、能州へ替地被遣候故、土方領と申候、

〔三州志〕

十三、年、戊申、公放鷹ニ不便ナルヲ以テ、土方雄久、河内ノ采邑、新川郡布市等ノ一萬石ヲ能州ニ轉ス、景周、按スル、雄久ハ布市一萬石ヲ賜ルトシ、或ハ、天正十五年トシテ、諸記一定セス、然レトモ、景周多年、之ヲ數十本ノ古記ニ改ヘ、附録、土方領部ニ記スニ、此ニ對セス、

〔石埼記録〕

慶長十三年、土方雄久ニ、田一萬石を能登國ニ賜ヒ、嚮ニ賜フ所ノ、

越中、新川郡ノ田ヲ歸サシム、改作方勤仕候、職事通載、土

慶長十四年己酉紀元二千二百六十九年

三月朔癸未

十八日、利長の居城越中富山火あり、尋て幕府に請ひ、同國關野に城きて之に移り、高岡と名づく、

〔三壺聞書〕

六下

慶長十四年春の事成に、三月十八日に、いたち川の端なる柄

巻屋彦三郎と云もの火を出して、折節風けまきて火氣四方にちりかかり、御城を初侍屋敷不残やけ野と成にけり、千石町神戸清右衛門家やけ残り、是へ利長公入らせ、其時至て、哀成事の、妾の姫たち數多にて、御居間の土藏に何も入て、年寄たる小性壹人番人に付置らせらむけるに、女中も番人も何も火焔にむせて果てにけり、千石町に三日御逗留被成處に、魚津城青山佐渡より御膳を上る、それより魚津へ入らせらる、○加賀藩歴譜には、二十二日金澤より人持物頭不残はせ参り、滑川新庄水橋に宿札打相詰、御用共承る、御前には人持衆伺公仕り、御咄之上に、富山と申所は、度々火事の參所なり、富山の火事は、必劔之火事と申傳る、此度御思案被爲成可然旨申上るに付、さらば此序に所を替んと思召、關野

は可然所なりと、御館圖を被相調關野へ御越被成度思召之旨、江戸へ御案内にそ及給ふ、宮崎藏人を爲御使者江戸へ被遣、往來十一日にて罷歸る、越中之内何方にても願之通と上意にて、利長公御悦喜被成、藏人早々罷歸候とて、御羽織に銀子三拾枚拜領いさしけり、關野へ御出有て、御指圖被仰付、晝夜を掛けて御作事いそかせ給ふ、能州より其時分大形松材木、雜木の材木、庄川よりの材木にて、三ヶ國之人足諸奉行あつまりて早々出來し、波著寺法印兩愛宕法印來りて、御祈禱被仰付、關野を改高岡とそ申ける、富山森山の町人とも引越へ、追々に作事して、急富家とそ成にけり、慶長十四年八月十六日、御移徙の御祈禱也、○寸金雜難記、加賀藩歴譜、事なし、但歴譜には、八月十六日御移徙城なさる、或は十月又十五年、御入城と云とあり、また越中古文書、前田貞親手記にも、本條の事記載あれども、誤認あるを以て採らず

〔加藩國初遺文〕 八

其元不相殘火事出來之由無心元候に付、即申達候委曲本多佐渡守可申候、謹言

卯月四日

越中中納言殿

秀忠御判

其許火事之義無心元候而重而指越使者候仍而目錄之通指越之候、委曲都筑彌左衛門可申候、謹言、

卯月五日

秀忠御列

越中中納言殿

不慮之火事出來候而居城悉燒失之由、不及是非候居城普請之儀何方にても其方次第候御氣遣有之間敷候、定而將軍より右の分にて可有之候、爰許も火事の時分取亂候間、其地之義推量申候、謹言、

卯月六日

家康御列

越中中納言殿

其地火事出來無心元候條、以使申候、其元之様子委敷承度候、然者小補五十、夜之物十進之候、謹言、

卯月十日

家康御列

越中中納言殿

被成下御内書謹而頂戴忝奉存候、不慮之火事出來仕候、誠早々被下御下知候段、冥加至極奉存候旨、可然様御取成所仰候、恐惶謹言、

卯月十日

羽柴肥前守
利長御列

本多佐渡守殿
大久保相模守殿

就火事義重而被成下御内書謹而頂戴忝奉存候、仍御服五十、御夜之物十、種々拜領、誠難有次第、冥加至極奉存候、猶横田甚右衛門殿可被仰上候間、宜預御取成候、恐々謹言、

卯月廿四日

羽柴肥前守
利長御列

村越茂介殿

〔當代記〕

五 三月廿二三日比、羽柴肥前守居所越中國外山城燒亡、吉光脇指落

葉壺カタツキ、火難ヲ遁、其外財寶悉燒失、慶長同シ、年

〔加賀藩諸家所藏文書〕

佐玄よ ○神尾圖資
いなりき ○稻垣與三右
衛門町奉行

ひ ○肥前
守 利長

尙々としよりともしきると、大方のり候の、早々もつてにし候へ
く候、

せんとのしうとりのゑつに、やしきりのさしつをつきあはせ候て、此方へも
ちてこし候へく候、大方此方にてみ候て、きにあはす候所候の、さんかう可申
候、しし、

四月廿二日

佐玄よ

えひ ○羽前
柴 守

かはる事申こさるへく候、

高おりふしんの義に、一りきひけん候、ねんの入申こされ候、まゆりい申候、ま
丸いまたとりつき不申由候、其所出来なく候へは、一るんにむさき事候間、ひら
ふともになりますし申つけ度候、しし、

八月三日

えうき ○松平伯耆
高岡家老

えひ

はまのしふんは、大川にわ、ふるりす申つけ、小川には、ふるりしをとうざ
申つけ度候、

わさと申入候、依我々來廿五日より同廿九日までの間に、こし可申候間、さいせ
ん申つけ候ことく、つりしともかり度候、内々申つけられ候て、こしかきまでそ
へて可給候、しし、

八月五日

えうき

えひ

佐玄よ

其心へにて、日げんのじぶん申こし候へく候、

わさと申入候、依高おかへてたましの義申つらい候所に、廿八日のころの、ばん

所、たりべや、へいゑとも、出来いたし候ましき由、此ふんに申こし候間、らい月四
五日ごろまでのべ可申候と存候間、そのもと本丸のふしんのでい、山城出羽
とへぞうたん候てもつとも候、しし。

八月八日

控まよ

とひ

ひる

尙々、らい月三日より七日までのぶぶん、ふしんの出来、そうちいつまでたつ
ねられ、吉日をとられ申こさるべし、
わさと申入候、依我々はたまし、らい月五日六日のころこし可申候、其方にてふ
しんぶきやうると、口をきられ、ほん丸のへいゑと出来候は、其ぶぶんのひと
りをたつねられ候て申こさるへし、だりへやると、馬やるとは、おそく候てもく
るしからす候、たゝきとい、へいゑと出来候てよ、候、しし。

八月八日

控まよ

とひ

ひる

尙々、かしらくも、まいにちふしんばへ出候よう候や、
おつて申入候、依此間たゝきといゑと、そんしのほりおそく出来候、其うへふし
んも此いせんより、とりもゆりさるようきこへ候、其ふんにみへ候や、ふしん
のでい、しのひくみられ候て、ようす申こさるへし、りやうの義、ふしんぶきや
うへ申され候事も、むよう候、此いせんより、ふしんにせいもいらす候よう
に存候、しし。

八月十三日

控まよ

とひ

ひる

尙々、らむる義申さるへく候、

我々はたましの吉日、ほうのんよりおふせ給候、來十一日吉日の由候、それより
るをも十三日一たん吉日のよし申こされ候間、十三日はたましいたし可申候

後陽成天皇慶長十四年

間、内々ふしんふきやうへも申さりされ候へし、其心へ候て、人そくうしると申つけられ可申候、しん。

八月十五日

佐玄よ

ひる

とひ

申つけ候事候、其心へ候へし、其方ちきやう、さうきよりおしく候て、其方はしるのかたへちりき所にいられ候へし、

八月廿二日

わさと申入候、依せきのにてとしよりのものやしき、高ちきやうしたいに、すこしもしろぎに申候やうにと申つけ候間、其方どんがはりにて候とも、せきのへまいり、まぢりしらに申候物など、そうたん候てきせめ候て、此方へいこされ候へく候、さいせんより申出し候ことく、すこしもしるへちかき所に、高ちきやうの物、以下

佐玄よ

とうき

ひ

さへ出来候へはよく候、しん。

八月廿六日

高おか本丸つきとめ、いづれもくつれ申候由候、三ヶ國の物とも、久々本丸のふしんにかゝり、ようく、此間出来の所に、右りきくつれ申候由候、我々まやはせゐるきゆへにくるしりらす候間、くつれ申候所に、いもかりるとゆいまはし候て、おき申候やうによく候へく候はるへなり候て、ちりしたいにいたし可申候、本丸のへい、并つちはし出来たい、ふしんの物あけ可申候間、内々其心へ候へく候、きくし、O初の、さへ出来云云、以下二行に續くならん

佐玄よ

とうき

ひる

とひ

尙々三分一ほどの人をのこし候てくれ候ように申度候、

後陽成天皇慶長十四年

わざと申入候、依十三日、たましたし申候内々申ことく、其いせんに加州ふ
じんの物あけ度候間、兩人より此よし申さるへし、いまたうちほめらる候は
んと申され候とも、たつて申候て、くつろき候ように申さるへし、こんとはおの
せいの入候ゆへ、此まぶんわたましまんぞく申候由、兩人よく申度候、しし。

九月五日

陸しよ
いなかき
ひ

尙々、其方事、大所は候て、大所のくちく、りまであけ候て、いれ候へく候、おも
てへのとり陸きに、なるともいられ候へく候。

今日八日の書状、同いのこくひけん候、依おうへ、同陸きの間、物おき、大所いつれ
も出来、みで、ぶきやうともよりのりきつけ給候、みと、け候、城中いま、ちきや
ううちのた、きと、ひき、ままり不申由候、うむ、十二日、ふしんの物入もま
しく候、出来い、し候、んもくるし、りらす候、ひのようじんが、さく申つけられ

候へく候、しし。

九月八日

陸まよ
とうき
ひ

尙々、我ら義は、明後日、早々可參候、

わざと申入候、依内々申候、おんなむらのり申候、こしとも申つけらる候て、こし
りせずんと申つけ候、ことくに申つけ、十二日、みこれまで可給候、いま、こしの
まいり候、さ、なく候間、一書申入候、しし。

九月十一日

〔金澤藩源流記〕

四 三月十八日、富山、鮎川、邊ヨリ出火、火本柄、卷屋彦三郎、御城
并侍家、不殘、燒亡、依テ、神戸、清右衛門、宅、千石町、住へス、被爲入、來ル、廿一日、迄、御滯
在、此時吉光ノ御臨刺等落葉ノ 廿二日、魚津ノ城へ被爲移、始ヨリ爲御城代佐
渡守吉次此所ニ居
ス、青山、金澤ヨリ、諸士、群集シテ、窺御機嫌、當夏中、此所ニ御在城。

〔越中古事記〕

慶長十四年の春三月十八日、鮎川の端なる柄卷屋彦三郎家よ

り火を出し折節風烈敷火花四方に散懸り御城を始め侍屋敷不殘焼失したち
 まち野と成千石町神戶清右衛門家残り利長様是へ入らせ給ひ其節に至て哀
 成は御寵愛之女中方を御居間の土藏へ入て老人一人付置給ふに一人を不殘
 果にけり千石町に三日御逗留被成所に魚津の城代青山佐渡より御膳を上る
 夫より魚津へ被爲入金澤より人持物頭不殘馳來り滑川新庄水橋迄宿札打相
 詰御用承り御前に人持衆伺公仕候

〔三州志〕

十四卷餘考

公以爲ラク富山ハ立山ニ近ノ風力常ニ烈シクシテ救火ニ不

便ナレハ在城宜シカラストノ玉ヒ射水郡關野ニ古野或ハ關野ニ作ル其頃下關
 野村領内ノ關野中ノ土地神社アリ今ノ客館跡ト云公築城ノ時瑞龍ノ社地ヘ城
 ヲ築カシメ即チ回音崎藏人ヲ聘使トシテ且是ヨリ先キ卯月六日開シ玉ヒレハ
 宮崎此往來十一日居城警了ノコト何方ニテ其方服并御氣道有之問敷フト
 ナ改メテ高岡ト號ス此時城繩ヲ高山南坊長如命シ名ケサセラル高岡ノ説最
 非ナリ景周按スルニ古ヘ支那周王盛徳アリテ鳳凰ノ殿閣ハ向キニ秀アルヨ本
 引移シハル伏見ノ秀次君遣館ナリ引移スヲ云フ説ハ此高岡ノ遠ノ館ハ關江ノ
 其元材ナ用テ又客館涼所造チ葺シテ今只土庫ノミ存ス庫中即チ故ノ曝涼所館
 延元材ナ用テ又客館涼所造チ葺シテ今只土庫ノミ存ス庫中即チ故ノ曝涼所館